

ネパール連邦民主共和国  
財務省

ネパール連邦民主共和国  
人材育成奨学計画  
準備調査報告書

平成 28 年 3 月  
(2016 年)

独立行政法人国際協力機構 (JICA)  
一般財団法人日本国際協力センター (JICE)

資金
JR
16-008

# 要 約

## 1. 調査概要

### 調査背景

人材育成奨学計画<sup>1</sup>（以下、「JDS」）事業は、我が国政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度よりウズベキスタン及びラオスの 2 カ国で開始された。その後、対象国を広げ、2015 年度までに 14 カ国を対象としており、今般、ネパール（以下、「ネ国」）政府より 4 期分の留学生受入計画にかかる要請を受けた。

JDS 事業では従来にも増して、更なる事業効果の発現・効率化を図るべく、2008 年度より、段階的に新しい制度による JDS（以下「新方式」）がウズベキスタン、ラオス、モンゴル、タジキスタンにて導入され、その後順次既存対象国に新方式が導入されてきた。

今後 JDS の有効性を維持向上させていくためには、JDS 事業のこれまでの成果を整理して位置付け及び優位性を見直すことが重要との認識もある。そこで JICA は、基礎研究「人材育成支援無償（JDS）の成果に関する要因分析」<sup>2</sup>を 2014 年 11 月から 2015 年 5 月まで実施し、それらから得られる学びに基づいて事業実施方針及び戦略を検討の上、積極的に JDS 事業の強化を図っていくこととした。

なお、当該基礎研究の結果、JDS 事業全体の課題として主に以下の点が挙げられている。

- ・ 入口・出口にかかる戦略策定。
- ・ 親日・知日人材の育成、ネットワーク構築、フォローアップ。
- ・ キーパーソンを取り込む人選と付加価値の醸成。
- ・ 国内における事業の認知度の向上。

2016 年度から新規で JDS 事業が開始される予定のネ国、及び今後、事業継続の妥当性を検証した上で事業が継続される国々では、当該基礎研究結果を受けてこれら課題を勘案しつつ各国固有の課題を踏まえた留学生受入計画を検討することとなる。

ネ国では以上を踏まえつつ、プロジェクト実施の妥当性の検証と共に、先方政府のニーズを把握した上で、当該国における国別援助方針及び JICA プログラム等を踏まえたプロジェクトの形成を目的として、本準備調査が実施された。

<sup>1</sup> 人材育成奨学計画：現在 12 カ国を対象に我が国無償資金協力により実施されている人材育成（留学）スキーム。英文名称は、The project for Human Resource Development Scholarships(JDS) Project

<sup>2</sup> 「人材育成支援無償（JDS）の成果に関する要因分析」、国際協力機構/国際開発センター（2015 年 6 月）①JDS の事業効果を発現させる案件形成及び実施プロセスのポイントを検証の上で整理し、②JDS の競争力強化のポイントを抽出して今後の事業実施方針及び戦略に繋がる提言を得ることを目的として本調査を実施した。

## 調査目的

本調査の主な目的は次のとおりである。

- ネ国国家開発計画や我が国の国別援助方針に基づき設定されたサブプログラム/コンポーネント及びサブプログラムごとの適正な受入人数案について、調査団と現地運営委員が協議・合意し、また事業実施期間中を通して実施される受入大学による特別プログラムの内容・経費規模を検討し、次年度以降に実施される4期分の留学生受入に関する事業規模案の算定を行う。
- 各政府機関から推薦された応募者に対する選考を行い、最終的な留学候補者を決定する。その過程で、調査団と対象機関関係者との協議、受入大学の教員と現地関係者との協議を通じて得た情報に基づき、受入大学の参画を得て各サブプログラム基本計画の最終案を作成する。

## 調査手法

本調査の中で、2015年7月から2016年3月までネ国において現地調査を実施した。

- 2015年7月： 調査方針の確認
  - ① 日本の援助方針、ネ国の開発ニーズに合致するサブプログラム/コンポーネントの設定
  - ② 各サブプログラム/コンポーネントに対する教育プログラムを有する本邦受入大学の配置案の確定
  - ③ 各サブプログラム/コンポーネントに対応する対象機関の選定
  - ④ 実施体制の確認
- 2015年7月から2016年3月： 第1期の留学候補者の募集・選考
- 2015年10月： 事業規模の算定
- 2016年1月： 各サブプログラムの事業計画（サブプログラム基本計画）案の策定
- 2016年3月： サブプログラム基本計画の確定

## 調査結果

ネ国におけるサブプログラム・コンポーネント一覧

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	受入予定人数
1. 持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備	1-1. 経済政策	国際大学大学院	国際関係学研究科	3
		広島大学大学院	国際協力研究科	2
	1-2. 産業振興政策	国際大学大学院	国際経営学研究科	2
		立教大学大学院	経営学研究科	2
2. 平和の定着と民主国家への着実な移行	2-1. 行政運営能力強化支援	明治大学専門職大学院	ガバナンス研究科	2
		国際基督教大学大学院	アーツ・サイエンス研究科	2
		山口大学大学院	経済学研究科	2
	2-2. 国際関係の構築	立命館大学大学院	国際関係研究科	3
	2-3. 法制度整備支援	九州大学大学院	法学府	2

## 妥当性の検証

検証の結果、ネ国が JDS を通じた人材育成の必要性に基づき設定されたサブプログラム／コンポーネントは、ネ国開発課題や我が国の援助方針における援助重点分野に合致したものであると言える。

人材育成に関するプロジェクトにおいては長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、案件目標、特にプロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標は、当該開発課題の解決に必要な知識を習得することを通じて、中央省庁を始めとする政府機関における政策の立案等に携わる人材の能力が向上することであるが、留学生が習得した知識が帰国後、各政府機関にて効果的に活用されることや、活用のための機会及び職務が所属機関によって与えられることを通じて、究極的には「母国の開発課題解決に貢献すること」に帰結することが望まれる。

プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての指標は以下の通りである。

- ・ 帰国留学生の修士号取得
- ・ 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
- ・ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

指標「帰国留学生の修士号取得」及び「帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上」については、募集時における各サブプログラム及びコンポーネントの対象機関の人事担当や事業趣旨に合致した人材をターゲットにした応募勧奨、学問的基礎知識・関連する職務経験・基本的な素養・帰国後の貢献可能性等を踏まえた選考、及び来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリング（面談形式による学業・生活・健康面での状況管理とアドバイス）を確実に実施することにより、高い成業率の達成及び能力の向上がされてきた。

また、指標「帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施」について、ネ国では公務員人事を掌握する総務行政省と JDS 留学生本人との間で、「JDS 留学生は帰国後最低 5 年間、行政官として政府機関に勤務すること」、を誓約する誓約書を取り交わすことで、留学生が帰国した際に行政官として政府機関に復職し、日本で取得した知識・能力を活用できるよう取り組むこととなった。

ネ国では、JDS 留学生が 2 年後に帰国し、政府機関の中核的役割を果たす人材としてネ国の社会・経済開発及び復興事業に貢献することへの期待が高い。今後、財務省及び総務行政省が主体的に留学中の留学生のモニタリングや帰国後のキャリアサポートを行い、帰国留学生が日本で習得した知識を生かして活躍することで、ひいてはネ国の社会・経済の発展に貢献できるように支援することが期待される。

## 概略事業費

JDS を実施する場合に必要な事業費総額は、2.92 億円となる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

- (1) 日本側負担経費  
2.92 億円（2016 年度事業 3 ヶ年国債）
- (2) ネ国負担経費  
なし

### (3) 積算条件

- ① 積算時点 : 2015年10月
- ② 為替交換レート : 1US\$ = 124.40円  
: 1NPR = 1.21円
- ③ 業務実施期間 : 事業実施期間は、実工程に示したとおり。
- ④ その他 : 積算は、日本国政府の無償資金協力の制度を踏まえて行うこととする。

## 2. 提言

ネ国において各国ドナーの奨学金プログラムが実施される中、JDS事業の目的を達成し、その効果を最大限に生かすためには、事業の入り口部分において多くの応募者を集め、かつ応募者の質を確保することが重要となる。

優秀な応募者を確保し、将来ネ国政府の要職を務めるような人材を厳選して日本に送り出すためには、実施代理機関が実施する募集説明会やJDSの広報活動のみならず、毎年一定数を日本に派遣しているJICA短期研修の修了生への応募勧奨やJUAAN<sup>3</sup>の開催する留学フェア及び現地で活発に活動する日本留学帰国生同窓会（JUAAN、JAAN<sup>4</sup>、NJAA<sup>5</sup>）との連携を図る等の取り組みが望まれる。

また、ネ国JDS事業においては、初年度の応募者数よりさらに多くの候補者を得るためには、ネ国側の主体的な取り組みを促すことは重要であるが、それだけではなくネ国側と協力し新聞記事への掲載や広告の掲載等一般メディアを活用するなど、広報ツールを多様化してできるだけ多くの潜在的候補者に情報が届くように広報していく必要がある。ネ国側に主体的に取り組んでもらうためには、JDSはネ国の行政官のみを対象とし、同国の開発課題に合致した人材育成のプログラムであること、JDSがネ国の中長期的な発展に資するプログラムであること等の説明を対象機関及びネ国側の関係者に対して根気強く行い、理解を深める必要がある。

また、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられていること、既存のプログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国及び留学生個人に即したカリキュラムが提供されるなど一貫した指導体制・受入体制が整えられていること、また滞日期间中を通して定期モニタリング等の留学生が受けられる手厚いサポートがあることも、JDSの比較優位点として積極的にアピールを行う必要がある。

さらに、JDS事業の効果を高めるためには、JICA専門家や青年海外協力隊等、他JICA事業との連携強化等により更なる事業広報や、今後の事業でカウンターパートになり得る優秀な人材のリクルートを行っていくことが必須であり、オールジャパンでの取り組みが望まれる。

本調査を通じて得られたネ国JDS事業の課題・提言は、以下の通りである。

<sup>3</sup> 現地日本留学経験者の同窓会組織（日本留学同窓会ネパール：JUAAN）。

<sup>4</sup> JAAN: JICA Alumni Association of Nepal

<sup>5</sup> NJAA: Nepal JSPS (Japan Society for the Promotion of Science) Alumni Association

### (1) JDS の現地実施体制についての留意点

JDS の実施体制については、対処方針会議及び現地調査を経て、ネ国側は財務省及び総務行政省がネ国側のメンバー、日本側は在ネ国日本国大使館、JICA ネパール事務所となった。

しかしながら、本調査開始当初に運営委員会メンバー及び JDS 担当となった財務省及び総務行政省の 4 名のうち、2016 年 3 月実施の基本計画書の策定合意までに同じポストに留まっているのは 1 名（財務省 JDS 担当課長）のみであり、他 3 名は全て他の部署もしくは省庁へ異動した。特に総務行政省は他省庁へ異動するまでの一時的所属先となることも多く、2015 年 7 月の現地調査時から、半年間で担当局長が数回代わっている。ネ国での事業運営にあたっては、運営委員会メンバーである財務省及び総務行政省の担当者による JDS 事業の理解は不可欠である。頻繁に起こる人事異動が事業運営に影響を及ぼす可能性があることには留意しておく必要がある。

また、ネ国政府の奨学金委員会は政府職員へ供与される奨学金の配布について強い権限を持っており、JDS 事業における対象省庁の最終決定は奨学金委員会によりなされるため、総務行政省を通して奨学金委員会との連絡・調整には十分に留意する必要がある。特に、対象機関への候補者募集に関する通達は、奨学金委員会が書簡を各対象機関へ送って行うことになっているため、毎年事業の開始時に実施される事業の全体方針を決定する第一回運営委員会の前に、対象機関についてのすり合わせを奨学金委員会と行うことは必須である。

### (2) ネ国における JDS の比較優位性の活用とアピール

JDS の開始にあたって、財務省国際経済協力調整局局長から、「JDS のようなプログラムは他のドナーとの間では存在していない。他の留学プログラムでは民間と競争することになり、確実にネ国政府行政官を留学に送り出すことはできないのでありがたい」との言及があった。ネ国では、オーストラリア、米国、ドイツ、中国等の多くのドナーによる奨学金プログラムが実施されているが、その中でも JDS はネ国政府行政官のみを対象としている点で際立っており、他の奨学金との差別化を生んでいる。

また、特別プログラムは個々の国の事情やニーズを反映した補助的な指導を可能としており、他ドナーのプログラムとは一線を画していると言える。さらに、実施代理機関の生活サポートに加えて、JDS が留学生に対してきめ細やかに支援を行っていることに特徴がある。

募集説明会などの機会においては、これらのセールスポイントを売り込みのツールとして戦略的に活用することが望ましい。これまで、他の国にて JDS 事業の立ち上げを行った際にも、JDS 自体がその国に定着するには時間がかかってきていることから、広告塔となる帰国生がいない間は、特にこれらの比較優位性を積極的にアピールすべきである。

### (3) 留学候補者獲得の効果的な戦略立案のための提言

留学候補者の獲得における課題と提言を「応募者の獲得」、「募集方法」、「資格要件と候補者の質」の観点から以下にまとめる。

#### (ア) 応募者の獲得について

今年度の募集においては、配置された留学者数の 5 倍以上の応募者数を獲得した大学・研究科があった一方で、募集期間を 2 週間延長しさらに資格要件を緩和した上で再募集したものの

3 倍に応募者数が届かない大学・研究科がいくつかあった。応募者の獲得については、以下の 2 点について対策の検討が必要である。

### ① 対象機関の拡大

今年度の応募では、二つのコンポーネント「産業振興政策」「国際関係の構築」への応募者は定員の 3 倍に届かなかった。期間を延長した応募勸奨では当該コンポーネントに関係する対象機関への働きかけを重点的に行ったものの、3 年の職務経歴など、応募要件を満たした潜在的候補者の絶対数が特に外務省では少ないことが課題となっている。については、現在対象機関となっていないものの当該分野に関係する省庁についての調査を行い、さらに該当する候補者の確保が見込める政府組織の追加が可能かどうか、関係者と検討する必要がある。

### ② 受入大学との連携

今年度が初年度であるため JDS 事業についての現地での知名度が低いこと、また帰国留学生がいなかったため口コミでの情報発信を十分に行うことができないこと等が、十分な候補者確保の困難な点として挙げられた。来年度以降、受入大学及び留学生から協力を得つつより具体的／魅力的な大学紹介資料の作成に努めると共に、専門面接で教員が現地入りする機会を利用して、大学紹介セミナーを実施する等、大学の協力を得つつ広報手段をさらに工夫することが望ましい。

2016 年 2 月実施の専門面接（ネ国内での大学面接）では、日本から大学教員が現地入りした際に各対象機関の職員を集めた大学紹介セミナーを総務行政省内で実施した。出席者からは「実際に大学教員から大学プログラムの内容を聞き、研究可能な専門分野の確認ができた」「大学のウェブサイトだけでは具体的でかつ欲しい情報を得ることは難しいが、セミナーでは気軽に先生から魅力的な学生生活や所在地の様子を聞くことが出来た」等の声が聞かれた。これらの取り組みは引き続き来年以降も実施したい。

#### (イ) 募集方法（募集ツール及び募集説明会）について<sup>6</sup>

今年度は、募集期間中に多岐に亘るツールを活用して募集活動を行った。応募時の候補者へのアンケート調査を行ったところ、応募のきっかけとして最も回答が多かったツールは「所属先の奨学金担当者からの紹介」であった。また、応募者の 62%が募集説明会に参加していた。特に今回の応募では連邦地方開発省の応募者数をもっとも多かったが、その要因としては人事・総務担当者が積極的に地方を含め省内での JDS 事業の紹介に努め、さらに省内での説明会を実施したところが大きい。

参考になったメディアでは、「JDS ウェブサイト」が最も多かった。来年度の応募では、引き続き省内の奨学金担当部署への働き掛けを強化すると共に、魅力的な JDS ウェブサイトのデザイン作り、さらに省内の奨学金担当部署からの紹介で募集説明会に出席した潜在的候補者へのフォローアップをきめ細かに行うことが効果的であろう。

また、候補者は上記のウェブサイトだけでなく、募集説明会で配布した募集要項、ポスター、在ネ国日本国大使館の発行したプレスリリース、新聞広告等、多様なツールから情報を得て応募していることが分かった。

当該アンケート結果から、省内での広報活動が募集の鍵であることは明白でもあり、候補者となる可能性を秘めた行政官へのアプローチ方法としては、引き続き対象機関担当者への説明と働きかけが重要である。ただ、それらが万能の特効薬（ツール）では無いため、引き続き様々

<sup>6</sup> 募集ツール及び募集説明会の詳細は資料 8 を参照。

な方法を工夫・検討する必要がある。

なお、今年度の募集方法（ツール）では以下の 8 点の方法を用いた。

#### ① ネ国政府からの情報発信

総務行政省から対象機関に応募勧奨を促す書簡が発出され、同時に総務行政省のウェブサイトに JDS の奨学金プログラム情報が掲載された。

#### ② JDS ウェブサイト

JDS ウェブサイトを作成し、応募要件、大学情報、選考日程等を掲載した。潜在的候補者から、応募書類のダウンロードのパスワード問合せ者数が 103 名、追加募集期間中の応募書類のダウンロードのパスワード問合せ者数は 70 名で、計 173 名からの問い合わせが確認された。なお、ネ国の JDS ホームページのアクセス数は計 2,522 回であった。

#### ③ プレスリリースの発出、ウェブサイトへの掲載

在ネ国日本国大使館が JDS 事業の開始についてプレスリリースを発出し、当該記事が地元メディアに掲載された。また、JICA ネパール事務所もウェブサイトへ JDS 事業の開始についての記事の掲載を行った。

#### ④ 対象機関への協力依頼、募集説明会の実施

各対象機関に対して、機関内の若手職員への広報、募集説明会への協力、候補者の推薦（応募見込みのある潜在的候補者リストの提出）を依頼した。特に、各機関の JDS 担当者の協力が必要不可欠なため、担当者の十分な理解を得られるように手厚く説明を行った。また、9 月～11 月の間に対象機関の候補者向けに説明会を行った。

募集説明会では、財務省、在ネ国日本国大使館、JICA ネパール事務所が参加し、JDS 事業の意義や、我が国のネ国への経済支援の包括的方針等を説明したことにより、JDS 事業の目的や応募方法の説明に終始するだけでなく、オフィシャルな奨学金事業としての印象を参加者に与えることができた。

また JUAAN の協力を得て、日本留学経験者から研究計画の書き方や、日本や日本での生活を魅力的に説明するプレゼンテーションもあり、参加者からは「研究計画の作成に不安があったが、分かりやすく作成ポイントを説明してもらえた」「具体的に日本留学をイメージできた。是非日本に留学してみたい」とのコメントがあり、大変好評であった。

候補者へのアンケートでは、回答した候補者の 60%以上が、募集説明会に参加していた。

これらの試みは応募を促進する上で必要不可欠なアプローチであり、引き続き工夫を重ねながら実施することは必須である。

また、各募集説明会の出席者、省庁から推薦された候補者へ電話にて応募を勧めるフォローアップの応募勧奨を行った。他国の JDS 実施国では募集説明会の実施はもとより、説明会後の個別のフォローアップが候補者の獲得に繋ぐ重要なキーポイントとなっている。ついては、ネ国でも引き続きこれら地道な取り組みを積極的に行い、一人でも多くの優秀な候補者獲得に繋げることが肝要である。

#### ⑤ 募集要項・応募書類・応募勧奨ツールの作成

応募に必要な書類一式、応募勧奨ツールとして、募集要項 500 部、応募書類 500 部、ポスター 100 部、フライヤー1,000 部を作成し全 14 対象機関へ配布した。



## ⑥ JICA 専門家、現地同窓会組織への協力依頼

日本留学帰国生同窓会（JUAAN、JAAN、NJAA）、及び JICA ネパール事務所の専門家の協力を得て、対象者や関係者へ JDS 情報の配布及び応募勧奨への協力を依頼した。

JICA としても、JICA 専門家やプロジェクトとの連携を高め、我が国が支援する開発協力の分野の担い手となる優秀な人材を厳選して我が国へ送り育成したいという方針があるところ、事業の「入口」である候補者の募集では、優秀な人材に「我が国を如何に売り込むことができるか」、が鍵となる。

そのためには、一つの方法として、上述のように、募集説明会では在ネ国日本国大使館、JICA ネパール事務所、JUAAN 等の協力を得て、来年度以降も実施することを期待したい。

また、JICA 専門家や JICA 技術協力プロジェクト等の協力を得て、カウンターパート機関内での JDS 事業の広報等を行っていただいたが、当該試みを継続したい。特に、コンポーネント「法制度整備支援」及び「行政運営能力強化支援」の候補者の中に、JICA 関係者から JDS の情報を得て応募した候補者が複数名確認され結果に繋がっている。

さらに、留学生の来日前の事前オリエンテーションでは、各分野の JICA 専門家や JICA 事務所各セクター担当者（所員、企画調査員等）と意見交換の場を設け、論文執筆のための参考情報や文献の紹介、研究計画へのご助言等を頂く予定である。これらの試みは既に、ラオスやキルギス等で実施され、来日前の JDS 留学生から「専門家からのアドバイスは非常に有益であった」とのフィードバックを得ている。

## ⑦ 応募期間の延長と新聞広告を活用した広報活動

10月27日の締切後、有効応募者数を確認したところ55名と最大派遣人数（20名）の4倍を満たしていないことより、11月10日に財務省で緊急の臨時運営委員会を開催し、11月27日までの応募期間の締切延長及び、資格要件の再検討（Gazetted Officer として3年の職務経験を公務員として3年の職務経験へ緩和）等の承認を得た。また、新聞広告への掲載が運営委員会メンバーより提案され、JDS 事業を広く広報するために、現地の英語・現地語4紙への広告掲載を延長期間中に実施した。

応募期間の延長と上記試みにより追加で21名の有効応募者を得ることができた。職務経験の応募要件緩和によって、応募可能な対象層が広がり、さらに新聞への広告掲載により広く当該事業の情報が広がったことが追加応募者の増加に繋がったものと見られる。

オーストラリアの奨学金事業でもテレビ、ラジオ、新聞広告等を活用しており、国土が広いネ国では新聞広告は必須と思料される。

## ⑧ 地方説明会について

ポカラ等での地方説明会については第一回運営委員会にて検討した結果、本年は開催を見送ることとし、また本年の応募者分析を行い、その結果を見て次年度に開催するか否かを改めて検討する方向となった。

### （ウ） 資格要件と候補者の質の確保について

#### ① 資格要件の緩和

2015年7月の現地調査時では資格要件を「行政官（Gazetted Officer）としての勤務経験が3年以上」と設定したが、募集期間中に、各対象機関から「資格要件が厳しいために応募者を募るのが難しい。行政官（Gazetted Officer）として3年以上の勤務経験の条件を緩和してほしい」との要望が上がった。これら要望を踏まえ、11月11日に臨時運営委員会を開催して検討した結果、資格要件を緩和することとなった。

結果、資格要件は「応募時点でネ国の行政官（Gazetted Officer）であり、かつネ国の国家公務員として3年以上の実務経験（Non Gazetteの経験もカウント可能）を有すること」となり、多くの優秀な若手行政官の応募を得ることとなった。行政官としての勤務年数の長さが必ずしも候補者の優秀さの指標となるものではないが、「局長以上になる人材の育成」を達成するには、選考のプロセスの中でより優秀な候補者が選ばれるように留意・工夫する必要がある。

なお、行政官として3年以上の勤務実績がある者の応募が少なかった理由としては、3年以上の経験があれば既にセクション・オフィサー（課長補佐）以上の職位に就いているので長期でポストを空けられないために留学が難しかったり、国内で修士号を取得しているために修士号取得の必要が無い等の意見が聞かれた。

## ② 法律コンポーネントの留学生の質の確保

応募者の英語・数学能力については、英語試験（IELTS）平均は5.6点であった。各受入大学が求める修士課程への入学に必要な英語力の基準は5.5以上のスコアであり、6.0以上の応募者が約半数を占めていることから<sup>7</sup>、他国JDS留学生に比しても高い水準にあり、ネ国では基本的英語力については問題ではないと思料する。

一方、九州大学大学院法学府の応募者のみ、応募者平均が4.7と突出して低いため、来年度の応募時には、本コンポーネントの対象機関には事前に英語の試験の準備を行うように、アナウンスの必要がある。また、専門面接でのインタビューの結果等も踏まえ、英語力に懸念点があれば対策を検討すべきである。

## （4）ネ国の行政官事情を鑑みた事業運営

### ① 中央省庁を中心とする現対象機関について

応募者の少ないコンポーネント（大学・研究科）へのさらなる応募勧奨を対象機関へ行ったところ、対象機関の職員より、「行政職や財務職の職員はどの省へも異動が可能であるために2～3年毎に省庁を異動する可能性が高く、現在対象外となっている省庁の職員も将来的には対象機関に配属される可能性があるため、現在の対象機関外の省庁からの応募も検討してはどうか」との提案があった。

また、今回の調査期間に、各対象機関の職員数や学位取得状況等を調査したが、調査の対象となった14機関中9機関の職員の半数以上が既に修士号以上を取得していた。理由としては、課長以上の管理職への登用には修士号の取得が必須であり、そのため公務員として勤務しつつも学位取得のために大学へ通う職員も多い。JDS事業自身はネ国の人材育成及び人事制度のニーズに合致してはいるが、現在対象となっている14機関からの応募を期待した場合、潜在的候補者の絶対数が限られる可能性があるため、対象機関を増やさない限りは一定数の優秀な候補者の確保は難しい。特に応募者の少ないコンポーネントについては、対象機関の見直しと追加が必要である。

なお、2015年度応募者の学位及び取得先を調べたところ、国内（トリブバン大学）で修士号を既に取得している応募者が全体の80%（76名中61名）を占めていた。

これら候補者が修士号を取得しているのにもかかわらず我が国への修士留学を希望する理由としては、「海外の学位のほうが昇進に有利」「国際的にも高いレベルの日本の大学で経済を研究したい」「国内の大学は理論の詰め込みが中心であるが、日本の発展モデルや実際のケーススタディー等を研究したい」等の説明があった。ネ国の行政官は課長以上の管理職への登用

<sup>7</sup> ネ国の特徴としては、バンドスコア6.0の「有能なユーザー」及び7.0の「優秀なユーザー」が全体の約45%を占めている一方、バンドスコア5.0未満の「限定的ユーザー」及び「非常に限定的なユーザー」は全体の8.6%にとどまっている。

には修士号の取得が必須であることから一般に昇進のために国内で修士号を取得する傾向はあるものの、上述の動機等により、研究の質を求めて海外留学を希望する者も多いことが確認された<sup>8</sup>。

他方、優秀な候補者を柔軟な枠組みで確保する方向となれば、特に異なる省庁への異動が頻繁に行われるネパールにおいては、現在各コンポーネントに配置されている対象機関の枠を外し、対象機関であればどのコンポーネント（大学・研究科）でも応募可能とするのも一案である。当該取り組みは、既にキルギスやベトナム等他の JDS 実施国で導入されており、応募者数の増加に寄与している。

さらに、対象機関の配置を止め、ネ国の公務員制度の特徴を鑑み行政職や経済計画・統計職等の行政官のグループ毎にコンポーネントへの対象としての配置を検討することも一案であるが、グループ毎に対象とした場合の利点とマイナス点をさらに調査して検討する必要がある。

## ② 行政官の異動について

今年度の選考の途中で、2名の候補者より他の省庁（対象機関）への異動が報告された。運営委員会に諮ったところ、「応募の後に他の省庁へ異動となった場合は、異動先の省庁で JDS への応募を承認されれば引き続き選考に進むことが可能」、とする方針となった。

また、今後も同様のケースが確認される場合は同じ対応とする旨 JDS の運営委員会の合意を得た。前述のようにネ国では省庁を超えた行政官の異動は頻繁に起こり得るので、都度、全候補者に職場の異動の際のプロセスを周知することで、早期に異動先及び異動先機関からの承認を得るように努める必要がある。

## ③ 外務省からの応募について

JICE が応募勧奨のために外務省を訪問した際、外務省より、省の方針で今年は国外に多くの職員を派遣しており、2017 年までは候補者を送り出すことは難しく、さらに、外務省職員は3年ごとに国内と在外大使館を3年毎に異動する人事システムとなっているため、職員を2年間の留学に派遣することは難しいこと、及び語学研修と短期研修についてのニーズが高い旨説明があった。

また、「2-1-1. JDS の実施体制」で記載のように、外務省の職員のほとんど全員が修士号を取得していた。については、再度外務省での修士留学のニーズについて確認する必要がある。

なお、初年度の応募で応募者数を3倍以上確保できなかったコンポーネント「国際関係の構築」の主なターゲットは外務省であったが、今後さらに調査を進める上でネ国側のニーズが確認されない場合は当該コンポーネント自身の見直しは必須であろう。

## （5） 受入大学との連携強化

受入大学の設定についてはネ国の英語・数学レベル及びネ国留学生の現状及びネ国の開発課題と人材育成ニーズを理解した上で受入を行い、指導を行う体制がある受入大学が選定された。

今後の事業でも引き続き受入大学を含む事業枠組みの策定プロセスにおいて、受入大学と現地事業関係者及び対象機関等との直接対話・連携の強化が期待されている。そのため受入大学による各サブプログラムにおける開発課題の解決に向けたより効果的な取り組みが、JDS 留学生の来日前・修学中・帰国後にわたり一貫して実施されることが望ましい。他の JDS 実施国でも行われているように、英文アカデミック・ライティング手法や数学の入学前指導等、ネ国の特徴に合わ

<sup>8</sup> 2016年2月に実施した各大学教員による現地専門面接の期間中に、大学説明会を実施した際には、出席した48名の潜在的候補者中、42名が修士号を持っていた。

せたサポートが必要であれば、特別プログラム等を活用し、留学生に必要なサポートが提供されることが重要である。

#### (6) 第一期 JDS 留学生への支援

今般の募集選考を経て来日予定の JDS 留学生はネ国 JDS の第一期生ということになる。昨今、我が国におけるネ国留学生は増加傾向にあるものの、JDS としては初めての留学生ということになり、当然のことながら先輩から指導や協力という恩恵を受けることはできない。そして、この第一期生が帰国後ネ国における JDS の広告塔となることを考えると、彼らがいかに滞日中に充実した留学生生活を送ることができ、日本という国をいかに理解できるかが重要となってくる。そのため、実施代理機関はこれらのことを念頭に置き、またネ国留学生の特徴を踏まえながら、滞日中の支援をする必要がある。

なお、技術協力プロジェクトの法制度整備支援アドバイザーと、留学中の本邦研修への参加について検討を始めつつあり、今後具体的に調整する予定である。

また、帰国後のフォローアップについても、第一期の JDS 留学生送り出しの段階から検討しておく必要がある。ネ国には既に日本留学経験者の同窓会組織があり、JDS が同組織といかに連携して行くか、留学前からその同窓会組織に入会させる、もしくは JDS 独自の同窓会組織の立ち上げや留学生同士の横のネットワーク作りを促進するツールの立ち上げなども検討したい。また、ガバナンス・政策アドバイザーとはネパール公務員大学校等で帰国後のフォローアップや留学で得た知識の共有について検討を始めた。さらに他分野でも日本関係者との連携を広げ、JDS 事業と他 ODA 事業との相乗効果を高める予定である。

#### (7) 帰国後の復職について

当該調査にて、各対象機関にて留学生の復職後のポストについてヒアリングしたところ、財務省及び国家計画委員会のように、海外で得た知識を組織内で活用するためにポストを休職期間中も確保し、帰国後に元の職場に戻れる人事制度を持つ省庁もある一方、連邦地方開発省や首相府のように、休職中のポストは確保されず、帰国後は総務行政省付きのポストを配置され、その後能力に合ったポストや省庁へ配置となる機関もあった。JDS 事業の目標の一つに、本事業で対象とする受入分野を特定の分野に絞り、対象機関内で帰国留学生の集団（クリティカルマス）を作り出し組織強化することによる効果の発現を狙うことがある。については、JDS 留学生の復職の際には、元の所属先もしくは日本で得た知識や能力を活用できる所属先への配置となるよう関係機関への、留学生派遣時から復職に至るまでの継続した働き掛けが必要である。

過去、バングラデシュでも公務員のポスト間の移動が多く、また帰国後に研究分野とは異なるポストへ配置されることが多かったため、現在は運営委員会議長から各留学生の所属先へ JDS 事業の目的を説明し、JDS 留学生の研究分野と復職ポストが一致するように努めている。

#### (8) ジェンダー及びソーシャルインクルージョンへの配慮

2015 年 8 月 21 日に開催された第一回運営委員会にて、調査団より応募者の募集に際しての「ジェンダー及びソーシャルインクルージョンへの配慮」が議題に取り上げられた。

募集に際して、「Competent women, Dalit, Janajatis, Madhesi, and other minority groups

and persons with disability are encouraged to apply」との記述を①応募要項及び②JDS ネットワークの募集用ウェブサイトに記載するとともに、③募集説明会でスライドを使用した説明を行った。その結果、76名の応募者中、女性が13名、マイノリティグループから18名（女性1名含む）の応募があった。

なお、ジェンダー及びソーシャルインクルージョンについては、本事業主旨に鑑みると、特定グループの枠を作るということは想定せず、「各選考の段階で、同程度優秀で将来有望な候補者がいた場合には、女性や特定グループの方を優先して選ぶ」、という配慮になる方針となった。さらに、ネ国側から「年齢の高い候補者を優先的に合格させたい」、との申し入れもあり、ジェンダー等の配慮を含め、最終面接前の面接官ブリーフィングを設定し、関係者間のコンセンサスを図った。

ジェンダー等の配慮や候補者の年齢への配慮などの取り組み方はセンシティブな問題でもあり、引き続き関係者間でのコンセンサスを取りつつ、来年度も選考を進める必要がある。

# 目 次

## 要約

第1章	JDS事業の背景・経緯	1
1-1.	JDS事業の現状と課題	1
1-1-1.	JDS事業の現状と課題	1
1-1-2.	開発計画	2
1-1-3.	社会経済状況	3
1-1-4.	高等教育及び行政官の人材育成状況	4
1-2.	無償資金協力要請の背景・経緯	7
1-3.	我が国の援助動向	7
1-4.	他ドナーの援助動向	10
第2章	JDS事業の内容	14
2-1.	JDS事業の概要	14
2-1-1.	JDS事業の実施体制	16
2-1-2.	サブプログラム基本計画	21
2-2.	JDS事業の概要事業費	23
2-2-1.	概要	23
2-2-2.	概算事業費	23
2-3.	相手国側負担事業の概要	25
2-4.	JDS事業のスケジュール	25
2-5.	フォローアップ	26
第3章	JDS事業の妥当性の検証	28
3-1.	JDS事業で期待される効果	28
3-2.	プロジェクト評価指標データ	29
3-3.	JDS事業と開発課題及び国別援助方針との整合性	29
3-4.	他ドナーの奨学金との比較優位性	31
3-5.	課題・提言	31
3-6.	結論	40

## [資料]

1. 調査団員・氏名（JICA官団員調査団）
2. JDS 準備調査フロー図
3. 第一次現地調査 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の4期分受入人数
6. 重点分野基本計画
7. 対象機関の補足調査
8. 第1期生（2016年度来日）の候補者の募集・選考方法

## 略語表

略語	英語	日本語
AAS	Australian Awards Scholarship	オーストラリア政府開発奨学金
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
DAAD	Der Deutsche Akademische Austauschdienst	ドイツ学術交流会
DAC	Development Assistance Committee	経済協力開発機構 開発援助委員会
E/N	Exchange of Note	交換公文
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GNI	Gross National Income	国民総所得
IECCD	Ministry of Finance, International Economic Cooperation	財務省 国際経済協力調整局
IELTS	International English Language Testing System	アイエルツ
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JDS	Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship	人材育成奨学計画
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JICE	Japan International Cooperation Center	一般財団法人日本国際協力センター
JUAAN	Japanese Universities Alumni Nepal	日本留学同窓会ネパール
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
LDC	Least Developed Country	後発開発途上国
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
NPC	National Planning Commission	国家計画委員会
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済開発協力機構
TOEFL	Test of English as a Foreign Language	トフルテスト
YLP	Young Leader's Program	ヤング・リーダーズ・プログラム

【補足】本報告書では、JDS 新方式（同一の分野、対象機関、受入大学のもと 4 期分の留学生を受入れる仕組み）に対して、新方式導入前を「旧方式」と呼んでいる。

# 第1章 JDS 事業の背景・経緯

## 1-1. JDS 事業の現状と課題

### 1-1-1. JDS 事業の現状と課題

人材育成奨学計画<sup>9</sup>（以下「JDS」）事業は、我が国政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度よりウズベキスタン及びラオスの 2 カ国で開始された。その後、対象国を広げ、2014 年度までに 14 カ国<sup>10</sup>を対象としている。2015 年度までに JDS を通じて来日した留学生は累計で 3,000 名を超える。

事業開始から 2008 年の新方式導入までの間、JDS 事業全体としては「留学で得た成果を自国において様々な形で活用し、自国の発展に貢献している」と対象国政府関係者より高い評価を得ていたが、より効果発現・効率化のために以下のような見直しの必要性も認識された。

- ・ 対象国のニーズ、国別援助方針を踏まえた対象受入分野の絞り込み
- ・ 育成すべき対象者・対象機関の選定
- ・ 教育の質の向上及び対象国のニーズを踏まえた指導のための、受入大学の固定化

このような背景から、段階的に新しい制度による JDS（以下「新方式」<sup>11</sup>）が導入されることになり、日本の援助方針（援助重点分野等）や対象国の有する開発課題・人材育成ニーズ等に基づき、対象国毎にサブプログラム（援助重点分野）及びコンポーネント（開発課題）を策定し、その上でサブプログラム・コンポーネントへの取り組みに適した対象機関（中央省庁等）、本邦の受入大学を選定し、留学生の派遣を行うことになった。

2008 年度はウズベキスタン、ラオス、モンゴル、タジキスタン<sup>12</sup>の 4 カ国を対象に新方式導入のための準備調査（計画策定調査）が実施され、翌 2009 年度には、ベトナム、カンボジア、バングラデシュ、スリランカ<sup>13</sup>の 4 カ国において同様の調査が実施された。2010 年度は、キルギス及びフィリピンが新方式による JDS の対象国となった。さらに、2011 年度には、アフリカ地域で初めてガーナが JDS の対象国となり、準備調査が実施され、2014 年、ネパール国（以下、「ネ国」）政府より 4 期分の留学生受入計画にかかる要請が出された。

<sup>9</sup> 人材育成奨学計画：現在 12 カ国を対象に我が国無償資金協力により実施されている人材育成（留学）スキーム。英文名称は、The Project for Human Resource Development Scholarships (JDS)

<sup>10</sup> ウズベキスタン、ラオス、ベトナム、カンボジア、バングラデシュ、モンゴル、ミャンマー、中国、フィリピン、インドネシア、キ国、タジキスタン、スリランカ及びガーナの 14 カ国。なお、インドネシアでは 2006 年来日生後の派遣はない。中国は 2012 年来日生後の派遣はなく、2015 年 3 月卒業予定者の帰国をもって終了した。

<sup>11</sup> 新方式：JDS 事業の開始当初、留学生個人の能力向上が主な目的であったが、新方式として、2009 年度から目的を各国の行政能力の向上とし、将来各国の課題解決のための政策立案ができる人材を対象としている。4 期分の留学生を 1 つのパッケージとして、4 期（6 年間）にわたり同一のサブプログラム/コンポーネント・対象機関・受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させるもの。また、受入大学は 4 期にわたり同一の対象国・対象機関の留学生を受け入れることにより、対象国に適した教育プログラムを提供することが可能となる。

<sup>12</sup> タジキスタンは 2008 年度より新規国として JDS に加わった。

<sup>13</sup> スリランカは 2009 年度より新規国として JDS に加わった。



今後 JDS の有効性を維持向上させていくためには、JDS 事業のこれまでの成果を整理して位置付け及び優位性を見直すことが重要との認識もある。そこで JICA は、基礎研究「人材育成支援無償（JDS）の成果に関する要因分析」<sup>14</sup>を 2014 年 11 月から 2015 年 5 月まで実施し、それらから得られる学びに基づいて事業実施方針及び戦略を検討の上、積極的に JDS 事業の強化を図っていくこととした。

なお、当該基礎研究の結果、JDS 事業全体の課題として主に以下の点が挙げられている。

- ・ 入口・出口にかかる戦略策定。
- ・ 親日・知日人材の育成、ネットワーク構築、フォローアップ。
- ・ キーパーソンを取り込む人選と付加価値の醸成。
- ・ 国内における事業の認知度の向上。

2016 年度から新規で JDS 事業が開始される予定のネ国、及び今後、事業継続の妥当性を検証した上で事業が継続される国々では、当該基礎研究結果を受けてこれら課題を勘案しつつ各国固有の課題を踏まえた留学生受入計画を検討することになる。

#### 1-1-2. 開発計画

ネ国では国家計画委員会（NPC<sup>15</sup>）より、第 13 次 3 カ年国家計画（2013-2016）のアプローチペーパー<sup>16</sup>が公開されており、その中で長期計画として 2022 年までに LDC<sup>17</sup>卒業を掲げている。具体的には、以下 7 項目を戦略として掲げている。

- ① 開発過程での、民・官・協力機関の貢献を促進することによる、包括的で持続可能な経済成長の達成
- ② インフラ（基盤）整備
- ③ 社会サービスへのアクセス強化および、それらの活用と質の向上
- ④ 公共セクター及びその他セクターにおけるグッド・ガバナンスの強化
- ⑤ 対象とするグループとセクターの社会的及び経済的エンパワーメント
- ⑥ 気候変動に対応する開発プログラムの実施
- ⑦ 開発計画に沿った優先分野における目標の達成（エネルギー、農業、教育等）

<sup>14</sup> 「人材育成支援無償（JDS）の成果に関する要因分析」、国際協力機構/国際開発センター（2015 年 6 月）

①JDS の事業効果を発現させる案件形成及び実施プロセスのポイントを検証の上で整理し、②JDS の競争力強化のポイントを抽出して今後の事業実施方針及び戦略に繋がる提言を得ることを目的として本調査が実施された。

<sup>15</sup> NPC: National Planning Commission

<sup>16</sup> 第 13 次 3 カ年国家計画（2013-2016）のアプローチペーパー。An Approach Paper To The Thirteenth Plan (FY 2013/14 – 2015/16) <http://www.nnfsp.gov.np/PublicationFiles/ed81a152-ef28-4f09-81de-e2e223dbcb7b.pdf>

<sup>17</sup> LDC: Least Developed Country

### 1-1-3. 社会経済状況

ネ国は、北は中国チベット自治区、南はインドと国境を面し、14.7万平方kmの国土を有し、東西800キロ、南北230キロの国土には山岳地帯から丘陵地帯、渓谷や湖、南部の平原とバラエティ豊かな地形が広がっている。人口約2,649万人のうち、ヒンドゥー教徒(81.3%)、仏教徒(9.0%)、イスラム教徒(4.4%)が占めている。ネパール語を公用語としており、その他、インド・アリア語族のマイティリ語、ポジプリ語、タルー語、チベット・ビルマ語族のタマン語、ネワリー語、ライ語等123の諸言語があり、これらは「国民語」(National Language)とされている。

社会状況としては、1996年よりネパール統一共産党毛沢東主義派(マオイスト)が武力闘争を行い、政情不安定が続いていたが、2006年に包括和平が成立し、2008年には制憲議会選挙が実施された。制憲議会初会合では、王政が廃止され、連邦民主共和制に移行することが決定された。その後、制憲議会での憲法策定作業が難航し、2012年5月27日、任期内に憲法が制定されないまま制憲議会が解散し、2013年11月19日、憲法制定のための

議会再選挙が実施され、2014年1月、制憲議会開会以降、憲法制定に向けた協議が進められた。その後、2015年9月20日に新憲法が公布された。同年10月には、新憲法の規定に基づき、立法議会における首相投票の結果、K.P.シャルマ・オリ・ネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義派)(CPN-UML)委員長が新首相に選出された<sup>18</sup>。しかしながら、新憲法の公布をめぐりインドとの関係が一時悪化する等、政治的な安定には至っていない。

経済面では、第1次産業のGDPに占める割合は36.9%(2012年)と南アジア諸国の中では一番高い。また製造業の割合が14.8%と低く工業化の進展が遅れていることが見て取れる。観光、情報通信等の第3次産業がGDPの半分を占め、また経済成長の観点から見てもネパール経済を牽引している。1990年代から海外出稼ぎ労働者が増加し、2013/14年度(2013年7月中旬～2014年7月中旬)の新規出稼ぎ労働者数は52.8万人を上回っており、海外出稼ぎ労働者の約6割は中東・湾岸諸国で働き、マレーシア及び韓国も主要受入国となっている。その出稼ぎ労働者からの海外送金も右肩上がりが増加し、2013/14年度は5,606億ルピー(GDP比29.1%)に達した。一方、継続的に流入する海外送金を背景に、近年、輸入が急増し、国内産業の不振から輸出は伸び悩んでいる為、貿易赤字が拡大している。また、2006年にマオイストとの間で「包括的和平合意」が成立し内戦が終結したことを受け、外国投資が急増している。地理的条件から印・中が主要投資国である。投資分野は、金額ベースで見ると「製造業」が最も多いが、件数ベースでは「サービス業」及び「観光業」への投資が近年増加しているほか、電力不足から「水力発電」への投資も注目を集めている。また外国投資の内、カトマンズ盆地内への投資が半数を占めるが、印国境付近であるタライ地域諸都市への投資も行われている<sup>19</sup>。

#### ネ国経済概況

GDP : 213.5 億ドル

一人当たり GDP : 約 762 ドル

経済(実質 GDP) 成長率 : 3.4%

※GDP の約 31.2%及び就労人口の約 66%を農業に依存

(出典 : 外務省 HP、2014/2015 年度 ネパール中央統計局)

<sup>18</sup> 外務省のウェブサイトの情報を取り纏めた。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/data.html#section2>

<sup>19</sup> ネパールの概要(基本情報、経済状況、ビジネス環境)を取り纏めた

<http://www.np.emb-japan.go.jp/jp/pdf/economyoutline230115.pdf>

2015年4月25日に発生した大地震とその後の余震で合わせておよそ9,000人が死亡し、人口の約30%にあたる約800万人が被災したとされている。米国の調査会社によると、地震によるネ国の経済損失は50億ドル（約6,000億円）に昇ると推定されている。上述の通り、政治を安定させ復興を早めるため、2015年9月20日に新憲法が公布されたものの、憲法に反対する勢力、南部のインド国境地域を中心に、マデシ系グループ（ネ国南部の民族系グループ）による抗議活動やゼネストが行われており、その影響を受け、一時はインドから各種物資（特にガソリンやガスなどの燃料）を積載した車輛の通過が制限され、国内における物資供給量が激減する事態も発生し、復興及び社会経済活動に大きな影響を与えている。

#### 1-1-4. 高等教育及び行政官の人材育成状況

##### （１） 高等教育事情

ネ国では1951年の民主化以降に現代高等教育が始まり、1959年にネ国初の高等教育機関として、国立トリブバン大学が設立され、現在は6つの大学と3つの準大学が設立されている。私立単科大学、技術専門学校、英語学校など、私立学校は近年大幅に増加している。ネ国の高等教育就学率は7.3%（世界経済フォーラムの国際競争力レポートによると、148か国中126位の評価となる）であり、高い水準にあるとは言えない。一方、長年の政治的混乱により教育の質が十分に確保されないことや、脆弱な社会基盤により、不足している学習・研究環境、さらには貧困脱却の手段として、海外留学への関心が高く、2013年度は16,493名が国外に留学している<sup>20</sup>。

##### （２） 行政/公務員制度

ネ国の中央政府は、首相が委員長を務める国家計画委員会を開発全般の計画立案と調整及びモニタリング・評価の筆頭機関としつつ、その実施を担う組織として約30の省が設置されており、各省の下には部局が設置されている。また、地方行政区分は、75郡、58市、3,915村から構成される。郡は日本の行政単位で言えば都道府県に相当し、村と市は基礎自治体である。郡には連邦地方開発省から行政官が派遣されており、地方開発行政の要職に当たるポストに任命されている<sup>21</sup>。これら中央から派遣された行政官を長として、郡開発委員会及び村落開発委員会が設置され、郡・村の開発事業の全てに係る行政を取り仕切っている。

ネ国の国家公務員は大きく分けて、①官報公示職に属する職員（行政官／Gazetted Officer）<sup>22</sup>と、②官報非公示職員（補助業務等を行なう職員／Non Gazett）に分かれる<sup>23</sup>。JDS事業では①を主要ターゲットとしている。さらにネ国公務員法によると①の行政官は、行政職、経済計画・

<sup>20</sup> 「ネパールの教育・留学事情 -海外留学ブームの中で」（JASSO ウェブマガジン「留学交流」2014年6月号 Vol.39）を取り纏めた

[http://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/2014/\\_icsFiles/afieldfile/2015/11/18/201406hamadakiyohiko.pdf](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/2014/_icsFiles/afieldfile/2015/11/18/201406hamadakiyohiko.pdf)

<sup>21</sup> 「平成24年度外務省ODA評価 ネパール国別評価（第三者評価）報告書」、株式会社国際開発センター（2013年）

<sup>22</sup> 総務行政省によると、行政官になるための試験には男性は35歳まで、女性は40歳まで受験可能となっている。また、行政官に合格する者の平均年齢は30歳なので、日本のように大学卒業後に直ぐ行政官となるわけではない。

<sup>23</sup> ネ国の公務員制度やスリランカ国等の制度は、インドの公務員制度に類似していると言われている。「諸外国の行政制度等に関する調査研究No.17インドの行政」、総務省大臣官房企画課（2009年12月）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000085174.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000085174.pdf)を参照。

統計職、司法職<sup>24</sup>等の 10 の分野に分類される<sup>25</sup>。なお、行政官の中でも省庁を超えて移動が可能な行政職グループの職員が多数を占めている。行政官は他省庁へ移動することもあるが、通常は所属する省内もしくはその傘下部局に移動する。行政官の異動は頻繁にあるが、研修や協働作業といったプロジェクトの投入の引継ぎが後任者にされないため、協議や説明を繰り返さなくてはならず、効率的な業務の実施に支障がでるといった影響が出る等の課題がある。

表 1 官職のクラス・代表官職例

官職のクラス	官報公示職(行政官)	官報非公示職
特別等級(Special Class)	官房長官(Chief Secretary) 事務次官(Secretary)	
1 等級(First Class)	局長(Joint Secretary) 外局長の長(Director General)	係長(Head Clerk)
2 等級(Second Class)	課長(Under Secretary)	主任(Senior Clerk)
3 等級(Third Class)	課長補佐(Section Officer)	上席係員(Upper level Clerk)
4 等級(Fourth Class)		係員(Lower Level Clerk)

行政官については、公務委員会が官職の種類及びクラス毎に定員を定め、公開採用試験を実施し、採用候補者を決定、各省庁に推薦し任用している。

昇進については、昇進委員会の審査を経て候補者を推薦し、内閣の決定を受けて任命している。選考の基準としては、必要最低在級年数、勤務評価、地方勤務の経験、学歴・研修等が設けられている。海外研修は地方勤務の経験として評価される。官報公示職の場合、必要最低限の学位は学士であるが、昇進にあたっては学士以上の関連分野の学位についても評価対象となっているため、行政官が働きながら大学院の修士課程や博士課程に通うケースもよく見られる。

2006 年以降、ジェンダーやソーシャルインクルージョンへの配慮がネ国公務員法に盛り込まれている。当法では、競争試験で補充されるポストの内 45%<sup>26</sup>は女性及び特定グループに属する者を採用することとなっている。しかしながら、実際は目標を達成するのが難しい省庁もある。

### (3) 人材育成・研修

ネ国政府の国家計画(2015 年 3 月承認)により、全ての行政官は入省後 5 年以内に公務員研修を受けることとなっている。

公務員の研修の企画・実施は、総務行政省が所管しており、研修に係る基準や評価に係る業務を所管している。実際の研修実施機関としては、総務行政省の傘下に公務員全体の研修を実施するネパール公務員大学校<sup>27</sup>及び財務省のように財務等の専門分野が研修可能な研修機関<sup>28</sup>が設けられている省もある。

<sup>24</sup> 他に監査職、農業職、外務職、林業職、教育職、庶務職がある。

<sup>25</sup> 「アジア諸国の公務員制度」、日本人事行政研究所(1996年)、及びネ国公務員法を元に取り纏めた。

<sup>26</sup> ネ国公務員法にて、競争試験で補充されるべきポストの内の 45%の内訳は、女性 33%以上、他 77%は特定グループの者とする事と定めている。なお、特定グループとは「Dalit, Janajatis, Madhesi, and other minority groups and persons with disability」を指す。

<sup>27</sup> Nepal Administrative Staff College (NASC)

<sup>28</sup> 連邦地方開発省の傘下には「Local Development Training Academy (LDTA)」がある。LDTA は地方行政官の他、郡や村等の地方行政能力の強化を行っている。

それらが提供する研修コースは、一般的な階級別研修から専門・技術分野に関するものまで多様である<sup>29</sup>。例えば、ネパール公務員大学が提供する各省庁の局長を対象とした研修では、行政能力の強化や行政サービスの改善のために戦略的考え方や政策運営能力を強化することを目的として、リーダーシップ研修や戦略策定研修などが組み込まれている。さらに、各研修の実施後には、各研修員の出席率、研修への参加率、課題・プレゼンテーションの実施等が評価される制度が整備されている。また、1 カ月以上の研修を受講すると昇進評価の対象となるため、研修には積極的に参加する傾向がある。

海外留学にかかる奨学金プログラムも総務行政省が所管しており、同省が運営する奨学金委員会が奨学金対象者を決定するため、ネ国において JDS 事業を導入するにあたっては当該機関との連携と事前説明が事業成功の「鍵」とも言える。

なお、奨学金委員会のメンバー<sup>30</sup>は以下の構成となっている。

委員長：首相府 官房長官
委員：総務行政省 事務次官、法・司法・国会省 事務次官 国家計画委員会 事務次官、財務省 局長

奨学金委員会は、必要に応じて不定期で委員会を招集し、奨学金事業の対象となる機関、対象者等を定める。JDS 事業も他ドナーの事業と同じく、対象機関への応募勧奨依頼等の通知は当該委員会を通じて行う必要があるため、JDS の第一回運営委員会で対象機関が決まった後に、施主である財務省国際経済協力調整局（以下、財務省「IECCD<sup>31</sup>」）から総務行政省を通じて奨学金委員会に対して、通知依頼を行っている。

公務員法の定めにより、研究、研修又は研修旅行を終了した者は、定められた期間、公務に留まり勤務しなければならない（表 2）。JDS では通常 2 年以上留学するため、帰国後は最低でも 4 ～5 年間公務に留まることとなる<sup>32</sup>。

表 2 勤務義務期間

研究、研修又は研修旅行の期間	最低限の勤務義務期間
9 カ月超～1 年以内	3 年
1 年超～2 年以内	4 年
2 年超～3 年以内	5 年

また、研究、研修又は研修旅行に出る前に、「修了後は上記に定められている期間、公務に留まり勤務する」旨が明記された誓約書に署名することとなっている。公務に復帰しない場合は、支給された給与の全額及び誓約書に定めるその他の金額を弁済しなければならない。

総務行政省及び各省庁が提供する研修プログラムは行政事務手続きや人事管理などに関するものが多く、各分野に必要な専門性や分析及び政策立案などの強化につながるものではない。また、

<sup>29</sup> 当該大学校へのヒアリング及びパンフレットでは、高級官僚向けの研修や公務員導入研修等、約 40 グループに分けて研修を実施していた。分野はネゴシエーションスキル、プロジェクト管理、ジェンダー配慮とソーシャルインクルージョン等多様な分野に亘る。期間は研修コースにより、短期から長期まで様々である。

<sup>30</sup> 2015年8月から奨学金委員会メンバーに、新たに法・司法・国会省の事務次官が指名された。

<sup>31</sup> IECCD: International Economic Cooperation。ドナーによるネ国への経済協力の窓口。

<sup>32</sup> 総務行政省発行のネ国公務員法（The Civil Service Act）を参考に取り纏めた。

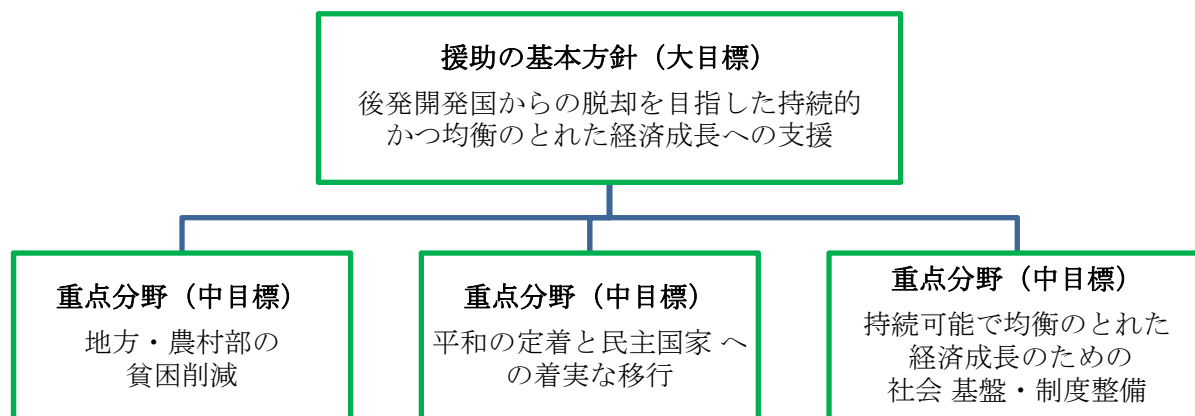
国内の大学は理論研究が中心であるため、実践的能力の強化を図るために海外留学のニーズも高く、行政官の中には、日本やオーストラリア等の高等教育機関へ留学した後に省庁に戻り勤務している者も多い。

## 1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯

ネ国政府は「第13次3カ年国家計画（2013-2016）のアプローチペーパー」において、行政官の能力向上を重要課題に掲げ、政策効果の最大化と効率的な行政の実施を求めている。また、包括的で持続可能な経済成長の達成、インフラ開発、社会サービスへのアクセス強化及び、それらの活用と質の向上、公共セクター及びその他セクターにおけるグッド・ガバナンスの強化等を重点目標としており、これらを効果的に実施していくため、制度構築及び実施を中心的に担う行政人材の能力向上が急務となっている。

当該背景の下、今般ネ国政府より日本政府に対し、JDS事業4期分の留学生受入計画について要請が出された。本事業により行政能力の向上と制度構築を行う上で中核となる行政官の育成が期待されている。

我が国の対ネ国国別援助方針（2012年4月）及び事業展開計画（2014年4月）<sup>33</sup>では、援助の基本方針（大目標）「後発開発国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」の下、重点分野（中目標）は「地方・農村部の貧困削減」、「平和の定着と民主国家への着実な移行」及び「持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会環境・基盤整備」と設定されている。



ネ国におけるJDSは、上記重点分野「平和の定着と民主国家 への着実な移行」の中の開発課題「行政分野の改善」に位置づけられるが、他重点分野にも資するプロジェクトであり、行政官の人材育成を通じて行政組織の強化に貢献することが期待されている。

## 1-3. 我が国の援助動向

我が国は、1956年の国交樹立後、ネ国へ対して1969年度の商品借款（有償資金協力）から経済協力を開始し、2016年は国交樹立60周年を迎える。無償資金協力については、1970年の食糧援助

<sup>33</sup> 外務省対ネパール国 国別援助方針

に始まり、保健・医療、教育等の基礎生活分野に加え、運輸、電力等の基礎インフラ整備を中心に支援を実施してきた。1972年の青年海外協力隊派遣取極によるボランティアの派遣に続き、専門家派遣による技術協力が開始された。我が国は長年にわたりネ国における主要ドナーとして支援を実施しており、ネ国における電力供給能力の約三割、カトマンズ盆地における水道供給能力の約五割が我が国の支援の成果である。また、我が国のインフラを中心とした高い技術力と、特定の政治的利害に基づかない中立的な支援は、ネ国国民及び政府からも高い評価を受けている。

我が国は、ネ国にとって重要なドナーのひとつであり、ネ国に対して無償資金協力を始め様々なODA事業を実施しており、その総額は累計で2,341.09百万ドル（2013年度現在）<sup>34</sup>となっている。2016年、ネ国と我が国との間の国交樹立60周年を迎えるにあたり、2015年3月に岸田外務大臣がマヘンドラ・バハドゥル・パンディ外務大臣と会談した際には、岸田外務大臣よりネ国における早期の新憲法制定への強い期待を表明しつつ、ネ国の新たな国づくりのための取組に積極的に協力したい考えを表明した。

また、我が国政府は、2015年4月25日にネ国において発生した地震による大規模な被害に対して、ネ国政府を支援するために、合計1,400万ドルの緊急無償資金協力を実施する予定である旨発表している。我が国は、今回の支援を迅速に実施すると共に、今後ともネ国の復旧・復興に至るまで、切れ目のない効果的な支援を可能な限り行う計画がある。同年5月25日には、JICAとネ国による復興の課題を協議する「Build Back Better Reconstruction Seminar for Nepal」が開かれ、我が国のこれまでの震災復興経験を提供すると同時に、今後の復興計画作成や具体的な復興事業の参考となる事例等が紹介された。

表3 我が国の援助実績

単位：百万ドル

援助形態	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	累計
政府貸付等	-9.55	-10.04	-11.24	-11.29	-8.07	4.48
無償資金協力	34.37	66.97	51.45	29.10	24.36	1,695.75
技術協力	20.46	24.28	27.12	29.73	24.48	640.84

出典：外務省ウェブサイトより

- (注1) 国際機関を通じた贈与については、2006年より、拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上。また、OECD/DAC事務局の指摘に基づき、2011年には無償資金協りに計上する国際機関を通じた贈与の範囲を拡大している。
- (注2) 政府貸付等及び無償資金協力は、これまでに交換公文で決定した約束額のうち当該暦年中に実際に供与された金額（政府貸付等については、ネ国側の返済金額を差し引いた金額）。
- (注3) 政府貸付等の累計は、為替レートの変動によりマイナスになることがある。
- (注4) 技術協力は、JICAによるもののほか、関係省庁及び地方自治体による技術協力を含む。

以下に我が国がネ国に対して実施している類似の留学生事業に関する主な実績をまとめる。

#### (1) 国費外国人留学生制度（文部科学省）

1954年度に創設された制度であり、2005年度よりネ国からの留学生受入を開始している。当該制度は6つの受入カテゴリーに分類<sup>35</sup>されており、そのうち「研究留学生」が大学院レベル（修

<sup>34</sup> 2013年版政府開発援助（ODA）白書

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/13\\_hakusho\\_pdf/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/13_hakusho_pdf/index.html)

<sup>35</sup> 6つの受入カテゴリーは、①研究留学生、②学部留学生、③高等専門学校留学生、④専修学校留学生、⑤日本

士及び博士課程)である。分野で見ると、過去10年間では、工学(39%)、農学(18%)、保健分野(12%)の順となり、理系の研究分野のニーズが高い。研究留学生についての詳細は以下の通りである。

- ① 目的：日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資すること。
- ② 専攻分野：社会科学、人文科学、自然科学を対象としているが、分野別定員はない。ネ国では奨学生の研究分野は特定されていないので分野は多岐にわたっているが、中でも日本語教育が多い。近年、他分野では通信エンジニアリング、建築工学などの分野の留学生も採用されている。
- ③ 学習言語：英語もしくは日本語
- ④ 期間：標準修業年限(正規の課程を終了するのに必要な期間)
- ⑤ 主な資格要件：
  - (年齢)：35歳未満
  - (学歴)：修学年数16年を満了すること(学部卒以上、もしくは同等以上)
  - (職歴)：不問。軍籍に属さない。
- ⑥ 候補者の選抜方法：在外公館による推薦制、大学による推薦制。
- ⑦ 応募奨励方法：在ネ日本国大使館のホームページ等で案内している。
- ⑧ 受入実績：ネ国では、国費外国人留学生制度全体として、2014年までの過去10年間では合計1,062名を送り出しており、うち研究留学生が近年では年間70名程度の派遣となっている。なお、過年度の研究留学生の受入は2014年までに合計945名(詳細は表4の通り)となっており、国費外国人留学生の多くを研究留学生が占めている。

表4 文部科学省国費外国人留学生制度「研究留学生」によるネ国からの受入実績

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	合計
人数(人)	104	107	110	107	106	97	91	74	74	75	945

出典：独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)より情報収集

文部科学省の奨学金プログラムとしては上記プログラムの他にヤング・リーダーズ・プログラム(YLP<sup>36</sup>)があるが、ネ国は現在まで対象国となっていない。

## (2) その他我が国の奨学金プログラム

ネ国では、JICA事務所が実施する長期研修制度(大学院レベル)で、毎年数名の受入実績があり、過去、法整備等のJICAの事業に関連する分野で留学している。

その他に、IMF奨学金により1993～2013年の間に計5名の留学生が我が国の大学院へ留学している。ADB奨学金では1988～2012年の間に毎年15名程度を受入し、計303名<sup>37</sup>が主に我が国の大学院もしくは香港等外国の大学院へ留学している。

語・日本文化研修生、⑥教員研修留学生、である。

<sup>36</sup> YLP: Young Leaders' Program

<sup>37</sup> ADBの報告書によると、ネ国から派遣された留学生の中で、実際の修了者は303名中268名であり、88%が卒業したことになる。<http://www.adb.org/site/careers/japan-scholarship-program/main>



#### 1-4. 他ドナーの援助動向

ネ国でドナーの奨学金プログラムを統括している機関は総務行政省である。ネ国で奨学金プログラムを実施しているドナーは総務行政省へ登録する必要がある。

総務行政省からの情報、及び各ドナーに個別聴き取りを行った結果、表 5 のとおりオーストラリア、中国、韓国、日本、ドイツ等が主にネ国に対して奨学金を供与していることが確認された。

政府内では、同省が運営する奨学金委員会が奨学金受給対象者もしくは奨学金の対象となる省庁を決定するため、オーストラリア政府のオーストラリア・アワード奨学金（以下、オーストラリア奨学金）や KOICA 奨学金でも、政府行政官を対象とした候補者の募集は、奨学金委員会を通して募集情報を各省へ通達し、奨学金委員会が対象機関を決めることになっている。

ドナーによる奨学金事業は全て無償による支援であり、各事業の目的等は多様であった。JDS と同様、ネ国の行政官を対象とした人材育成を目的として実施している事業はオーストラリア、KOICA、中国の奨学金事業などが確認された。

一般市民も対象としている類似の奨学金事業を実施するドナーは、オーストラリア、DAAD<sup>38</sup>、米国（フルブライト・プログラム）等が挙げられる。DAAD の奨学事業はドイツ本部が管理しているため、現地に DAAD の事務所はなく、ドイツ大使館では広報のサポートや査証の供与サポートをしているのみであった。

現時点での JDS の競合として考えられる奨学金事業はオーストラリア奨学金や KOICA であるが、オーストラリア奨学金では入学前の 3～6 カ月間のオーストラリア国内での事前研修（英語、数学等）が提供されるだけでなく、家族手当等も支給されるため人気が高い。オーストラリア大使館に伺ったところ、優秀な候補者の獲得では米国政府のフルブライト・プログラムが競合となっているとの説明があった。

ジェンダーやソーシャルインクルージョンへの取り組みについては、オーストラリア大使館でのヒアリングでは、「政府から推薦される候補者について、ジェンダーやソーシャルインクルージョンを取り入れるのが難しい」旨説明があった。さらに、「各省から候補者を推薦することになっているが、省によっては、女性や不利な地域出身の職員の中に資格要件を満たしている者がいないという理由で男性ばかりが推薦されている。公務員法におけるアファーマティブアクションは 2006 年以降の導入なので、省内に資格要件を満たしている者は存在するはず」、という説明もあった。オーストラリアの奨学金プログラムは省庁の推薦制度になっているが、財務省のオーストラリア担当デスクの希望で推薦制度となっているとのことであった。「財務省の日本担当デスクがオープン制度（公募）を推薦するのであれば、そのほうが優秀な候補者を広く募ることが可能である」、とのコメントもあった。

留学生の同窓会・フォローアップ活動については、他ドナーの奨学金プログラムでは、オーストラリア奨学金にて、帰国後の 6 カ月、18 カ月後にアンケート調査を実施し、留学で得た知識の活用方法や課題を収集すると共に、現地に同窓会を設立し、大使館主催のワークショップ等を実施していた。フルブライト・プログラムも現地に同窓会を持ち、年に一度の「フルブライト・デー」の実施等、定期的にイベントを実施し、留学生とのネットワークの維持に努めている。以下表 8 は、ネ国における奨学金事業の同窓会活動である。

<sup>38</sup> Der Deutsche Akademische Austauschdienst（ドイツ学術交流会）。ドイツ連邦共和国の大学が共同で設置している機関。

表 5 他ドナーの奨学金事業（ネ国のみ対象）<sup>39</sup>

プログラム/ プロジェクト	国名	概要
オーストラリア奨学金	オーストラリア	① 概要：対象国における長期的な開発ニーズに貢献するため、奨学金を拠出。 ② 対象：①一般公募、②政府推薦、③政府内での公募 ③ 要件：年齢制限はない。2年の職歴を有すること。 ④ 取得学位：修士、博士 ⑤ 分野：ガバナンス、公共政策、国際開発、生計支援、教育、保健（終了予定）等 ⑥ 人数：40名程度（70%修士、30%PhD） ⑦ その他：夏休みなどの休暇期間にアルバイト等が可能。
KOICA 奨学金	韓国	① 概要：韓国の大学への留学。 ② 対象：ネ国公務員（Gazette のみを対象としているわけではない） ③ 要件：公務員 ④ 取得学位：修士 ⑤ 分野：分野はオープン（毎年 KOICA により決定） ⑥ 人数：人数は決まっていないが年間 20 名程度を派遣
DAAD 奨学金	ドイツ	① 概要：ドイツの大学での留学。 ② 対象：ネ国国民 ③ 要件：学部生及び専門家。 ④ 取得学位：修士、博士 ⑤ 分野：分野はオープン（経済、社会科学、政策、技術分野等） ⑥ 人数：人数は決まっていない
中国政府奨学金	中国	① 概要：経済、公共政策、農業、運輸の分野においてキ国の開発に貢献できる人材の育成 ② 対象：対象分野の省庁職員 ③ 要件：省庁からの推薦 ④ 取得学位：修士、博士 ⑤ 分野：経済、公共政策、農業、運輸 ⑥ 人数：人数設定は無い（2015 年は修士と博士課程へ 16 名派遣）

表 6 他ドナーの主な奨学金事業（ネ国を含む多数の国を対象）

プログラム/ プロジェクト	国名	概要
フルブライト・プログラム	米国	① 概要：ネ国の発展に貢献しうる人材の育成及びアメリカとその他の国々間における相互理解促進。米国の大学での留学。 ② 対象：ネ国民（公務員、一般対象） ③ 要件：学部卒生、専門家。2年以上の職務経験。 ④ 取得学位：修士のみ ⑤ 分野：医学を除く全ての分野 ⑥ 人数：人数設定は無い（2015 年は 6 名派遣） ⑦ その他：Fulbright Alumni Association Nepal (FAAN) が現地同窓会として設立されている。就学後、ネ国に帰国し、少なくとも 2 年間はネ国にて就業の義務がある。

<sup>39</sup> ドナーからのヒアリング等を元に作成。派遣数は年間の実績もしくは予定。

<p>Japan-IMF Scholarship Program for ASIA</p>	<p>IMF（日本）</p>	<p>① 概要：アジア諸国で経済・財政政策に関わる政府機関の人材の育成          ② 対象：ネ国財務省、中央銀行職員。          ③ 要件：2年以上の実務経験、学士号保持者、TOEFL550以上          ④ 取得学位：修士          ⑤ 分野：経済、財政、計画投資、開発学、貿易、税務、統計等          ⑥ 派遣先：日本（GRIPS、一橋、IUJ、東京大学）          ⑦ 人数：人数設定は無い</p>
<p>The Asian Development Bank ADB-JSP</p>	<p>アジア開発銀行 （日本）</p>	<p>① 概要：ADB 開発途上国メンバー国民に、学部卒後の教育機会を提供することが目的。1) 大学による書類審査 2) ADB への候補者推薦による 2 種類の応募方式。日本を含む各国大学への留学。          ② 対象：ネ国民          ③ 要件：2 年以上の職務経歴を有する者。          ④ 取得学位：修士          ⑤ 分野：経済、経営、科学・技術、その他開発関連分野          ⑥ 人数：ネ国から年間 15 名程度派遣</p>

表 7 対象機関職員が派遣されている主な奨学金（留学・短期研修）制度

対象機関名	奨学金制度
首相府	①KOICA、②インド、③タイ、④バングラディッシュ、⑤オーストラリア奨学金
財務省	①オーストラリア奨学金、②日本/世界銀行共同 大学院奨学金、③KOICA、④英国奨学金、⑤インド
内務省	①中国政府奨学金、②KOICA
工業省	①英国政府奨学金
最高裁判所	①KOICA、②JICA
総務行政省	①AUSAID、②JICA
連邦地方開発省	①米国奨学金、②インド、③KOICA、④日本
国家計画委員会	①KOICA、②オーストラリア奨学金、③日本
商業・供給省	①JETRO 開発スクール、②KOICA

表 8 ドナー事業の同窓会活動<sup>40</sup>

ドナー	同窓会名	活動内容
日本	JAAN (JICA Alumni Association of Nepal) NJAA (Nepal JSPS (Japan Society for the Promotion of Science) Alumni Association)	JAAN はセミナー、講演会、文化交流イベント、年刊誌の発行等を行っている。 NJAA は科学分野における交流促進、研究支援、オリエンテーション等を実施している。
オーストラリア	Australian Nepalese Alumni from Australia (ANAA)	同窓会活動、会議、セミナー等の開催
フルブライト	Fulbright Alumni Association of Nepal (FAAN)	フルブライト・デーの開催 ワークショップ等の活動
ドイツ	The Foundation of the German Alumni Association of Nepal (GAAN).	GAAN が全同窓会を取り纏めており、GAAN の下に 7 同窓会組織がある(他 4 組織は独立している)。毎年同窓生の集会を大使館が主催しており、大使公邸で実施している。毎年 250 名以上が参加している。
KOICA	KAAN (KOICA Alumni Association of Nepal)	研究成果を発表するトークプログラム、ワークショップ、文化交流イベント等の開催。

<sup>40</sup> ドナーからのヒアリング等を元に作成。

## 第2章 JDS 事業の内容

### 2-1. JDS 事業の概要

「1-1-1. JDS 事業の現状と課題」で述べた通り、JDS 事業は、我が国政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度に新設された無償資金協力による留学生受入事業である。

JDS 事業の開始当初、留学生個人の能力向上が主な目的であったが、2009 年度事業より新方式として、目的を各国の行政能力の向上とし、将来、各国の課題解決のための政策立案ができる人材を対象とした。したがって、新方式の特徴は、個人の留学支援を目的とした従来の留学制度とは異なり、対象国が JDS 事業の日本側関係機関と協議の上決定する援助重点分野（サブプログラム）に携わる人材の育成に主眼が置かれている点にある。

本準備調査では、上述した JDS 事業の趣旨や特徴を念頭に置きつつ、対象国の国家開発計画や我が国の国別援助方針に基づき設定されたサブプログラムにおける人材育成ニーズ及び想定される対象機関における候補者の有無等の調査を行い、その結果に基づき 4 期分を 1 つのパッケージとした JDS 事業の事業規模と、各サブプログラムの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定を行うものである。

ネ国においては、2015 年 7 月に実施された現地調査にて表 9 のとおり JDS の枠組みが策定された。

表9 ネ国 JDS 新方式における枠組み

サブプログラム (JDS援助重点分野)	コンポーネント (JDS開発課題)	募集対象機関
1 持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備	1-1 経済政策	財務省 国家計画委員会 首相府 外務省 連邦地方開発省 商業・供給省
	1-2 産業振興政策	財務省 国家計画委員会 首相府 工業省
2 平和の定着と民主国家への着実な移行	2-1 行政運営能力強化支援	財務省 国家計画委員会 首相府 総務行政省 連邦地方開発省 内務省 汚職防止摘発委員会(CIAA)
	2-2 国際関係の構築	外務省 財務省 首相府 商業・供給省 文化・観光・民間航空省
	2-3 法制度整備支援	法・司法・国会省 最高裁判所 法務長官府

## 2-1-1. JDS 事業の実施体制

### (1) 運営委員会

2015年7月より実施された本準備調査の現地協議において、資料4に基づき運営委員会の実施体制及び機能や役割等が説明され、ネ国政府関係者の了承を得た。また、JDS事業において中心的役割を果たすことが期待されることから、財務省IECCDを運営委員会の議長とすることで合意した(図1参照)。財務省IECCDは、ネ国における全てのドナーに対する援助窓口を担当する財務省の局である。

運営委員会は、ネ国側委員(財務省、総務行政省)及び日本側委員(在ネ国日本国大使館、JICAネパール事務所)にて構成される。

なお、運営委員会の機能・役割はJDS事業運営ガイドラインに基づき、以下の通りである。

ア. 事前調査における本事業計画策定協議への参加：

- ・ネ国の国家開発計画、日本の対ネ国援助方針等に基づきJDS事業にて取り組むべき重点分野(サブプログラム)及び開発課題(コンポーネント)の設定を行う。
- ・各サブプログラムに関連が深く、課題解決のための直接的な貢献が期待される省庁・機関を対象機関として選定し、JDS事業の4期計画であるサブプログラム基本計画の策定における協力を促す。
- ・対象機関と受入大学との協議を通じてサブプログラム基本計画を策定する。

イ. 留学生最終候補者の決定：

- ・運営委員会にて選考方針を決定の上、円滑な選考実施に当たって必要となる協力を行う。
- ・第三次選考(総合面接)の実施とその後の運営委員会における最終候補者の決定を行う。

ウ. 帰国留学生の有効活用の促進及びフォローアップ：

- ・プロジェクト効果発現を目指して帰国生の活用策を検討し、フォローアップを行う。

エ. その他本事業の運営管理に関する検討：

- ・その他、事業の運営管理に必要な事項について検討する<sup>41</sup>。

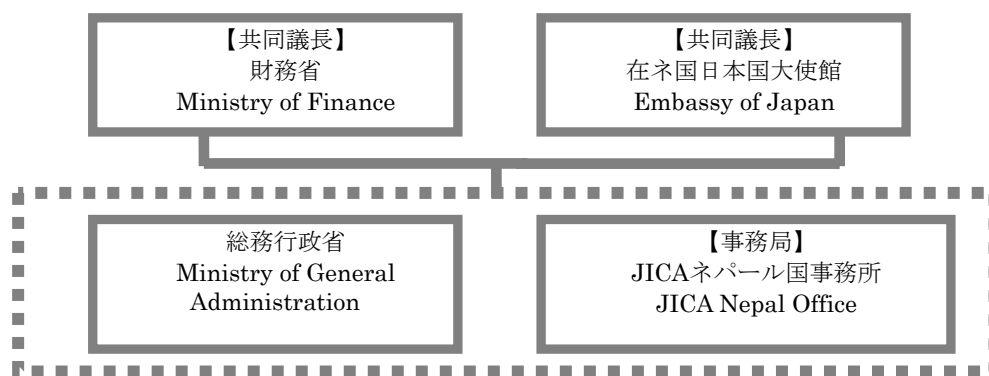


図1 ネ国運営委員会

<sup>41</sup> 前述のとおり総務行政省が奨学金事業を統括する奨学金委員会を運営しているため、対象機関への募集に掛る連絡・調整は総務行政省(奨学金委員会)を通して行う。

## (2) 運営委員会メンバーと受入大学との協議

ネ国運営委員会メンバーの日本理解強化、及び開発課題や人材育成ニーズと受入大学での指導内容についての具体的な協議を行うため、運営委員会のネ国側主要メンバーを本邦に招聘した。

具体的な日程等については、以下の通りである。

1. 対象者：運営委員会ネ国側主要メンバーである財務省、総務行政省から計3名が参加。
2. 時期： 2015年11月1日～7日（7日間）
3. 訪問先：受入大学（都内近郊2大学、地方1大学を訪問）、外務省、JICA本部、東日本大震災の復旧・復興に取り組む地域（宮城県栗原市）等
4. 訪問目的：ネ国政府の開発課題にかかる人材育成ニーズを各受入大学へ説明し、大学側のネ国留学生の受入れにかかる理解の促進を図った。また、外務省国別二課及びJICA本部南アジア部を訪問し、JDS事業実施の目的と意義を確認した。さらに、JDS事業が留学生に提供する特別プログラムの体験を通じて、運営委員会メンバー及び関係者のJDS事業理解を促進するために東北訪問を行った。ネ国では2015年4月25日に起こった大規模地震後の復旧復興が急務となっており、日本の経験から学び適切な行政での対応を検討する上で東北被災地を選定した。

## (3) 対象機関

JDS新方式では、サブプログラム毎に当該開発課題に最も関連が深い行政機関の人材を集中的に育成するために、これらをターゲットとして対象機関を定めた。優秀な留学生を確保するために、対象機関に所属する行政官をターゲットとして募集勧奨を行うことで中央省庁の行政官の応募を促進し、募集の段階、すなわち事業の入口部分において一定の方向付けを行なうことにより、JDSの実施効果の向上を目指している。

対象機関については、現時点でのそれぞれの省庁の機能について情報収集の上、各サブプログラム/コンポーネントとの関連が深く、その課題解決のための直接的な貢献が期待される行政機関が対象機関として選定された。

また、対象機関の状況〔対象機関における重点分野/開発課題の人材育成の必要性、対象機関の役割・職員数及び内訳（職階）、対象機関におけるJDS候補者数（資格要件に合う職員数、英語能力の把握）等〕を把握するため、以下の通り質問票による補足調査を実施した。

### (a) 調査方法

本準備調査開始後、2015年7月中旬に、想定される対象機関候補宛に質問票を送付し回答を依頼した。併せて今年度募集期間前及び中に対象機関を個別訪問し、(b)に関するヒアリング、及び質問票の回収・フォローアップを行った。

### (b) 調査内容

- ① 組織としての役割、課題、人材育成ニーズ
- ② 潜在的候補者の有無（正規職員数、対象年齢者数等）
- ③ 帰国後の復職・貢献可能性、他ドナーによる研修・奨学金機会の有無
- ④ その他JDS事業へのコメント・要望



(c) 調査を実施した機関

対象機関である 14 機関に対して、質問票及び個別訪問による補足調査を行った。うち全機関より質問票の回答を取り付けたほか 14 機関を個別訪問し、聞き取り調査結果を得ることができた。

(d) 調査結果概要

① 組織としての役割、課題、人材育成ニーズ

資料 7 に示す通り、対象機関毎の組織の役割・マニフェスト、及びそれに基づく開発課題、人材育成ニーズ等を確認することができ、多くの対象機関においては、開発課題が組織内で共有されており、その解決に必要な人材育成のニーズも明確に示されていることが分かった。

サブプログラムの設定についても、各対象機関の開発課題及び人材育成ニーズをカバーし得る幅広さが確保されており、その設定の妥当性を確認することができた。

② 潜在的候補者の有無

調査結果によると、JDS 事業の対象機関の内の対象となっている 20～40 歳の行政官 (Gazetted Officer) は行政官全体の 45%以上を占めており、年齢層からみた潜在的候補者は多数存在していることが確認できた。

一方、コンポーネント 2-3. 「法制度整備支援」の主要省庁となる法・司法・国会省の 20～40 歳の行政官は、全行政官 38 名中 12 名のみであり、候補者になりうる人材の絶対数が少ないことが懸念点として挙げられる。同じく、法務長官府の 20～40 歳の行政官は、全行政官 405 名中 53 名しかいなかった。

ネ国では行政官の管理職以上の登用については、修士号の取得が必須であるが、各対象機関行政官の学位取得状況を調べたところ、多くの行政官が修士号を既に取得していることが確認され、調査対象となっている 14 機関の中で回答があった機関の行政官全体の約 60%であることが確認された。特に、外務省ではほぼ全ての行政官が修士号を取得しているとの回答があった。

中央省庁内では既に修士号を取得している行政官が多く、応募者が限られる点が懸念される一方、今年度の応募者の中で国内の大学で既に修士号を取得している者は応募者の 80%以上を占めていた<sup>42</sup>。これらの候補者に対して、「国内の大学で修士号を取得しているにもかかわらず、さらに JDS へ応募し日本の大学で修士号を取得する目的」についてアンケートしたところ、「海外の学位のほうが昇進に有利」「国際的にも高いレベルの日本の大学で経済を研究したい」「国内の大学は理論の詰め込みが中心であるが、日本の発展モデルや実際のケーススタディー等を研究したい」等の意見が挙がり、課長以上の管理職への登用には修士号の取得が必須であることから国内にて修士号を取得することが多いものの、研究の質の面では、依然、我が国に留学し研究するニーズは高いことが確認された。

また、財務省人事局に博士号と出世の関連性をヒアリングしたところ、博士号のニーズはあるが、昇進の必須条件ではないとの回答があった。

<sup>42</sup> 76名の有効応募者の中で、海外で学位を取得している者はいなかった。

### ③ 帰国後の復職・貢献可能性、他ドナーによる研修・奨学金機会の有無

現地協議においても、留学生派遣後の帰国留学生のモニタリングはネ国政府が主体的に実施していくことが確認されており、特にネ国事業関係者による、対象機関への必要な働きかけ、帰国留学生の活躍状況のモニタリングが期待される。また、「2-5. フォローアップ」で後述の通り、運営委員会、受入大学、帰国留学生を含む JDS 関係者が有機的に帰国留学生のフォローアップに取り組んでいくことが重要である。加えて、ODA 事業関係者との連携によるフォローアップも期待される。

他ドナーによる研修・奨学金機会については、「1-4. 他ドナーの援助動向」において既述の通り、機会の多少は省庁間でばらつきがあるものの、対象機関は総じて、職員の人材育成に対して理解・関心が高くそのニーズが確認できた。

### ④ ジェンダー及びソーシャルインクルージョンへの配慮

ネ国公務員法では、競争試験で補充されるポストの内 45%は女性及び特定グループに属する者を採用する旨明記されているが、調査対象となっている 14 機関の中で回答があった対象機関における女性の行政官は省によって行政官総数の 8%～30%であった。

### ⑤ その他 JDS へのコメント・要望

他ドナーの奨学金プログラムとは異なり、行政官のみを対象とした開発課題の解決のための当該奨学金制度に好意的な声が多かった。

## (4) 受入大学

JDS 新方式において、受入大学は、専門的見地からプロジェクト実施のパートナーとして準備調査への参画及び後述する特別プログラムの実施等を通じたプロジェクト目標達成のための役割が求められている。そのため、選定された受入大学は、原則として以後 4 期固定化され、該当する開発課題に対して継続的かつ体系的に取り組むことが期待される。

### (a) 受入大学決定に至る経緯

本準備調査に先立ち、JICA はこれまで JDS 留学生の受入実績のある大学及び新たに受け入れを希望する大学に対して、ネ国 JDS 事業における想定対象分野/開発課題<sup>43</sup>を提示し、各大学より受け入れを希望する国・課題に関して受入提案書の提出を募った。その結果、20 大学 24 研究科から計 46 件の提案書が提出された。

各大学から提出された受入提案書の内容やこれまでの JDS 留学生を含む留学生の受入実績、ネ国留学生の受入れ体制等の項目について、JICA 本部及びネパール事務所は評価要領<sup>44</sup>に基づき受入提案書の評価を実施した。また、受入大学の選定にあたっては、より多くの大学・研究科へ JDS 事業に参加する機会を提供するために、新規大学を取りこんでいく点も検討された。

<sup>43</sup> JICA 及び対象国の政府関係者との協議の結果定められたネ国の援助重点分野・課題に関して、課題の背景、関連する JICA 事業、JDS 事業で想定されるニーズ等を一覧表として作成したもの。

<sup>44</sup> 受入大学提案書にかかる評価要領。提案書の記載項目別に評価ポイントを点数化し、JICA 資金協力業務部及び JICA ネパール事務所によって評価が行われた。なお、受入提案書の記載項目は、①受入可能人数、②当該想定開発課題に対する取組みの基本方針、③プログラム内容、④当該研究科における受入・指導体制、⑤過去の JDS 留学生受入実績、⑥JDS 以外の留学生受入状況等、⑦当該開発課題における研究・協力実績等である。

その後、本準備調査の現地協議において、調査団よりネ国政府側に日本側の大学配置案が提示され、あらためて両国事業関係者間で協議を行い、最終的な受入大学を選定した（表 10 参照）。

表 10 ネ国 受入大学

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科
1. 持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備	1-1. 経済政策	国際大学大学院	国際関係学研究科
		広島大学大学院	国際協力研究科
	1-2. 産業振興政策	国際大学大学院	国際経営学研究科
		立教大学大学院	経営学研究科
2. 平和の定着と民主国家への着実な移行	2-1. 行政運営能力強化支援	明治大学専門職大学院	ガバナンス研究科
		国際基督教大学大学院	アーツ・サイエンス研究科
		山口大学大学院	経済学研究科
	2-2. 国際関係の構築	立命館大学大学院	国際関係研究科
	2-3. 法制度整備支援	九州大学大学院	法学府

#### (b) 先方政府との協議

JDS 新方式において、受入大学は JDS 事業の計画・調査段階から主体的・積極的に参画することにより、対象国の課題に即した受入体制、指導内容を整備し、留学生の母国の実情やニーズを踏まえた研究への方向付けを行うことが求められる。これにより、将来的に研究成果が社会へ還元される可能性を向上させ、ひいては JDS 事業の事業効果の発現を促進することが期待されている。このため、JDS 留学生の選考にあたって受入大学教員をネ国に派遣し、候補者の面接を行う際に、併せて運営委員会や対象機関等の現地 JDS 関係者との意見交換を行った。なお、意見交換を実施する目的は以下のとおりである。

- ・ 現地 JDS 関係者との意見交換を通じ、当該国の抱える課題や人材育成施策に対する認識を共有すること
- ・ 第 1 期留学候補者の選考及び現地事業関係者との意見交換を通じ、サブプログラム基本計画に受入大学の知見を反映すること
- ・ 受入大学が対象国のサブプログラムに特化したプログラム（特別プログラム<sup>45</sup>）の計画立案を行うための当該分野課題状況、人材育成ニーズにかかる情報を得ること

現地事業関係者との意見交換を通して、受入大学は対象国の抱えるサブプログラムにおける課題と人材育成ニーズ、及び対象機関や留学候補者のバックグラウンド等を把握理解することにより、適切なカリキュラム及び受入体制を検討することが可能になる。また、4 期継続した JDS 留学生の受け入れによる、対象国・対象機関との長期的な連携関係構築の契機となることが期待されている。

<sup>45</sup> 特別プログラムとは、JDS 旧方式において設置されている「大学教育付帯講座」と新方式に新たに設けられた「研究活動促進講座」とを併せており、授業料とは別に追加的な経費を受入大学に支給し実施されるプログラムのこと。「大学教育付帯講座」は当該プロジェクトで受入れる留学生に対して、大学の既存講座の他に、付加価値を付与する特別講座・セミナーの実施等を目的とした講座であり、他方「研究活動促進講座」は、対象国の開発課題に特化したプログラムを提供する講座のことをいう。

### (c) 留学生の受け入れ及び帰国後の関与

JDS 新方式では、受入大学において同一国、同一サブプログラムにて 4 期継続して JDS 留学生を受け入れるため、受入大学は既存のカリキュラムやプログラムに基づいた指導を行うことに加え、対象国の抱える課題に適した内容で且つ留学生の留学前<sup>46</sup>、留学中、帰国後にわたって一貫した特別プログラムの提供を行うことが期待されている。

特別プログラムの目的は以下のとおりである。

- ・ JDS 留学生が当該国のサブプログラムにおける課題解決のために、より実践的・具体的な事例紹介等を通じて実践的な知識・経験を習得すること
- ・ 特別プログラムにおける活動を通じて、JDS 留学生あるいは先方対象機関が、本邦及び海外の研究者・機関と将来の活動に貢献するネットワークを構築すること

### 2-1-2. サブプログラム基本計画

本準備調査の現地協議において、ネ国の国家開発計画と我が国の国別援助方針及び JICA にて実施中のプロジェクトとの整合性を十分に考慮しながら、JDS における援助重点分野（サブプログラム）が設定された。また、本準備調査において行われた対象機関に対する補足調査や、大学から提出された受入提案書を基に、2 つのサブプログラム及び 5 つのコンポーネントそれぞれについてサブプログラム基本計画（案）が策定された（資料 6）。この後、選考段階における専門面接に際して現地に派遣される受入大学の教員とネ国事業関係者との間の意見交換等を経て、同計画の最終案が策定された。

サブプログラム基本計画は、それぞれのサブプログラムにおいて、留学候補者を推薦する対象機関や本邦の受入大学、投入する留学生数及び期待される成果等について、向こう 4 期の事業（4 期分の投入）を 1 つのパッケージとして策定するものである。同計画に基づいて 6 年にわたり同一のサブプログラム/コンポーネント、対象機関及び受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させることを目的としている。

また、各受入大学がネ国の各サブプログラムの解決に特化して取り組むための特別プログラムを提供することにより、受入大学とネ国政府機関との関係強化の促進が期待されている。なお、サブプログラム基本計画は、本準備調査における現地協議を通じて最終的に策定された後、向こう 4 期受入大学が留学生に対する指導を行う際の指針となるものであり、プロジェクト評価のベースとなるものである。

---

<sup>46</sup> 第 1 期の JDS 留学生を対象にした留学前の特別プログラムの実施については、本準備調査契約と無償本体事業契約の関係上、実施の対象外となっている。

## サブプログラム基本計画の主な項目

### 1. サブプログラムの概要

(1) 基本情報 (2) 背景と必要性 (当該国の開発政策における本事業の位置づけ) (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績 (これまでの JDS 留学生の成果含む)

### 2. 協力の枠組み

(1) 事業の目的 (2) 案件目標 (3) 目標の指標 (4) 受入計画人数及び受入大学 (5) 活動 (6) -1 日本側の投入 (6) -2 投入期間・人数 (7) 相手側の投入 (8) 資格要件

また、運営委員会との協議の結果、上記のサブプログラム基本計画に記載される「JDS 留学生応募者の資格要件」は以下の通り設定された。

#### 資格要件概要

- ① ネパール国籍であること
- ② 年齢：40 歳以下<sup>47</sup>であること (当該来日年 4 月 1 日現在)
- ③ 職業：
  - ・応募時点でネ国の行政官 (Gazetted Officer)<sup>48</sup>であり、かつネ国の国家公務員として 3 年以上の実務経験 (Non Gazette の経験もカウント可能) を有すること
- ④ 学歴：学士号を有すること
- ⑤ その他：
  - ・大学院で修学するに足る英語力を有すること
  - ・過去に修士の学位取得を目的に、日本政府またはその他外国政府の奨学金を受給していないこと

サブプログラムはネ国の開発課題、ネ国国別援助方針と関連していることが確認されており (詳細は後述「3-3. JDS 事業と開発課題及び国別援助方針との整合性」を参照)、JDS 事業で取り組むべき重点分野/課題として 2015 年 7 月に実施された現地調査の協議において正式に合意されている (詳細は資料 4 参照)。

<sup>47</sup> 総務行政省から、公務員法にあわせて年齢制限を 45 歳以下にする旨提案があったが、運営委員会での協議の結果、年齢制限は 40 歳以下となった。

<sup>48</sup> 2015 年 7 月の現地調査時では資格要件を「行政官 (Gazette Officer) としての勤務経験が 3 年以上」と設定したが、募集期間中に、各対象機関から「資格要件が厳しいために応募者を募るのが難しい。行政官 (Gazetted Officer) として 3 年以上の勤務経験の条件を緩和して欲しい」との要望が上がった。これら要望を踏まえて、11 月 11 日に臨時運営委員会を開催して検討した結果、資格要件を緩和し上記の資格要件に変更することとなった。

## 2-2. JDS 事業の概要事業費

### 2-2-1. 概要

2014年11月にJICAの事前調査団が提案した2016年度以降4期分の各年度の受入人数上限(20名/年度)と、受入大学が提出した受入提案書に記載された受入人数上限及び各サブプログラムの課題解決に最適なプログラム内容が検討された結果、サブプログラム・コンポーネント毎の4期分の受入人数(案)は調査を通じて資料5の通り決定され、これに基づき第1期生の募集・選考が行なわれた。

なお、サブプログラム・コンポーネント毎の受入人数は年度毎に設定されているが、募集・選考を通じて受入予定人数枠に満たないサブプログラム・コンポーネント/受入大学が発生した場合は運営委員会の要請に基づき、他のサブプログラム・コンポーネントに受入枠を振替えることを提案した上で、各年度の受入人数上限(20名)まで候補者を選定・確保することも併せて確認された。

### 2-2-2. 概算事業費

JDSを実施する場合に必要な事業費総額は、2.92億円となり、日本とネ国との負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記(3)に示す積算条件によれば、次のとおりと見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

(1) 日本側負担経費

2016年度 ネパール国 人材育成奨学計画 (3カ年国債)  
概略総事業費 約 291.9百万円

(単位：千円)

年度	費目		概略事業費
2016年度 Term-1	実施経費	大学直接経費 (入学金、授業料、他) 留学生受入直接経費 (航空運賃、支度料、奨学金、他) 留学生国内経費 (来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費) 特別プログラム経費	68,660
	役務経費	現地活動経費(旅費、ナショナルスタッフ人件費、事務所借 上費、他) 募集選考支援経費 事前研修経費 留学生用資材費 留学生保険加入費 来日後フリーフィンギング/オリエンテーション経費 モニタリング経費 受入付帯経費 (突発対応) 特別プログラム支援経費 大学会議経費	29,841
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	38,483
	2016年 事業費 計		136,984
2017年度 Term-2	実施経費	大学直接経費 (入学金、授業料、他) 留学生受入直接経費 (航空運賃、支度料、奨学金、他) 特別プログラム経費	77,026
	役務経費	現地活動経費(旅費、ナショナルスタッフ人件費、事務所借 上費、他) モニタリング経費 受入付帯経費 (突発対応) 特別プログラム支援経費	4,184
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	13,816
	2017年 事業費 計		95,026
2018年度 Term-3	実施経費	留学生受入直接経費 (航空運賃、支度料、奨学金、他) 留学生国内経費 (来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費) 特別プログラム経費	46,979
	役務経費	現地活動経費(旅費、ナショナルスタッフ人件費、事務所借 上費、他) モニタリング経費 受入付帯経費 (突発対応) 帰国プログラム(本邦) 経費 帰国プログラム(現地) 経費	2,384
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	10,522
	2018年 事業費 計		59,885
事業費 総額	合計		291,895

(注) 上記の概算事業費は、E/N 上の供与限度額を示すものではない。

(2) ネ国負担経費

なし

### (3) 積算条件

- ① 積算時点 : 2015年10月
- ② 為替交換レート : 1US\$ = 124.40円  
: 1NPR = 1.21円
- ③ 業務実施期間 : 事業実施期間は、実工程に示したとおり。
- ④ その他 : 積算は、日本国政府の無償資金協力の制度を踏まえて行うこととする。

## 2-3. 相手国側負担事業の概要

JDS 留学生の募集・選考期間は、財務省 IECCD が運営委員会議長として、JDS の計画・実施・管理・監督をする主導的役割を担い、応募書類の配布促進等を通じて応募勧奨に協力し、サブプログラム毎に設定された対象機関に対しては、JDS 事業への協力の働きかけを行うほか、サブプログラム基本計画の策定に向けて受入大学・対象機関間の協議を調整・実施する。

JDS 留学生の留学期間中は、ネ国政府は実施代理機関を通じて留学生に対し定期的にモニタリングを実施し、JICA に報告を行う。また、実施代理機関から提出される定期報告書により、JDS の事業進捗や懸案事項等について確認し、必要に応じて他の運営委員と協力して適切な措置を講じるほか、JDS 留学生が修士論文を作成する上で必要なデータの提供等を行う。

JDS 留学生の帰国後は、帰国留学生が母国の開発課題の解決に向けた取り組みに貢献すること及び人的ネットワーク構築が JDS の主目的のひとつであることに鑑み、ネ国政府は留学生の帰国後に帰国報告会を開催して留学成果を把握するとともに、その後の動向調査や我が国との学術、文化交流・協力の促進等について必要な措置を行うこととする。また、財務省は、留学生の帰国にあたり、留学前と同じ職務もしくは行政府等の中枢で活躍できるような職務が与えられるよう関係省庁へ働きかけ、事業効果発現を促す。

なお、実施機関である財務省に対して JDS 事務所の執務室提供を申し入れたところ、2015年4月に発生した地震の影響もあり、財務省内及び関連施設内での利用可能スペースの配置は現時点では難しいとの回答があった。本件については、引き続きフォローアップする予定である。

## 2-4. JDS 事業のスケジュール

本準備調査の結果、日本国外務省及び JICA が 2016 年度以降の JDS 事業実施を正式に決定した場合、向こう 4 期の事業については図 2 に示されたスケジュールに基づく実施が想定される。具体的には、年度毎に E/N (交換公文) 及び G/A (贈与契約) の締結後、JICA が準備調査を受託したコンサルタントを実施代理機関 (エージェント) としてネ国政府に対し推薦し、当該エージェントが JDS 事業におけるネ国政府との契約を締結した上で、ネ国政府に代わり事業の実施を担うこととなる。



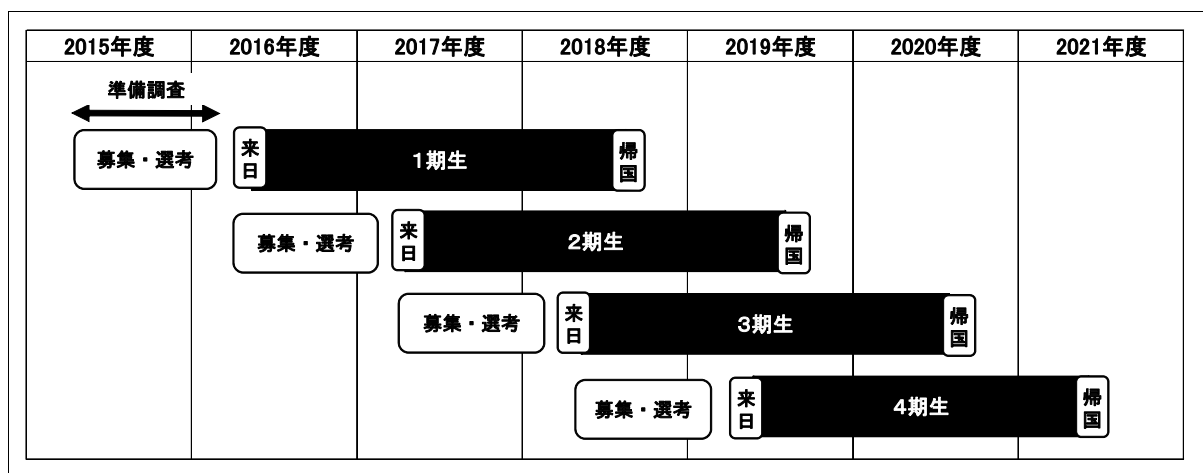


図2 実施工程

## 2-5. フォローアップ

JDSの目標は「ネ国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が、本邦大学院における学位取得（修士）を通じ、帰国後に中核人材で同国の開発課題の解決に寄与し、また人的ネットワーク構築を通して将来的な同国と我が国のパートナーシップに資する」ことである。この目的を達成するためには、本邦大学への留学による専門知識の習得、研究、人的ネットワークの構築だけでなく、留学中の留学生及び帰国留学生に対して様々なフォローアップを仕掛ける必要がある。そしてフォローアップが効果的になされるためには、ネ国政府及び事業関係者による理解と協力、そして主体的な取り組みに依るところが大きい。また、留学生が帰国した後は、財務省 IECCD の監督の下に、各留学生の所属機関及び政府全体における JDS 留学生の活用が期待されている。

留学中の留学生のフォローアップ方法としては、所属機関によるフォローアップだけでなく、JDS 事業にて中間集合研修（リーダーシップ研修）や、行政官交流イベントの開催、受入大学とのワークショップの共催、JICA の技術協力プロジェクトで実施する本邦研修に関する JDS 留学生を参加させる機会を与える<sup>49</sup>等、さまざまな方法を検討する必要がある。

留学生の帰国後については、ネ国では他 JDS 実施国と同様に、留学前に、ネ国政府と JDS 留学生本人との間で、「JDS 留学生は帰国後最低 5 年間政府機関に勤務すること」を誓約する誓約書を取り交わすことで、留学生が帰国した際に政府機関に復職し、日本で取得した知識・能力を活用できるようにする旨 2016 年 3 月実施の第 2 回運営委員会にて決定している。ネ国では既に公務員法の上で、留学のための休職期間が 2～3 年の場合は 5 年以上政府機関に勤務する<sup>50</sup>ことが義務付けられているため、最低復職期間は公務員法に沿って決められた。

また、JDS 留学生同士及び関係者とのネットワークを強化するために、JDS 留学生のための同窓会を設立する等のネットワークを構築・維持するための仕組みやツールも検討される必要がある。我が国に留学した学生を中心とした同窓会組織は、JUAAN<sup>51</sup>がある。当該同窓会は、日本の

<sup>49</sup> ラオス国では現在実施中の技術協力プロジェクト（法律人材育成強化プロジェクト）の本邦研修の際に、留学中の JDS 留学生を当該研修に参加させている。

<sup>50</sup> 勤続義務期間内で辞職する場合は、奨学金の返還義務等も定められている。対象機関でのヒアリングでは辞職はほとんどないとのことであった。

<sup>51</sup> 現地日本留学経験者の同窓会組織（日本留学同窓会ネパール：JUAAN）。

大学や様々な教育機関を卒業したネ国人留学生の同窓会で、設立の目的は、日本で得た知識や技術をネ国の発展に役立てる事にある。JUAAN では、4 カ月に一回、定例勉強会を実施している他、講演会、シンポジウム、在ネ国日本国大使館との共催による日本文化紹介事業、日本留学フェアなどを積極的に実施している。当該同窓会の協力を得て、当地の事情に合った同窓会活動の推進を行う必要がある。

さらに、キルギスで実施のように JDS 帰国留学生の発案による公務員研修の実施や、大学との共同研究の推進、技術協力プロジェクト実施のセミナー・研修への参加等のフォローアップの実施等も検討したい。

## 第3章 JDS 事業の妥当性の検証

### 3-1. JDS 事業で期待される効果

既述の通り JDS 事業では、社会・経済開発上の課題を実践的に解決する専門知識を有する人材として育成する若手行政官等が、開発課題の解決に貢献し活躍することを目的としている。こうした目的の達成に向けて効果的に JDS 事業を実施するため、サブプログラム及びコンポーネントごとに案件目標（上位目標及びプロジェクト目標）が設定されている（資料 6 参照）。人材育成に関するプロジェクトにおいては、長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、案件目標、特にプロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標としては、「当該開発課題の解決に必要な知識を習得することを通じて、対象機関における政策の策定等に携わる人材の能力が向上される」こととなっている。また、留学生が習得した知識が帰国後、各対象機関にて効果的に活用されることや、活用のための機会及び職務が対象機関によって与えられることを通じて、究極的には「母国の開発課題解決に貢献すること」に帰結することが期待されている。

なお、プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての指標は以下の通りであるが、上記の視点に鑑み、以下のとおり全てのコンポーネントにおいて共通する指標が設定されている。

- ・ 帰国留学生の修士号取得
- ・ 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
- ・ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

指標「帰国留学生の修士号取得」及び「帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上」については、募集時における各サブプログラム及びコンポーネントの対象機関の人事担当や事業趣旨に合致した人材をターゲットにした応募勧奨、学問的基礎知識・関連する職務経験・基本的な素養・帰国後の貢献可能性等を踏まえた選考が挙げられる。また、来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリング（面談形式による学業・生活・健康面での状況管理とアドバイス）を確実に実施することにより、高い成業率の達成及び能力の向上が他 JDS 実施国同様に期待される。

今般、JDS 新方式は本調査結果に基づく妥当性の検証を経て、最終的には日本政府によりネ国での実施の是非が検討されるが、JDS 留学生を送る側であるネ国政府及び対象機関には修学中のサポートが、また受入大学には、当該国の開発課題の解決に資するカリキュラムの提供がそれぞれ求められることから、同目標の達成が両者によって促進されることが期待される。

また、指標「帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施」について、「2-5. フォローアップ」にて記載の通り、ネ国では他 JDS 実施国と同様に、ネ国政府と JDS 留学生本人との間で、「JDS 留学生は帰国後最低 5 年間政府機関に勤務すること」を誓約する誓約書を取り交わすことで、留学生が帰国した際に留学前の所属先もしくは留学で得た知識を活かせるポストに復職し、日本で取得した知識・能力を活用できるよう取り組むことが望ましい。

### 3-2. プロジェクト評価指標データ

より多面的な評価を目指して、JDS 事業終了時の評価を補完するための指標を設定した。

JDS 新方式の導入に伴うプロジェクト効果の測定については、プロジェクト管理や進捗のほか、関係機関の主体性や帰国留学生の活躍状況等、幅広い基準を基にする取り組みが考えられるが、JDS 事業の特徴でもある JDS 留学生モニタリングという留学生情報管理機能に着目し、同機能を主に活用して「JDS 留学生の能力向上の度合い（公務員に求められる能力）」と「大学カリキュラムの適切度」について評価するための指標を設定し、アンケート調査<sup>52</sup>を実施する予定である。主な調査対象者は JDS 留学生本人を予定している。

#### （1）調査内容

「留学生の能力向上の度合い」については、「若手行政官の育成」が JDS 事業の目的であることに鑑み、JDS 事業を通じて、途上国において公務員に求められる能力の変遷を調査することを目的とした。具体的には「科学的な調査・分析能力」「論理的な思考能力」「問題解決能力」「リーダーシップ」といった技能・思考能力の向上や、「倫理性」「規律性」「責任感」「積極性」といった態度の変遷を測るための調査を行う。

また、大学カリキュラムと開発課題の合致度・妥当性については、調査開始前のカリキュラムの審査をもって確認されているため、実際に提示されたカリキュラムが実行されているか、また提供されるカリキュラムが実際の成果として開発課題に資するものであるかどうかを確認できるよう、調査項目を設定する予定である。

#### （2）調査方法

留学生を対象としたアンケート調査を、来日時、就学中、修了時の 3 段階にて行う予定である。来日時及び就学中の時点では定期モニタリングの事前レポート取り付けを行う一方、修了時の時点では帰国直前に大学・研究科毎に留学生を招集して実施する帰国前評価会の事前レポートに代わるアンケートを配布し、回答を得る予定である。なお、帰国後の能力の発揮状況にかかる把握についても、タイミングを見計らって帰国留学生に対して行うことも必要であろう。

また所属機関の管理職を対象としたアンケート調査については、対象留学生の来日前後に現地 JDS プロジェクト事務所を通してアンケートを配布し、回答を得る予定である。

### 3-3. JDS 事業と開発課題及び国別援助方針との整合性

#### （1）概要

これまで述べてきた通り、2015 年 7 月に現地調査が実施され、対象国における開発課題・ネ国国別援助方針・JICA プログラムとの連携を意識した JDS の位置づけが明確化されるよう事前の調査を強化し、現地調査を通じて対象国のニーズを確認すると共に、そのニーズを満たしうる教育プログラムの提供が可能な受入大学とのマッチングの強化が行われることとなった。このような目的・背景に鑑み、JDS 事業が①ネ国における開発の優先課題、及び②対ネ国国別援助方針との整合性を有しているかどうかという観点から、JDS の妥当性の検証を行う。

<sup>52</sup> 「JDS 留学生能力にかかる定期調査アンケート」：国立大学法人東京工業大学の元副学長、牟田博光氏監修

(2) ネ国における開発の優先課題との整合性

主要ドナーは、ネ国政府が作成した「ネ国開発計画（第13次3ヵ年国家計画）」について、政府開発援助を計画・実施するための戦略文書とみなし、日本政府も対ネ国国別援助方針において、当該開発計画を基礎として援助方針を策定している。

2015年にJDS新方式を実施するにあたっての現地調査が実施された際にも、対ネ国国別援助方針<sup>53</sup>を参照し、優先課題に対応すべく対象分野が設定された。また、より戦略的に対ネ国国別援助方針中の優先課題を絞り込み、サブプログラムが設定されている。(図3)

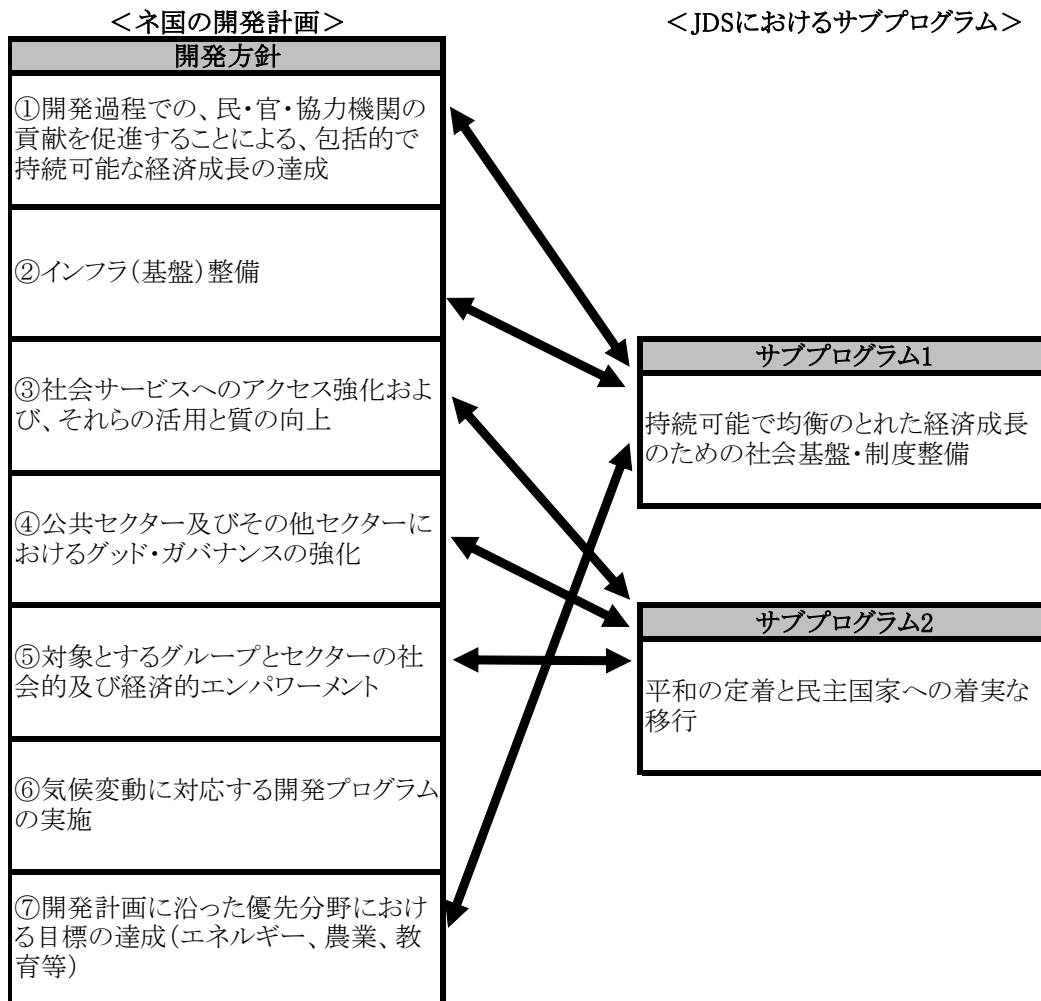


図3 ネ国開発計画（第13次3ヵ年国家計画）におけるJDSの位置付け

(3) 対ネ国国別援助方針との整合性

対ネ国国別援助方針では、ネ国への援助の意義を踏まえ、2022年までに、後発開発途上国(LDC)からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援を後押しするとしている。

JDSにて設定されたサブプログラムは、当該援助重点分野と合致する形で設定されており、各援助重点分野に資する人材育成プログラムとして計画されている。(図4)

<sup>53</sup> 対ネ国国別援助方針は2012年4月策定。

<対ネ国国別援助方針>

<JDSにおけるサブプログラム>

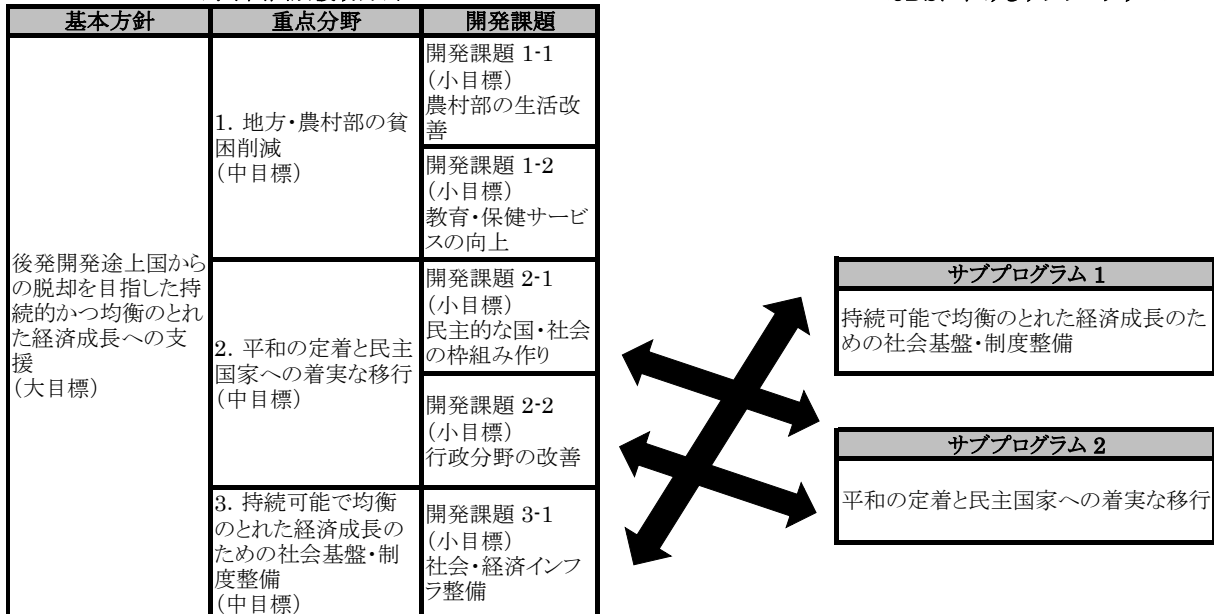


図 4 対ネ国国別援助方針における JDS の位置付け

3-4. 他ドナーの奨学金との比較優位性

JDS の「基礎研究報告書」にて言及されているように、ネ国でも JDS 事業のように対象を公務員だけに限定する奨学金プログラムは、中国及び KOICA<sup>54</sup>以外では JDS 事業のみであった。「3-5. 課題・提言」にて後述のように、財務省 IECCD 局長からも行政官の人材育成に目標を絞った JDS 事業はネ国にて数少なく貴重なプログラムである旨高く評価する言及もある。

また、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられており、候補者の選考から大学が深く事業に関わるだけでなく、既存の大学プログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国及び留学生個人に即したカリキュラムが提供されるなど一貫した選考・指導・受入・フォローアップ体制が整えられていることも利点である。

さらに、年毎のプロジェクト方針の設定に実施代理機関が積極的に関わるだけでなく、候補者の募集・選考と日本への送り出し、及び留学期間を通しての実施代理機関による定期モニタリング等の留学生が享受する手厚いサポート、さらに帰国後の復職サポートや同窓会活動の企画等があることも他ドナーの奨学金と JDS 事業を比較した場合の比較優位点として挙げられる。

3-5. 課題・提言

「1-4. 他ドナーの援助動向」でも述べたように、ネ国において各国ドナーの奨学金プログラムが実施される中、JDS 事業の目的を達成し、その効果を最大限に生かすためには、事業の入り口部分において多くの応募者を集め、かつ応募者の質を確保することが重要となる。

優秀な応募者を確保し、将来ネ国政府の要職を務めるような人材を厳選して日本に送り出すためには、実施代理機関が実施する募集説明会や JDS の広報活動のみならず、毎年一定数を日本に

<sup>54</sup> KOICA のプログラムでは行政官だけを対象としているわけではなく、優秀と認められれば行政官以外の公務員も留学が可能である。

派遣している JICA 短期研修の修了生への応募勸奨や JUAAN の開催する留学フェア及び現地で活発に活動する日本留学帰国生同窓会（JUAAN、JAAN、NJAA）との連携を図る、等の取り組みが望まれる。

また、ネ国 JDS 事業においては、初年度の応募者数よりさらに多くの候補者を得るためには、ネ国側の主体的な取り組みを促すだけでなく、ネ国側と協力し新聞記事への掲載や広告の掲載等一般メディアを活用するなど、広報ツールを多様化してできるだけ多くの潜在的候補者に情報が届くように広報していく必要がある。ネ国側に主体的に取り組んでもらう為には、JDS はネ国の行政官のみを対象とし、同国の開発課題に合致した人材育成のプログラムであること、JDS がネ国の中長期的な発展に資するプログラムであること等の説明を対象機関及びネ国側の関係者に対して根気強く行い、理解を深める必要がある。

また、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられていること、既存のプログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国及び留学生個人に即したカリキュラムが提供されるなど一貫した指導体制・受入体制が整えられていること、また滞り期間中を通して定期モニタリング等の留学生が受けられる手厚いサポートがあることも、JDS 事業の比較優位点として積極的にアピールを行う必要がある。

さらに、JDS 事業の効果を高めるためには、JICA 専門家や青年海外協力隊等、他 JICA 事業との連携強化等により更なる事業広報や、今後の事業でカウンターパートになり得る優秀な人材のリクルートを行っていくことが必須であり、オールジャパンでの取り組みが望まれる。

本調査を通じて得られたネ国 JDS 事業の課題・提言は、以下の通りである。

### （１） JDS の現地実施体制についての留意点

JDS の実施体制については、対処方針会議及び現地調査を経て、ネ国側は財務省及び総務行政省がネ国側のメンバー、日本側は在ネ国日本国大使館、JICA ネパール事務所となった。

しかしながら、本調査開始当初に運営委員会メンバー及び JDS 担当となった財務省及び総務行政省の 4 名のうち、2016 年 3 月実施の基本計画書の策定合意までに同じポストに留まっているのは 1 名（財務省 JDS 担当課長）のみであり、他 3 名は全て他の部署もしくは省庁へ異動した。特に総務行政省は他省庁へ異動するまでの一時的所属先となることも多く、2015 年 7 月の現地調査時から、半年間で担当局長が数回代わっている。ネ国での事業運営にあたっては、運営委員会メンバーである財務省及び総務行政省の担当者による JDS 事業の理解は不可欠である。頻繁に起こる人事異動が事業運営に影響を及ぼす可能性があることには留意しておく必要がある。

また、既述のようにネ国政府の奨学金委員会は政府職員へ供与される奨学金の配布について強い権限を持っており、JDS 事業における対象省庁の最終決定は奨学金委員会によりなされるため、総務行政省を通して奨学金委員会との連絡・調整には十分に留意する必要がある。特に、対象機関への候補者募集に関する通達は、奨学金委員会が書簡を各対象機関へ送って行うことになっているため、毎年事業の開始時に実施される事業の全体方針を決定する第一回運営委員会の前に、対象機関についてのすり合わせを奨学金委員会と行うことは必須である。

### （２） ネ国における JDS の比較優位性の活用とアピール

JDS の開始にあたって、財務省 IECCD 局長から、「JDS のようなプログラムは他のドナーと

の間では存在していない。他の留学プログラムでは民間と競争することになり、確実にネ国政府行政官を留学に送り出すことはできないのでありがたい」との言及があった。ネ国では、オーストラリア、米国、ドイツ、中国等の多くのドナーによる奨学金プログラムが実施されているが、その中でも JDS 事業はネ国政府行政官のみを対象としている点で際立っており、他の奨学金との差別化を生んでいる。

また、特別プログラムは個々の国の事情やニーズを反映した補助的な指導を可能としており、他ドナーのプログラムとは一線を画していると言える。さらに、実施代理機関の生活サポートに加えて、JDS 事業が留学生に対してきめ細やかに支援を行っていることに特徴がある。

募集説明会などの機会においては、これらのセールスポイントを売り込みのツールとして戦略的に活用することが望ましい。これまで、他の国にて JDS 事業の立ち上げを行った際にも、JDS 事業自体がその国に定着するには時間がかかってきていることから、広告塔となる帰国生がいない間は、特にこれらの比較優位性を積極的にアピールすべきである。

### (3) 留学候補者獲得の効果的な戦略立案のための提言

留学候補者の獲得における課題と提言を「応募者の獲得」、「募集方法」、「資格要件と候補者の質」の観点から以下にまとめる。

#### (ア) 応募者の獲得について

今年度の募集においては、配置された留学者数の 5 倍以上の応募者数を獲得した大学・研究科があった一方で、募集期間を 2 週間延長しさらに資格要件を緩和した上で再募集したものの 3 倍に応募者数が届かない大学・研究科がいくつかあった。応募者の獲得については、以下の 2 点について対策の検討が必要である。

#### ① 対象機関の拡大

今年度の応募では、2 つのコンポーネント「産業振興政策」「国際関係の構築」への応募者は定員の 3 倍に届かなかった。期間を延長した応募勧奨では当該コンポーネントに関係する対象機関への働きかけを重点的に行ったものの、3 年の職務経歴など、応募要件を満たした潜在的候補者の絶対数が特に外務省では少ないことが課題となっている。ついては、現在対象機関となっていないものの当該分野に関係する省庁についての調査を行い、さらに該当する候補者の確保が見込める政府組織の追加が可能かどうか、関係者と検討する必要がある。

#### ② 受入大学との連携

今年度が初年度であるため JDS 事業についての現地での知名度が低いこと、また帰国留学生がいないため口コミでの情報発信を十分に行うことができないこと等が、十分な候補者確保の困難な点として挙げられた。来年度以降、受入大学及び留学生から協力を得つつより具体的／魅力的な大学紹介資料の作成に努めると共に、専門面接で教員が現地入りする機会を利用して、大学紹介セミナーを実施する等、大学の協力を得つつ広報手段をさらに工夫することが望ましい。

2016 年 2 月実施の専門面接（ネ国内での大学面接）では、日本から大学教員が現地入りした際に各対象機関の職員を集めた大学紹介セミナーを総務行政省内で実施した。出席者からは「実際に大学教員から大学プログラムの内容を聞き、研究可能な専門分野の確認ができた」「大学のウェブサイトだけでは具体的でかつ欲しい情報を得ることは難しいが、セミナーでは気軽



に先生から魅力的な学生生活や所在地の様子を聞くことが出来た」等の声が聞かれた。これらの取り組みは引き続き来年以降も実施したい。

#### (イ) 募集方法（募集ツール及び募集説明会）について<sup>55</sup>

今年度は、募集期間中に多岐に亘るツールを活用して募集活動を行った。応募時に候補者へのアンケート調査を行ったところ、応募のきっかけとして最も回答が多かったツールは図 5 のように「所属先の奨学金担当者からの紹介」であった。また、応募者の 62%が募集説明会に参加していた。特に今回の応募では連邦地方開発省の応募者数がもっとも多かったが、その要因としては人事・総務担当者が積極的に地方を含め省内での JDS 事業の紹介に努め、さらに省内での説明会を実施したところが大きい。

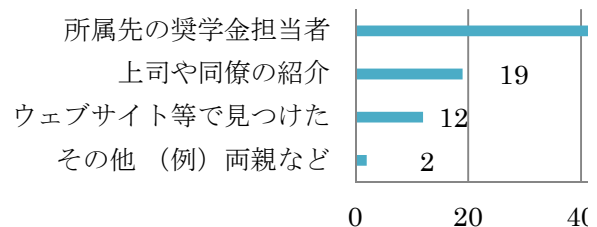


図 5 JDS 事業を知ったきっかけ

参考になったメディアでは、「JDS ウェブサイト」が最も多かった。来年度の応募では、引き続き省内の奨学金担当部署への働き掛けを強化すると共に、魅力的な JDS ウェブサイトのデザイン作り、さらに省内の奨学金担当部署からの紹介で募集説明会に出席した潜在的候補者へのフォローアップをきめ細かに行うことが効果的であろう。

また、候補者は上記のウェブサイトだけでなく、募集説明会で配布した募集要項、ポスター、在ネ国日本国大使館の発行したプレスリリース、新聞広告等、多様なツールから情報を得て応募していることが分かった。

当該アンケート結果から、省内での広報活動が募集の鍵であることは明白でもあり、候補者となる可能性を秘めた行政官へのアプローチ方法としては、引き続き対象機関担当者への説明と働きかけが重要である。ただ、それらが万能の特効薬（ツール）では無いため、引き続き様々な方法を工夫・検討する必要がある。

なお、今年度の募集方法（ツール）では以下の 8 点の方法を用いた。

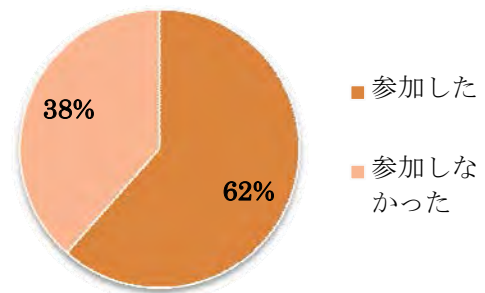


図 6 募集説明会への参加

#### ① ネ国政府からの情報発信

総務行政省から対象機関に応募勧奨を促す書簡が発出され、同時に総務行政省のウェブサイトに JDS の奨学金プログラム情報が掲載された。

#### ② JDS ウェブサイト

JDS ウェブサイトを作成し、応募要件、大学情報、選考日程等を掲載した。潜在的候補者から、応募書類のダウンロードのパスワード問合せ者数が 103 名、追加募集期間中の応募書類のダウンロードのパスワード問合せ者数は 70 名で、計 173 名からの問い合わせが確認された。なお、ネ国の JDS ホームページのアクセス数は計 2,522 回であった。

<sup>55</sup> 募集ツール及び募集説明会の詳細は資料 8 を参照。

### ③ プレスリリースの発出、ウェブサイトへの掲載

在ネ国日本国大使館が JDS 事業の開始についてプレスリリースを発出し、当該記事が地元メディアに掲載された。また、JICA ネパール事務所もウェブサイトへ JDS 事業の開始についての記事の掲載を行った。

### ④ 対象機関への協力依頼、募集説明会の実施

各対象機関に対して、機関内の若手職員への広報、募集説明会への協力、候補者の推薦（応募見込みのある潜在的候補者リストの提出）を依頼した。特に、各機関の JDS 担当者の協力が必要不可欠なため、担当者の十分な理解を得られるように手厚く説明を行った。また、9月～11月の間に対象機関の候補者向けに説明会を行った。（表 11）

募集説明会では、財務省、在ネ国日本国大使館、JICA ネパール事務所が参加し、JDS 事業の意義や、我が国のネ国への経済支援の包括的方針等を説明したことにより、JDS 事業の目的や応募方法の説明に終始するだけでなく、オフィシャルな奨学金事業としての印象を参加者に与えることができた。

また JUAAN の協力を得て、日本留学経験者から研究計画の書き方や、日本や日本での生活を魅力的に説明するプレゼンテーションもあり、参加者からは「研究計画の作成に不安があったが、分かりやすく作成ポイントを説明してもらえた」「具体的に日本留学をイメージできた。是非日本に留学してみたい」とのコメントがあり、大変好評であった。

候補者へのアンケートでは、回答した候補者の 60%以上が、募集説明会に参加していた。

これらの試みは応募を促進する上で必要不可欠なアプローチであり、引き続き工夫を重ねながら実施することは必須である。

表 11 JDS 募集説明会

実施目的	開催場所	対象者	出席者数	実施日
省庁からの要請により潜在的候補者を集めた募集説明会を実施	連邦地方開発省	国家計画委員会 連邦地方開発省 内務省	26名	2015年9月24日
潜在的候補者を集めた全体募集説明会	財務省	全省庁	54名（首相府、財務省、国家計画委員会、連邦地方開発省、工業省等12省庁から出席）	2015年10月2日
潜在的候補者を集めた全体募集説明会（応募締切延長期間）	財務省 総務行政省 連邦地方開発省	全省庁	30名	2015年11月23日、24日

また、各募集説明会の出席者、省庁からショートリストされた候補者へ電話にて応募を勧めるフォローアップの応募勧奨を行った。他国の JDS 実施国では募集説明会の実施はもとより、説明会後の個別のフォローアップが候補者の獲得に繋ぐ重要なキーポイントとなっている。ついでには、ネ国でも引き続きこれら地道な取り組みを積極的に行い、一人でも多くの優秀な候補者獲得に繋げることが肝要である。

### ⑤ 募集要項・応募書類・応募勧奨ツールの作成

応募に必要な書類一式、応募勧奨ツールとして、募集要項 500 部、応募書類 500 部、ポスター 100 部、フライヤー1,000 部を作成し全 14 対象機関へ配布した。

## ⑥ JICA 専門家、現地同窓会組織への協力依頼

日本留学帰国生同窓会（JUAAN、JAAN、NJAA）、及び JICA ネパール事務所の専門家の協力を得て、対象者や関係者へ JDS 情報の配布及び応募勧奨への協力を依頼した。

JICA としても、JICA 専門家やプロジェクトとの連携を高め、我が国が支援する開発協力分野の担い手となる優秀な人材を厳選して我が国へ送り育成したいという方針があるところ、事業の「入口」である候補者の募集では、優秀な人材に「我が国を如何に売り込むことができるか」、が鍵となる。

そのためには、一つの方法として、上述のように、募集説明会では在ネ国日本国大使館、JICA ネパール事務所、JUAAN 等の協力を得て、来年度以降も実施することを期待したい。

また、JICA 専門家や JICA 技術協力プロジェクト等の協力を得て、カウンターパート機関内での JDS 事業の広報等を行っていただいたが、当該試みを継続したい。特に、コンポーネント「法制度整備支援」及び「行政運営能力強化支援」の候補者の中に、JICA 関係者から JDS の情報を得て応募した候補者が複数名確認され結果に繋がっている。

さらに、留学生の来日前の事前オリエンテーションでは、各分野の JICA 専門家や JICA 事務所各セクター担当者（所員、企画調査員等）と意見交換の場を設け、論文執筆のための参考情報や文献の紹介、研究計画へのご助言等を頂く予定である。これらの試みは既に、ラオス国やキルギス国等で実施され、来日前の JDS 留学生から「専門家からのアドバイスは非常に有益であった」とのフィードバックを得ている。

## ⑦ 応募期間の延長と新聞広告を活用した広報活動

10 月 27 日の締切後、有効応募者数を確認したところ 55 名と最大派遣人数（20 名）の 4 倍を満たしていないことより、11 月 10 日に財務省で緊急の臨時運営委員会を開催し、11 月 27 日までの応募期間の締切延長及び、資格要件の再検討（Gazetted Officer として 3 年の職務経験を公務員として 3 年の職務経験へ緩和）等の承認を得た。また、新聞広告への掲載が運営委員会メンバーより提案され、JDS 事業を広く広報するために、現地の英語・現地語 4 紙への広告掲載を延長期間中に実施した。

応募期間の延長と上記試みにより追加で 21 名の有効応募者を得ることができた。職務経験の応募要件緩和によって、応募可能な対象層が広がり、さらに新聞への広告掲載により広く当該事業の情報が広がったことが追加応募者の増加に繋がったものと見られる。

オーストラリアの奨学金事業でもテレビ、ラジオ、新聞広告等を活用しており、国土が広いネ国では新聞広告は必須と思料される。

## ⑧ 地方説明会について

ポカラ等での地方説明会については第一回運営委員会にて検討した結果、本年は開催を見送ることとし、また本年の応募者分析を行い、その結果を見て次年度に開催するか否かを改めて検討する方向となった。

### （ウ） 資格要件と候補者の質の確保について

#### ① 資格要件の緩和

「2-1-2. サブプログラム基本計画」の中で前述のように、2015 年 7 月の現地調査時では資格要件を「行政官（Gazetted Officer）としての勤務経験が 3 年以上」と設定したが、募集期間中に、各対象機関から「資格要件が厳しいために応募者を募るのが難しい。行政官（Gazetted Officer）として 3 年以上の勤務経験の条件を緩和して欲しい」との要望が上がった。これら要望を踏まえ、11 月 11 日に臨時運営委員会を開催して検討した結果、資格要件を緩和するこ

ととなった。

結果、資格要件は「応募時点でネ国の行政官（Gazetted Officer）であり、かつネ国の国家公務員として3年以上の実務経験（Non Gazette の経験もカウント可能）を有すること」となり、多くの優秀な若手行政官の応募を得ることとなった。行政官としての勤務年数の長さが必ずしも候補者の優秀さの指標となるものではないが、「局長以上になる人材の育成」を達成するには、選考のプロセスの中でより優秀な候補者が選ばれるように留意・工夫する必要がある。

なお、行政官として3年以上の勤務実績がある者の応募が少なかった理由としては、3年以上の経験があれば既にセクション・オフィサー（課長補佐）以上の職位に就いているので長期でポストを空けられないために留学が難しかったり、国内で修士号を取得しているために修士号取得の必要が無い等の意見が聞かれた。

## ② 法律コンポーネントの留学生の質の確保

応募者の英語・数学能力については、英語試験（IELTS）平均は5.6点であった。各受入大学が求める修士課程への入学に必要な英語力の基準は5.5以上のスコアであり、6.0以上の応募者が約半数を占めていることから<sup>56</sup>、他国 JDS 留学生に比しても高い水準にあり、ネ国では基本的英語力については問題ではないと思料する。（表12）

一方、九州大学大学院法学府の応募者のみ、応募者平均が4.7と突出して低いため、来年度の応募時には、本コンポーネントの対象機関には事前に英語の試験の準備を行うように、アナウンスの必要がある。また、専門面接でのインタビューの結果等も踏まえ、英語力に懸念点があれば対策を検討すべきである。

表12 英語試験結果

	IELTS		TOEFL iBT
受験者数	70		4
平均点	5.6		74.5
5.0未満	6	8.6%	
5.0以上5.5未満	16	22.9%	
5.5以上6.0未満	17	24.3%	
6.0以上	31	44.3%	

## （4）ネ国の行政官事情を鑑みた事業運営

### ① 中央省庁を中心とする現対象機関について

応募者の少ないコンポーネント（大学・研究科）へのさらなる応募勧奨を対象機関へ行ったところ、対象機関の職員より、「行政職や財務職の職員はどの省へも異動が可能であるために2～3年毎に省庁を異動する可能性が高く、将来、現在対象外となっている省庁の職員も将来的には対象機関に配属される可能性があるため、現在の対象機関外の省庁からの応募も検討してはどうか」との提案があった。

また、今回の調査期間に、各対象機関の職員数や学位取得状況等を調査したが、調査の対象となった14機関中9機関の職員の半数以上が既に修士号以上を取得していた。理由としては、

<sup>56</sup> ネ国の特徴としては、バンドスコア6.0の「有能なユーザー」及び7.0の「優秀なユーザー」が全体の約45%を占めている一方、バンドスコア5.0未満の「限定的ユーザー」及び「非常に限定的なユーザー」は全体の8.6%にとどまっている。

課長以上の管理職への登用には修士号の取得が必須であり、そのため公務員として勤務しつつも学位取得のために大学へ通う職員も多い。JDS 事業自身はネ国の人材育成及び人事制度のニーズに合致してはいるが、現在対象となっている 14 機関からの応募を期待した場合、潜在的候補者の絶対数が限られる可能性があるため、対象機関を増やさない限りは一定数の優秀な候補者の確保は難しい。特に応募者の少ないコンポーネントについては、対象機関の見直しと追加が必要である。

なお、2015 年度応募者の学位及び取得先を調べたところ、国内（トリブバン大学）で修士号を既に取得している応募者が全体の 80%（76 名中 61 名）を占めていた（表 13）。

これら候補者が修士号を取得しているのにもかかわらず我が国への修士留学を希望する理由としては、「海外の学位のほうが昇進に有利」「国際的にも高いレベルの日本の大学で経済を研究したい」「国内の大学は理論の詰め込みが中心であるが、日本の発展モデルや実際のケーススタディー等を研究したい」等の説明があった。ネ国の行政官は課長以上の管理職への登用には修士号の取得が必須であることから一般に昇進のために国内で修士号を取得する傾向はあるものの、上述の動機等により、研究の質を求めて海外留学を希望する者も多いことが確認された<sup>57</sup>。

表 13 2015 年度応募者の学位・大学

学位		取得先	
		国内大学	海外大学
学士号	15	15	0
修士号	61	61	0
博士号	0	0	0

他方、優秀な候補者を柔軟な枠組みで確保する方向となれば、特に異なる省庁への異動が頻繁に行われるネパールにおいては、現在各コンポーネントに配置されている対象機関の枠を外し、対象機関であればどのコンポーネント（大学・研究科）でも応募可能とするのも一案である。当該取り組みは、既にキルギス国やベトナム国等他の JDS 実施国で導入されており、応募者数の増加に寄与している。

さらに、対象機関の配置を止め、ネ国の公務員制度の特徴を鑑み行政職や財務職等の行政官のグループ毎にコンポーネントへの対象としての配置を検討することも一案であるが、グループ毎に対象とした場合の利点とマイナス点をさらに調査して検討する必要がある。

## ② 行政官の異動について

今年度の選考の途中で、2 名の候補者より他の省庁（対象機関）への異動が報告された。運営委員会に諮ったところ、「応募の後に他の省庁へ異動となった場合は、異動先の省庁で JDS への応募を承認されれば引き続き選考に進むことが可能」、とする方針となった。

また、今後も同様のケースが確認される場合は同じ対応とする旨 JDS の運営委員会の合意を得た。前述のようにネ国では省庁を超えた行政官の異動は頻繁に起こり得るので、都度、全候補者に職場の異動の際のプロセスを周知することで、早期に異動先及び異動先機関からの承認を得るように努める必要がある。

## ③ 外務省からの応募について

JICE が応募勧奨のために外務省を訪問した際、外務省より、省の方針で今年は国外に多く

<sup>57</sup> 2016 年 2 月に実施した各大学教員による現地専門面接の期間中に、大学説明会を実施した際には、出席した 48 名の潜在的候補者中、42 名が修士号を持っていた。

の職員を派遣しており、2017年までは候補者を送り出すことは難しく、さらに、外務省職員は3年ごとに国内と在外大使館を3年毎に異動する人事システムとなっているため、職員を2年間の留学に派遣することは難しいこと、及び語学研修と短期研修についてのニーズが高い旨説明があった。

また、「2-1-1. JDS 事業の実施体制」で記載のように、外務省の職員のほとんど全員が修士号を取得していた。については、再度外務省での修士留学のニーズについて確認する必要がある。

なお、初年度の応募で応募者数を3倍以上確保できなかったコンポーネント「国際関係の構築」の主なターゲットは外務省であったが、今後さらに調査を進める上でネ国側のニーズが確認されない場合は当該コンポーネント自身の見直しは必須であろう。

#### (5) 受入大学との連携強化

受入大学の設定についてはネ国の英語・数学レベル及びネ国留学生の現状及びネ国の開発課題と人材育成ニーズを理解した上で受入を行い、指導を行う体制がある受入大学が選定された。

今後の事業でも引き続き受入大学を含む事業枠組みの策定プロセスにおいて、受入大学と現地事業関係者及び対象機関等との直接対話・連携の強化が期待されている。そのため受入大学による各サブプログラムにおける開発課題の解決に向けたより効果的な取り組みが、JDS 留学生の来日前・修学中・帰国後にわたり一貫して実施されることが望ましい。他の JDS 実施国でも行われているように、英文アカデミック・ライティング手法や数学の入学前指導等、ネ国の特徴に合わせたサポートが必要であれば、特別プログラム等を活用し、留学生に必要なサポートが提供されることが重要である。

#### (6) 第1期 JDS 留学生への支援

今般の募集選考を経て来日予定の JDS 留学生はネ国 JDS の第1期生ということになる。昨今、我が国におけるネ国留学生は増加傾向にあるものの、JDS 事業としては初めての留学生ということになり、当然のことながら先輩から指導や協力という恩恵を受けることはできない。そして、この第1期生が帰国後ネ国における JDS 事業の広告塔となることを考えると、彼らがいかに滞日中に充実した留学生活を送ることができ、日本という国をいかに理解できるかが重要となってくる。そのため、実施代理機関はこれらのことを念頭に置き、またネ国留学生の特徴を踏まえながら、滞日中の支援をする必要がある。

なお、技術協力プロジェクトの法制度整備支援アドバイザーと共に、留学中の本邦研修への参加について検討を始めつつあり、今後具体的に調整していきたい。

また、帰国後のフォローアップについても、第1期の JDS 留学生送り出しの段階から検討しておく必要がある。ネ国には既に日本留学経験者の同窓会組織があり、JDS 事業が同組織といかに連携して行くか、留学前からその同窓会組織に入会させる、もしくは JDS 独自の同窓会組織の立ち上げや留学生同士の横のネットワーク作りを促進するツールの立ち上げなども検討したい。また、ガバナンス・政策アドバイザーとはネパール公務員大学校等で帰国後のフォローアップや留学で得た知識の共有について検討を始めた。さらに他分野でも日本関係者との連携を広げ相乗効果を高めたい。

#### (7) 帰国後の復職について

当該調査にて、各対象機関にて留学生の復職後のポストについてヒアリングしたところ、財務

省及び国家計画委員会のように、海外で得た知識を組織内で活用するためにポストを休職期間中も確保し、帰国後に元の職場に戻れる人事制度を持つ省庁もある一方、連邦地方開発省や首相府のように、休職中のポストは確保されず、帰国後は総務行政省付きのポストを配置され、その後能力に合ったポストや省庁へ配置となる機関もあった。JDS 事業の目標の一つに、本事業で対象とする受入分野を特定の分野に絞り、対象機関内で帰国留学生の集団（クリティカルマス）を作り出し組織強化することによる効果の発現を狙うことがある。については、JDS 留学生の復職の際には、元の所属先もしくは日本で得た知識や能力を活用できる所属先への配置となるよう関係機関への、留学生派遣時から復職に至るまでの継続した働き掛けが必要である。

過去、バングラデシュでも公務員のポスト間の移動が多く、また JDS 留学後に研究分野とは異なるポストへ配置されるケースが多かったため、現在は運営委員会議長から各留学生の所属先へ JDS 事業の目的を説明し、JDS 留学生の研究分野と復職ポストが一致するように努めている。

### （８） ジェンダー及びソーシャルインクルージョンへの配慮

2015年8月21日に開催された第一回運営委員会にて、調査団より応募者の募集に際しての「ジェンダー及びソーシャルインクルージョンへの配慮」が議題に取り上げられた。

募集に際して、「Competent women, Dalit, Janajatis, Madhesi, and other minority groups and persons with disability are encouraged to apply」との記述を①応募要項及び②JDS ネパールの募集用ウェブサイトに記載するとともに、③募集説明会でスライドを使用した説明を行った。その結果、76名の応募者中、女性が13名、マイノリティグループから18名（女性1名含む）の応募があった。

なお、ジェンダー及びソーシャルインクルージョンについては、本事業主旨に鑑みると、特定グループの枠を作るということは想定せず、「各選考の段階で、同程度優秀で将来有望な候補者がいた場合には、女性や特定グループの方を優先して選ぶ」、という配慮になる方針となった。さらに、ネ国側から「年齢の高い候補者を優先的に合格させたい」、との申し入れもあり、ジェンダー等の配慮を含め、最終面接前の面接官ブリーフィングを設定し、関係者間のコンセンサスを図った。

ジェンダー等の配慮や候補者の年齢への配慮などの取り組み方はセンシティブな問題でもあり、引き続き関係者間でのコンセンサスを取りつつ、来年度も選考を進める必要がある。

## 3-6. 結論

本準備調査では、JDS の趣旨・特徴及びネ国の政治・社会的背景や情勢等を念頭に置きながら、ネ国の国家開発計画や我が国の援助方針等に基づく同国の優先開発課題を改めて整理し、サブプログラムとして選定した。また、当該サブプログラムと関連があると想定される対象機関に対し、各機関の役割・位置づけや人材育成ニーズ、潜在的候補者の有無等についての補足調査を行い、その結果に基づき4期分を1つのパッケージとした JDS の事業規模と、各サブプログラムの事業計画案（サブプログラム基本計画）が策定された。上述のとおり、ネ国において JDS 事業を実施する妥当性は高いと判断でき、その意義は十分にあると言える。

2015年4月25日、ネ国は大規模な地震に見舞われた。これを受けて、我が国を含め世界各国がネ国への支援を表明し、「Build Back Better」の合言葉の下、復興を目指すこととなった。し

かし、残念ながら本調査中には現地関係者から「ネ国政府のガバナンスの弱さが復旧・復興の遅延につながっている」との指摘も聞かれた。

JDS は長期的な視野に立った人材育成事業である。JDS 事業を通じて留学生が選抜され、我が国で修士号を取得し、復職するまでには、最低でも 3 年以上の時間を要する。今、ネ国の復興支援は短期・長期と両者のアプローチからなされており、JDS 事業はさながら長期的な視点から行う復興支援という位置付けになろう。JDS 事業は他国の例を見ても、時間はかかるものの帰国生は確実にその国の発展に貢献しており、ネ国の JDS 帰国留学生は震災の復興のみならず、必ずやネ国の将来的な発展に寄与することだろう。

ネ国が置かれている地政学的かつ経済的な環境から鑑みても、人材こそがこの国の資源となりえるものではないだろうか。だからこそ、我が国がネ国の人材育成に貢献する意義がある。近年、我が国への留学生者数も急増している状況が顕著であるように、ネ国は元々親日国である。行政においても、ネ国の発展に貢献する行政官が我が国で学んだ JDS 留学生であることは、我が国にとっても喜ばしいことであり、また日・ネ国二国間関係を益々強くかつ深くする要因となっていくものと思われる。本調査を通じ、ネ国における JDS 事業は長い目で見て、両国に恩恵をもたらすことを確信したところである。

以上



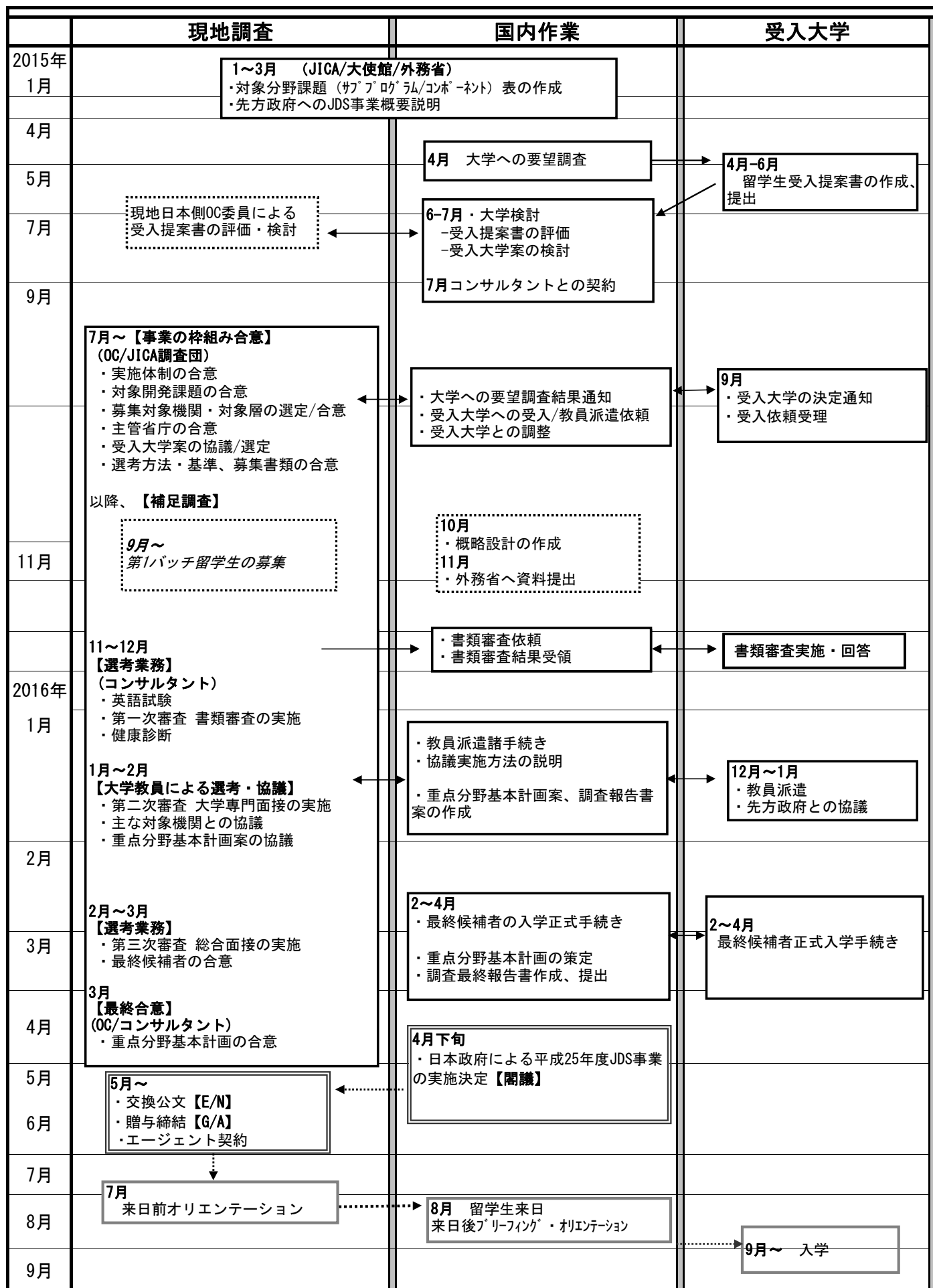
## 付 属 資 料

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. 2015 年度 JDS 協力準備調査フロー図
3. 第一次現地調査 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の 4 ヶ年受入人数
6. 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画
7. 対象機関の補足調査
8. 第 1 期生（2016 年度来日）の候補者の募集・選考方法

## 調査団員・氏名 (JICA 官団員調査団)

江崎 千絵	総括/団長	独立行政法人国際協力機構 資金協力業務部実施監理第二課 企画役
塩野谷 剛	受入計画 (総括/人材育成計画)	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業部 部長
橋本 和華子	受入計画 (研修計画)	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業部留学生課 プログラムスーパーバイザー
高橋 典之	募集・選考・出願支援	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業部留学生課 カントリーオフィサー

2015年度JDS協力準備調査フロー図



人材育成奨学計画 準備調査（ネパール）  
第一次現地調査 面会者リスト

1. ミニッツ協議

日時	面会者	備考
2015年 7月21日(火) 12:00~13:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JICA ネパール事務所との協議</li> <li>- 殿川 広康 次長</li> <li>- 大豆本 由紀 所員</li> </ul>	運営委員会メンバーとの協議
7月21日(火) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在ネパール日本国大使館との協議</li> <li>- 町田 信也 参事官</li> <li>- 大山 誠 一等書記官</li> </ul>	
7月22日(水) 12:00~13:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 財務省との協議</li> <li>- Mr. Narayan Dhakal, Under Secretary, International Economic Cooperation Coordination Division (IECCD)</li> </ul>	
7月27日(月) 17:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JICA ネパール事務所との協議</li> <li>- 清水 勉 所長</li> <li>- 殿川 広康 次長</li> </ul>	
7月27日(月) 15:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在ネパール日本国大使館との協議</li> <li>- 町田 信也 参事官</li> <li>- 大山 誠 一等書記官</li> </ul>	
7月29日(水) 12:00~13:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 運営委員会との協議</li> <li>- Mr. Hari Prasad Pandey, Under Secretary, International Economic Cooperation Coordination Division (IECCD)</li> <li>- 在ネパール日本国大使館 町田 信也 参事官</li> <li>- JICA ネパール事務所 清水 勉 所長</li> </ul> <p>オブザーバー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 在ネパール日本国大使館 大山 誠 一等書記官</li> <li>- JICA 事務所 JDS 担当所員 Mr. Gopal Gurung</li> </ul>	ミニッツ協議

## 2. 想定される対象機関等への訪問

日時	面会者	備考
7月28日(火) 11:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連邦地方開発省</li> <li>- Mr. Ramesh Neupane, Under Secretary, Personal Management Division</li> </ul>	想定される対象機関
7月28日(火) 12:00~13:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家計画委員会</li> <li>- Mr. Sagar Acharya, Programme Director, Human Resource Division</li> </ul>	
7月28日(火) 16:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 財務省</li> <li>- Mr. Divas Acharya, Under Secretary, Human Resource Department</li> </ul>	
7月29日(水) 14:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 首相府</li> <li>- Mr. Keshar Bahadur Pandit, Under Secretary, Human Resource Department</li> </ul>	
7月30日(木) 11:30~13:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総務行政省</li> <li>- Mr. Babu Ram Adhikari, Joint Secretary, Personal Management Division</li> </ul>	
7月31日(金) 11:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外務省</li> <li>- Dr. Durga Bahadur Subedi, Joint Secretary, Head, Administration Division</li> <li>- Mr. Jiban Prakash Shrestha, Under Secretary, Administration Division</li> </ul>	

## 3. その他機関等への訪問

日時	面会者	備考
7月31日(金) 15:30~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ オーストラリア大使館</li> <li>- Ms. Tara Gurung, Director Development Policy and Programs</li> <li>- Ms. Sunita Gurung, Program Manager, Australian Awards, Volunteers &amp; Humanitarian</li> </ul>	ネ国の奨学金事業に関する機関
8月3日(月) 14:00~15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ドイツ大使館</li> <li>- Ms. Kabita Thapa, Administration, Economic and Cultural Affairs (DAAD program)</li> </ul>	
8月3日(月) 16:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本留学同窓会ネパール</li> <li>- Dr. Dinesh R Bhuju, President (as of the visit time)</li> </ul>	

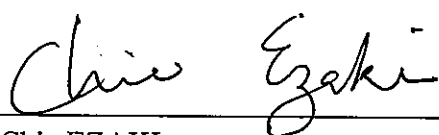
**MINUTES OF DISCUSSIONS  
ON THE PREPARATORY SURVEY OF  
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP  
TO THE GOVERNMENT OF NEPAL**

In response to a request from the Government of Nepal, Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) decided to conduct a Preparatory Survey in respect of “the Project for Human Resource Development Scholarship” (hereinafter referred to as “the JDS Project”) to be implemented in the Federal Democratic Republic of Nepal.

In view of the above, JICA dispatched a Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as “the Team”) headed by Chie EZAKI, Acting Director, Grant Aid Project Management Division 2, Financial Cooperation Implementation Department, JICA, to Kathmandu from 27<sup>th</sup> to 30<sup>th</sup> July, 2015, following the Preliminary study dispatched from 5<sup>th</sup> November to 13<sup>th</sup> November, 2014.

The Team held a series of discussions with the members of the Operating Committee of the JDS Project (hereinafter referred to as “the Committee”). The both parties reached further agreement on the JDS Project as attached hereto.

Kathmandu, July 30, 2015



Chie EZAKI  
Leader  
Preparatory Survey Team  
Japan International Cooperation Agency



Madhu Kumar Marasini  
Joint Secretary  
International Economic Cooperation  
Coordination Division,  
Ministry of Finance  
Government of Nepal

## **I. Framework of the JDS Project**

### **1. Confirmation of the Operating Guidelines**

The Committee confirmed the framework of the JDS Project which was explained by the Team referring to “Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship under the New System (ANNEX-1)” and “Flowchart of JDS Nepal (ANNEX-2)” including the following items.

#### Objective of the JDS Project

To support human resource development of recipient countries of Japanese Grant Aid, targeting highly capable, young government officials and others, who are expected to be leaders of the recipient countries, and to engage in formulating and implementing social and economic development policies in each recipient country. Fellows of the JDS Project shall contribute to expand and enhance foundation for bilateral relations with Japan.

Fellows of the JDS Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge to take an active role in practically solving problems concerning the social and economic development issues that their countries are facing.

### **2. Outline of the Preparatory Survey**

The Committee agreed objectives and schedule of the Preparatory Survey explained by the Team referring to “Flowchart of the Preparatory Survey of the JDS Nepal” (ANNEX-3).

The main objectives of the Survey are:

- (1) To agree on priority fields of study for JDS Fellows
- (2) To agree on accepting Japanese universities
- (3) To agree on eligible organizations of each priority field of study
- (4) To identify the number of potential candidates for the JDS Projects
- (5) To estimate overall costs of the first cycle, that is a period of four years, of the JDS Project
- (6) To prepare the basic plan of each priority field of study
- (7) To select the candidates for the first batch

### **3. Confirmation of the Implementation Coordination**

The committee confirmed that the implementation coordination of the JDS Project is as follows.

- (1) Implementing Organization

International Economic Cooperation Coordination Division (hereinafter referred to as “IECCD”), Ministry of Finance (hereinafter referred to as “MOF”) is responsible for administrative matter of the JDS Project, and therefore IECCD is regarded as the Implementing Organization.

(2) Operating Committee

The Committee is composed of the representatives from the following organizations.

Nepalese Side

- Ministry of Finance (hereinafter referred to as "MOF")
- Ministry of General Administration (hereinafter referred to as "MOGA")

Japanese Side

- Embassy of Japan in Nepal
- JICA Nepal Office

(3) Target Areas of the JDS Project

Based on the discussion held between the both parties, target priority area as Sub-Program and target development issues as Component are identified as below.

Priority Area as Sub-Program 1 :

Infrastructure and institutional development for sustainable economic growth

Development Issue as Component

- 1-1 Economic Policy
- 1-2 Industrial Development Policy

Priority Area as Sub-Program 2 :

Consolidation of peace and a steady transition to a democratic state

Development Issue as Component

- 2-1 Development of Human Resource and Administrative Capacity of Civil Servants
- 2-2 Building of International Relations
- 2-3 Improvement of Legal and Judicial System

(4) Target Organizations

The candidates of the JDS Project will be selected from permanent Gazetted Officers in the following target organizations in accordance with the allocated Sub-Program mentioned above. (ANNEX-4)

- Ministry of Finance
- National Planning Commission (NPC)
- Office of the Prime Minister and Council of Ministers
- Ministry of Foreign Affairs
- Ministry of General Administration
- Ministry of Federal Affairs and Local Development
- Ministry of Industry
- Investment Board of Nepal
- Ministry of Energy
- Nepal Electricity Authority
- Ministry of Home Affairs
- Commission for the Investigation of Abuse of Authority (CIAA)



- Ministry of Law, Justice, Constituent Assembly and Parliamentary Affairs
- Supreme Court of Nepal
- Office of the Attorney General

## II. Implementation of the JDS Project

### 1. Maximum Number of JDS Fellows

The total number of JDS Fellows for the first batch in Japanese fiscal year 2016, shall be at twenty (20) and this number would indicate the maximum number per batch for four batches, from Japanese fiscal year 2016 to 2019.

### 2. Accepting Universities and Supposed Numbers of JDS Fellows per University

- (1) Based on the discussion held between the both parties, it was agreed that the educational programs of the following universities would be suitable to the development issues in the Federal Democratic Republic of Nepal.
- (2) Those assumed development needs described above shall be notified as “Possible Fields of Study” to JDS applicants in order to indicate the direction of study/ research of each JDS Fellow as well as to accepting universities in order to prevent the mismatching of research plan/theme between accepting universities and JDS applicants.

The accepting universities, the maximum numbers of Fellows per university and the Possible Fields of Study are as follows:

#### 1) Target area (which is called as “Component”): Economic Policy

##### Accepting university:

- International University of Japan, Graduate School of International Relations (3 slots)
- Hiroshima University, Graduate School of International Development and Cooperation (2 slots)

##### Possible Fields of Study:

National Development Policy/ Plan, Macro Economics, Financial Policy, Monetary Policy, Tax Policy

#### 2) Target area (Component): Industrial Development Policy

##### Accepting university:

- International University of Japan, Graduate School of International Management of International Management (2 slots)
- Rikkyo University, Graduate School of Business (2 slots)

##### Possible Fields of Study:

Foreign Investment Policy, Industrial Development Policy, Promotion of Business Environment

Ce

Target area (Component): Development of Human Resource and Administrative Capacity of Civil Servants

Accepting university:

- Meiji University, Graduate School of Governance Studies (2 slots)
- International Christian University, Graduate School of Arts and Sciences (2 slots)
- Yamaguchi University, Graduate School of Economics (2 slots)

Possible Fields of Study:

Decentralization, Local Governance, Public Administration, Personnel Administration Policy, Public Financial Management, Local Development, Labor Policy, Public Policy

3) Target area (Component): Building of International Relations

Accepting university:

- Ritsumeikan University, Graduate School of International Relations (3 slots)

Possible Fields of Study:

International Politics, International Economics, Diplomatic Policy, Regional Integration of South Asia Countries

4) Target area (Component): Improvement of Legal and Judicial System

Accepting university:

- Kyushu University, Graduate School of Law (2 slots)

Possible Fields of Study:

Civil Law, Criminal Law, Company Law, Commercial Law, Legal and Judicial Development for Economic Development and Investment

### 3. Basic Plan for Each Component

The Team explained a Basic Plan for each component (ANNEX-5), which included the background, project objectives, summary of the activities of the project and other, would be prepared for mutual understanding of both parties during the Preparatory Survey.

The Committee confirmed necessary meeting arrangement would be taken for preparation of the Basic Plan for each component.

### 4. Qualification, Recruitment and Selection of Fellows

(1) Both parties agreed on the following matters related to qualification:

- Age requirement should be from 25 year to 40 years of age to recruit enough number of applicants for the first batch,
- At least three years of working experiences is required to apply for the JDS Project,
- At least five year-retention at ministries is required.

(2) The Team explained schedule of selection and the role of each organization. IECCD as Implementing Organization is responsible to convene the Committee meeting which will discuss on recruitment and selection of Fellows.

(3) Since this is the first recruitment of the JDS Project, the target organizations are requested to present shortlists of applicants for securing enough number of applicants.

## **5. Monitoring and Evaluation**

It was agreed that monitoring and evaluation of JDS graduates should be done actively by the Government of Nepal for expanding their outcomes and human network.

### **III. Other Matters Discussed**

#### **1. Working Space**

The Team requested that the Nepalese side for the consideration to provide a working space for a consultant during the survey. However, due to the lack of space after the severe earthquake occurred on 25<sup>th</sup> of April, 2015, the Nepalese side found difficulties to provide the space.

The Nepalese side continues to consider any possibility to provide the space for an agent which implements the JDS Project, around April 2016.

#### **2. The Committee Members' Visiting Japan**

Since it is the first time to commence the JDS Project, it is recommended that the Committee Members visit Japan. The consultant will support necessary arrangement of their visit to Japan. The Nepalese side will inform the consultant of the right timing to visit and names of visitors by 10<sup>th</sup> of August, 2015.

ANNEX-1: Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship under the New System

ANNEX-2: Flowchart of JDS Project

ANNEX-3: Flowchart of the Preparatory Survey of JDS

ANNEX-4: Design of JDS Project for four batches

ANNEX-5: JDS Basic Plan for the Component (Draft)

# **Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship by Japanese Grant Aid (JDS) under the New System**

July, 2015

Japan International Cooperation Agency (JICA)

These operating guidelines apply to the Project for Human Resource Development Scholarship, which starts in/after Japanese fiscal Year 2015 under the New System.

## **PART 1 Basic Principles**

### **1. Preface**

The purpose of the Project for Human Resource Development Scholarship (hereinafter referred to as the "JDS") is to support human resource development in developing countries that receive Japanese grant aid (hereinafter referred to as "recipient countries") through accepting highly capable, young government officials and others, who are expected to engage in formulating and implementing social economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

JDS fellows accepted by the Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

Many of the issues of developing countries cannot be solved through the efforts of these countries alone, and thus responses amid a framework of international cooperation are vital. Furthermore, these responses cannot be separated from the actual development sites that are constantly trying to find solutions. This is why the JDS Project is expected to develop human resources that are capable of tackling development issues within the framework of international cooperation, including actual development sites.

These guidelines prescribe general guiding principles which are to be followed regarding the operation of the JDS Project as a whole. They are to be based on the Exchange of Notes (hereinafter referred to as the "E/N") concluded with the government of the recipient country when the Japanese government approves the implementation of grant aid (hereinafter referred to

as the “Grant”). Also, they are to be based on the Grant Agreement (hereinafter referred to as the “G/A”) concluded between the government of the recipient country when the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) provides funds.

## **2. Overview of the JDS Project**

### **(1) Basic Concept**

- (a) JDS is designed to foster exceptional human resources capable of working to resolve various development challenges in the recipient countries in future by imparting advanced expertise to JDS fellows through studying at Japanese universities. The recruitment, selection, and dispatch of JDS fellows shall be conducted based on mutual agreement of the concerned officials from recipient countries and Japan.
- (b) JDS contributes to strengthen the partnership between Japan and the recipient country by graduating a wide range of fellows who have deep understanding about Japan.
- (c) In principle, the courses offered by the JDS are master’s course with considering the applicability and duration of study. The language of study shall, in principle, be English. This is based on the recognition that efforts to solve the development issues that developing countries face are undertaken under international cooperation frameworks and on the assumption that ex-JDS fellows will be active on the international stage after their return to their home countries.
- (d) For the purpose of the JDS Project which is to support human resource development, targeting highly capable, young government officials and others who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and to become leaders in their countries in future, the main fields of study are categorized in “Social Science” such as Law, Economics, Public Policy.

### **(2) JICA**

JICA will perform necessary operations for the implementation of the JDS Project pursuant to international agreement in accordance with the relevant laws and ordinances of Japan.

### **(3) Implementing Organization**

A designated authority of the government of the recipient countries shall take on a role of the Implementing Organization for JDS Project.

The Implementing Organization shall enter into contracts on the services for the JDS Project with an agent recommended by JICA.

#### **(4) The Consistency with the Framework of Japan's County Assistance Policy**

The priority fields of study shall be selected by each government of recipient countries and JICA among the study fields which are regarded as highly effective to cooperate in implementing the JDS Project, in a point of view that the JDS Project shall be consistent with the framework of Japan's Country Assistance Policy determined by the Ministry of Foreign Affairs of Japan.

#### **(5) Japanese Accepting Universities**

JICA shall enquire Japanese universities; about educational programs suitable to the recipient countries' needs in each priority fields of study and select universities which offer most suitable educational programs as prospective accepting universities. JICA shall consult with the recipient countries' governments on selecting the university for JDS fellows among the prospective accepting universities above, and determine the accepting universities.

#### **(6) Eligible Organizations**

Organizations which are eligible for the JDS Project shall be determined in each priority fields of study unless determination of eligible organization is inappropriate due to country's government official system, in such a case as personnel rotation among organizations are commonly practiced. Several eligible organizations may be determined in each priority field of study.

The eligible organizations are required to cooperate in consultation with accepting universities, and in drafting the basic plan of the field of study.

Also, the Eligible Organizations are required to cooperate in inviting the applications from suitable persons among their officials.

#### **(7) Preparatory Survey**

Prior to the implementation of the JDS Project in the recipient countries, JICA shall conduct a preparatory survey. The preparatory survey shall be conducted every four year period to design the JDS Project for the period ("A batch of" : JDS fellows shall be accepted in each fiscal year of the four-year period constitutes one cycle of the JDS Project).

The major objectives of the preparatory survey shall be as follows<sup>1</sup>:

- (a) To agree on priority fields of study for JDS fellows
- (b) To agree on accepting Japanese universities

---

<sup>1</sup> The following items are included in the preparatory survey started by July, 2015.

- (f) To select the candidates for the first batch
- (g) To prepare the basic plan of each priority field of study

- (c) To agree on eligible organizations of each priority field of study
- (d) To identify the number of potential candidates for the JDS Projects; and,
- (e) To estimate overall costs of the first cycle, that is a period of four years, of the JDS Project

### **(8) The Agent**

After the conclusion of the E/N and G/A, JICA shall recommend the contractor of the preparatory survey as an agent (hereinafter referred to as "the Agent") to the recipient country. The Agent, in accordance with a contract concluded with the Implementing Organization in the government of the recipient country, shall perform the following duties toward smooth implementation of the JDS Project:

- (a) To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates,
- (b) To provide JDS candidates with information on study in Japan,
- (c) To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS Fellows,
- (d) To handle payment of tuition fees and scholarships,
- (e) To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows,
- (f) To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows,
- (g) To organize JDS fellows' returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, Evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS Fellows' returning to their respective countries,
- (h) To perform other duties necessary for JDS Project implementation.

### **(9) The Operating Committee**

An Operating Committee shall be set in each recipient country towards the smooth implementation of the JDS Project.

The Operating Committee (hereinafter referred to as "the Committee") shall consist of government officials from related organizations of the recipient country (e.g.: diplomatic authorities, authorities in charge of economic cooperation, government official's personnel authorities, education authorities) and the relevant Japanese officials of Embassy of Japan and JICA. In principle, a representative of the government of the recipient country shall serve as chairperson, and a representative of the Government of Japan shall serve as vice chairperson. However, it shall be possible for representatives of the two governments to serve as co-chairpersons based on an agreement between the two governments. The chairperson, (representative of the government of the recipient country) shall chair and manage Committee

meetings. A JICA representative shall serve as the head of the Committee's secretariat, and shall handle all administrative duties of the Committee, including calling Committee meetings and taking meeting minutes.

The major roles of the Committee are as follows:

- (a) To discuss the JDS Project design in the preparatory survey,
- (b) To select JDS fellows from the candidates,
- (c) To encourage the recipient country in utilization of ex-JDS fellows and following up them,
- (d) To review other aspects related to the management and implementation of the JDS Project.

### **(10) Number of JDS Fellows**

The number of JDS fellows of each batch shall be agreed by the both governments and stipulated in the contract between the recipient country and the Agent accordingly. In principle, two to five fellows shall be admitted in a graduate school for each fiscal year.

### **(11) Scope of Expenses covered by the Grant**

Expenses covered by the Grant shall be divided into the following two categories:

- (a) Expenses for the purchase of services necessary for implementing the JDS Project:
  - Expenses for recruitment and selection,
  - Expenses for pre-departure and after arrival orientation and arrangement in Japan,
  - Expenses for monitoring academic progress and living conditions of JDS fellows,
  - Expenses for JDS fellows' returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon graduation, meeting for reporting the results after JDS Fellows' returning to their respective countries
- (b) Expenses necessary for the JDS fellows and accepting universities in Japan:
  - Scholarships,
  - Allowances for travel to and from Japan,
  - Outfit allowances,
  - Accommodation allowances for rent,
  - Subsidiary allowances to purchase books,
  - Shipping allowances,
  - Traveling and seminar allowances,



- Tuition fees,
- Expenses for Special Program as customized activities provided for JDS fellows by accepting universities to maximize the impact of the Project, and others.

### **3. Qualifications and Selection of JDS Fellows**

#### **(1) Qualifications and Requirements**

- (a) Nationality: Applicants must be citizens of the recipient country
- (b) Age: In principle, JDS fellows shall be between the ages of 22 and 39 (both inclusive) as of the first of April of the fiscal year of their arrival in Japan.
- (c) Applicants must not be serving in the military.
- (d) Persons who have strong will to work for the development of recipient countries after their return home.
- (e) Persons who have acquired a master's degree after studying abroad on a scholarship awarded by other foreign assistances are ineligible. Persons who are currently receiving or planning to receive another scholarship through other foreign assistance are ineligible as well.
- (f) JDS fellows must be in good health, both mentally and physically.
- (g) Persons who have English proficiency that is fluent enough for studying in Japan.

#### **(2) Recruitment and Selection**

- (a) **Recruitment and selection policies**
  - ① Eligible organizations of each priority field of study shall invite applications for the JDS candidates from its own officials and submit qualified candidates to the Implementing Organization or the authority agreed among the Operating Committee. Recruitment from the public by the recipient country shall not be precluded if recruitment from the public is deemed to be reasonable.
  - ② The selection of JDS fellows shall be unequivocally based on overall evaluation to each person's academic abilities and the suitability of research plan to the development issues in recipient countries. The fellows shall be determined through an examination of the application documents and interviews.

**(b) System for Selection**

- ① The Committee shall administer all parts of the selection process, from the system for selection to determination of fellows.
- ② The Committee shall address the following issues:
  - 1) Determination of specific method for selection of JDS fellows (including selection policy and selection criteria)
  - 2) Confirmation of the selection schedule
  - 3) Implementation and management of selection tests
  - 4) Determination of final candidates
- ③ After the accepting universities' admission approval for the candidates, the Committee shall determine JDS fellows.

**4. Conditions for Study in Japan**

**(1) Benefits**

**(a) Scholarships**

The Agent shall pay allowances, such as scholarships and tuition, directly to JDS fellows and accepting universities on behalf of the government of the recipient country in accordance with the contract signed with the recipient country. Each amount of the said allowances shall be specified separately.

**(b) Term of Scholarship Payment, etc.**

In principle, the scholarship shall be provided for the JDS fellow from his /her arrival date to the departure date after his/her acquisition of the scheduled degree within the initially scheduled period of study. In principle, the extension of the period of study shall not be accepted. The recipient country shall cancel payment of the scholarship and arrange the JDS fellow's early return to the recipient country in any of the following cases:

- ① A false statement has been found in the JDS fellow's application.
- ② The JDS fellow violates any article of his/her pledge to the recipient country.
- ③ The JDS fellow is subject to disciplinary action by the university or has no prospect of academic attainment within the initially scheduled period of study.

**(2) Obligation to report**

During the JDS fellow's study period in Japan, the recipient country shall monitor JDS fellows'

academic progress regularly with the assistance of the Agent, and report the results to JICA.

### **(3) Follow up**

Because a key of the JDS Project is to create human networks and to encourage JDS fellows to help the recipient country achieve development issues in economic and social development in their countries after their return home, the recipient country shall conduct surveys on the JDS fellow' activities after their return and promote academic and cultural exchange with Japan.

Furthermore, the recipient country shall study ways of assigning JDS fellows to the work that provides them with the opportunity to play important roles in the central government, etc., after their return home.

## **PART 2 Contract with Agent and Verification**

### **1. Recommendation of Agent**

In order to implement the JDS Project smoothly, following the conclusion of the G/A, JICA shall recommend the consultant that undertakes the preparatory survey to the recipient country as the Agent.

### **2. Contract Procedure**

Pursuant to the provisions of the E/N and the G/A, the government of the recipient country shall enter into an agent contract with the Agent set forth in the preceding article. The Grant is ineligible unless JICA duly verifies the contract. The contract shall be made in duplicate and be submitted to JICA for its verification by the government of the recipient country through the Agent.

### **3. References to the G/A**

The agent contract shall refer to the G/A in a manner that it reads as follows:

“JICA extends its grant to the Government of (name of the recipient country) on the basis of the Grant Agreement signed on (date) between the Government of (name of the recipient country) and JICA concerning the Project for Human Resource Development Scholarship”

### **4. References to the number of JDS fellows**

The agent contract shall refer to the number of JDS fellows for each fiscal year of the four-year period, with said number serving as the upper limit.

## **5. Scope of Service**

The agent contract shall clearly state all purchase of the services to be implemented by the Agent under the Grant.

In the event that a contract includes services which are not covered by the E/N and the G/A, such a contract shall not be verified by JICA.

## **6. Period of Execution**

The agent contract shall clearly stipulate the contract period. That period shall not exceed the period of validity of the Grant as prescribed in the G/A.

## **7. Contract Price**

The total amount of the contract price shall not exceed the amount of the Grant specified in the E/N and the G/A. The contract price shall be precisely and correctly stated in Japanese yen in the Contract using both words and figures. If there is a difference between the price in words and that in figures, the price in words is deemed correct.

## **8. Verification of Contracts**

The agent contract shall clearly state that it shall be verified by JICA to be eligible for the Grant in accordance with the provisions of the E/N and the G/A.

## **9. Payment Procedure**

In accordance with the E/N and the G/A, the contract shall have a clause stating that "payment shall be made in Japanese yen through a Japanese bank under an Authorization to Pay (A/P) issued by the Recipient or its designated authority." Payment shall be made in accordance with the procedures of JICA.

Because the payment includes the JDS fellows' living expenses in Japan, due care shall be taken to ensure that the payment is made on the designated date in a timely manner. Thus, the government of the recipient country must issue an Authorization to Pay without delay.

## **10. Responsibilities and Obligations of the Recipient Country**

The agent contract shall clearly state the responsibilities and obligations of the Recipient Country in accordance with the E/N and the G/A.

## **11. Amendments**

If the agent contract requires amendment, it shall be made in the form of an Amendment

to the Contract, referring to the contract presently in force identified by its verification date and number.

The Amendment to the Contract shall clearly state that:

- (1) all the clauses except that (those) which is (are) amended, remain unchanged.
- (2) the Amendment to the Contract shall be verified by JICA to be eligible for the Grant.

## **12. Project Modifications**

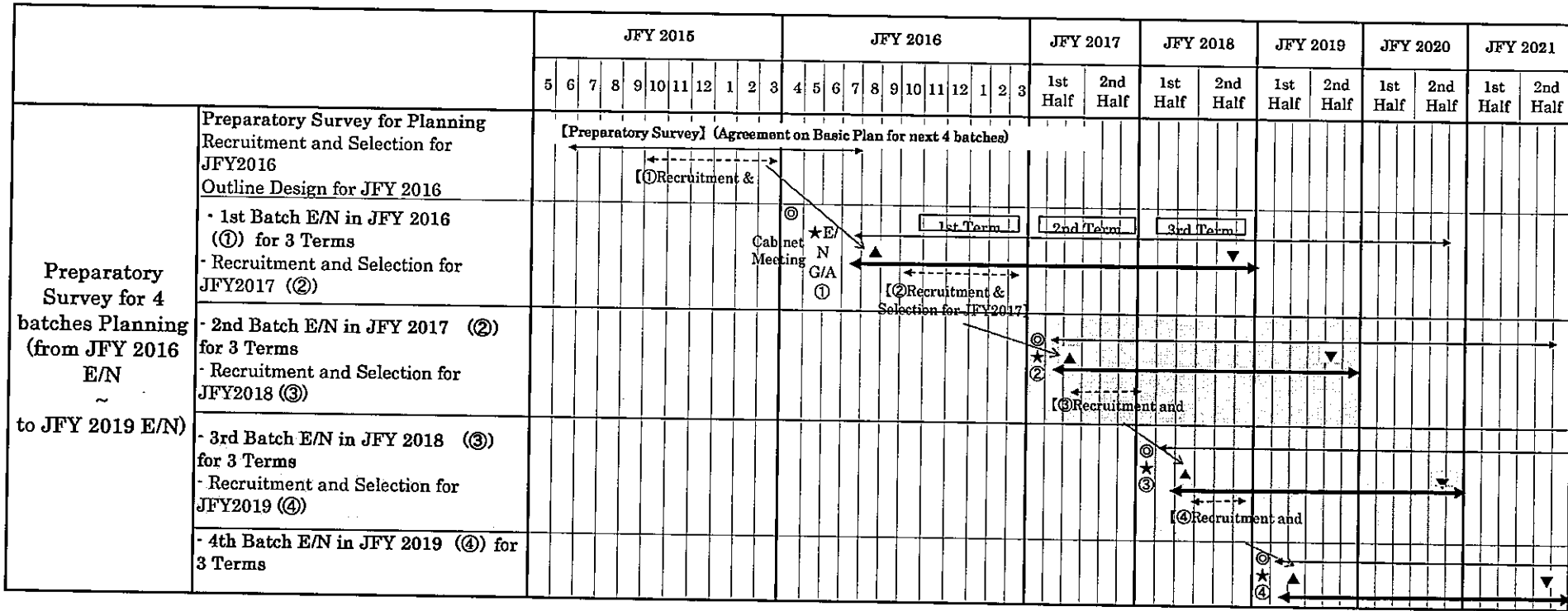
The Grant shall be used properly based on the Contract between the Implementing Organization of recipient country and the Agent which is verified by JICA. If unpredicted circumstances, however, require any modifications of the project, as illustrated below except minor modifications, the recipient country through the Agent shall obtain prior consent from JICA. The prior consent for the modifications is conducted by JICA to ensure that the modifications for the project are appropriate and whether any modifications are required on the contract price or not, however it does not mean that JICA will assume the legal or technical responsibilities for the substance of the modifications.

- 1) significant change of dispatching numbers of JDS fellows;
- 2) change of sub-program (JDS priority area)

\*If application of the Guidelines is inconsistent with the laws and regulations of the Government of the recipient country, the Government of the recipient country is requested to consult with JICA.

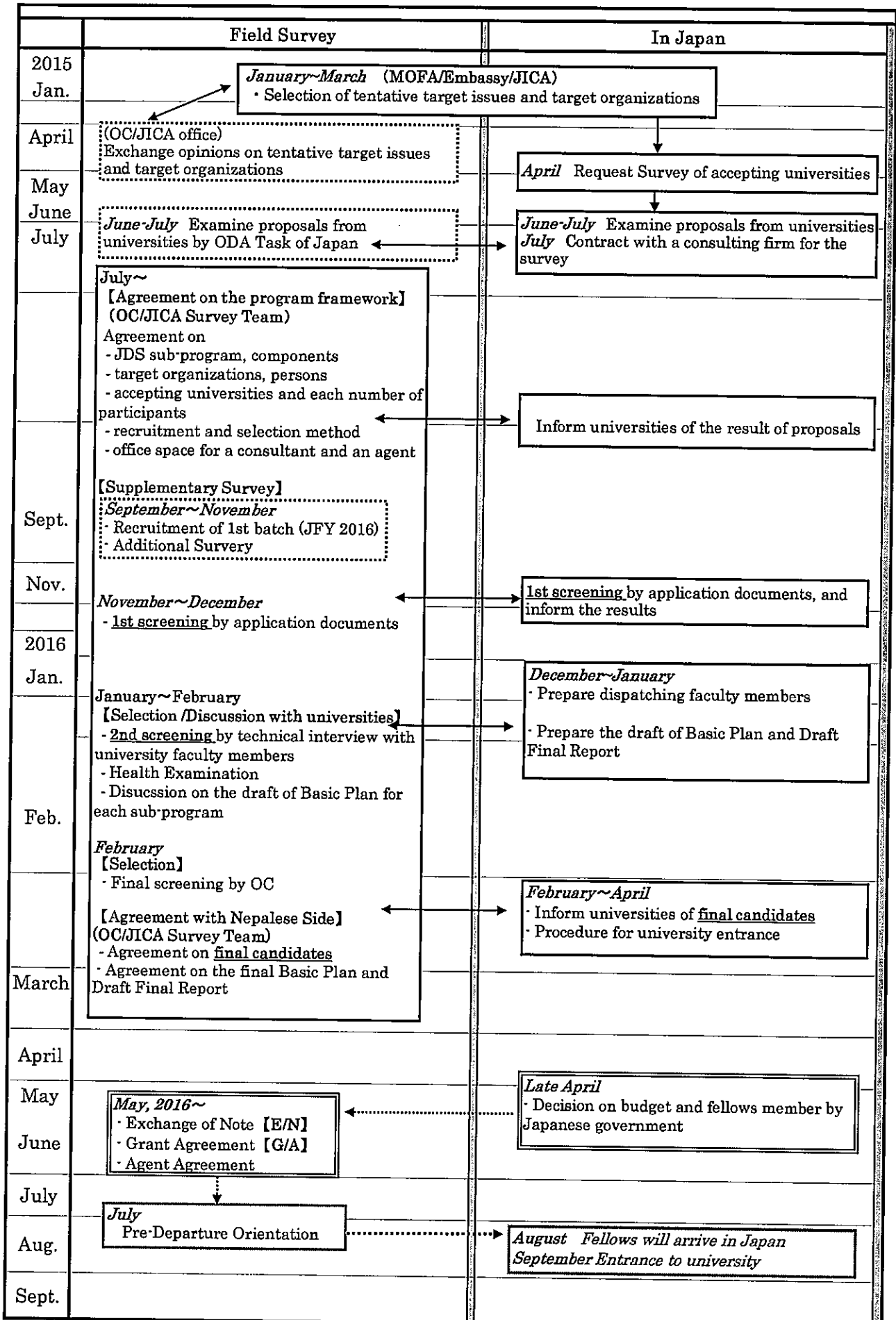
END

Flowchart of JDS Nepal



- ◎ : Cabinet Meeting
- ★ : Exchange of Notes (E/N), Grant Agreement (G/A)
- ▲ : Arrival
- ▼ : Return to Nepal

Project Period for 6 years



Ca

Handwritten signature or mark.

Design of the JDS Project for Four Batches (from JFY 2016-2019)

Sub-Program (JDS Priority Areas)	Components (JDS Development Issues)	Numbers of Fellows	Expected Theme of the Research/Possible Fields of Study	Supposed Target Organizations	University
1. Infrastructure and institutional development for sustainable economic growth	1-1 Economic Policy	5	<p><u>Possible Fields of Study:</u> National Development Policy/ Plan, Macro Economics, Financial Policy, Monetary Policy, Tax Policy</p> <p><u>Preferred Degree:</u> Economics or Degree to be related to the above</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ministry of Finance</li> <li>National Planning Commission (NPC)</li> <li>Office of the Prime Minister and Council of Ministers</li> <li>Ministry of Foreign Affairs</li> <li>Ministry of General Administration</li> <li>Ministry of Federal Affairs and Local Development</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>International University of Japan GS of International Relations (GSIR) - 3 slots</li> <li>Hiroshima University GS of International Development and Cooperation (IDEC) - 2 slots</li> </ul>
	1-2 Industrial Development Policy	4	<p><u>Possible Fields of Study:</u> Foreign Investment Policy, Industrial Development Policy, Promotion of Business Environment</p> <p><u>Preferred Degree:</u> Degree to be related to the above</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ministry of Finance</li> <li>National Planning Commission (NPC)</li> <li>Office of the Prime Minister and Council of Ministers</li> <li>Ministry of Industry</li> <li>Ministry of General Administration</li> <li>Investment Board of Nepal</li> <li>Ministry of Energy</li> <li>Nepal Electricity Authority</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>International University of Japan GS of International Management (GSIM) - 2 slots</li> <li>Rikkyo University GS of Business (MIB) - 2 slots</li> </ul>
2. Consolidation of peace and a steady transition to a democratic state	2-1 Development of Human Resource and Administrative Capacity of Civil Servants	6	<p><u>Possible Fields of Study:</u> Decentralization, Local Governance, Public Administration, Personnel Administration Policy, Public Financial Management, Local Development, Labor Policy, Public Policy</p> <p><u>Preferred Degree:</u> Public Administration, Public policy or Degree to be related to the above</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ministry of Finance</li> <li>National Planning Commission (NPC)</li> <li>Office of the Prime Minister and Council of Ministers</li> <li>Ministry of General Administration</li> <li>Ministry of Federal Affairs and Local Development</li> <li>Ministry of Home Affairs</li> <li>Commission for the Investigation of Abuse of Authority (CIAA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Meiji University GS of Governance Studies - 2 slots</li> <li>International Christian University - 2 slots GS of Arts and Sciences</li> <li>Yamaguchi University GS of Economics - 2 slots</li> </ul>
	2-2 Building of International Relations	3	<p><u>Possible Fields of Study:</u> International Politics, International Economics, Diplomatic Policy, Regional Integration of South Asia Countries</p> <p><u>Preferred Degree:</u> Degree to be related to the above</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ministry of Foreign Affairs</li> <li>Ministry of Finance</li> <li>National Planning Commission (NPC)</li> <li>Office of the Prime Minister and Council of Ministers</li> <li>Ministry of General Administration</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ritsumeikan University GS of International Relations - 3 slots</li> </ul>
	2-3 Improvement of Legal and Judicial System	2	<p><u>Possible Fields of Study:</u> Civil Law, Criminal Law, Company Law, Commercial Law, Legal and Judicial Development for Economic Development and Investment</p> <p><u>Preferred Degree:</u> Laws</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ministry of Law, Justice, Constituent Assembly and Parliamentary Affairs</li> <li>Supreme Court of Nepal</li> <li>Office of the Attorney General</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Kyushu University GS of Law - 2 slots</li> </ul>



**The Project for Human Resource Development Scholarship (JDS)**

**Basic Plan for the Target Priority Area**

**Basic Information of Target Priority Area (Sub Program)**

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Country: Federal Democratic Republic of Nepal</li> <li>2. Target Priority (Sub-Program) Area:</li> <li>3. Operating Committee:<br/>Nepalese Side: Ministry of Finance, Ministry of General Administration, National Planning Commission<br/>Japanese Side: Embassy of Japan, JICA Nepal Office</li> </ol> |
|---|

**Itemized Table 1-1**

**1. Outline of Sub-Program / Component**

**(1) Basic Information**

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Target Priority (Sub-Program) Area:</li> <li>2. Component:</li> <li>3. Implementing Organization:</li> <li>4. Target Organization:</li> </ol> |
|---|

**(2) Background and Needs (Position of JDS in Development Plan of Nepal)**

**(3) Japan's ODA Policy and Achievement (including the JDS Project)**

Relevant Projects and Training Programs of JICA Nepal Office:

**2. Cooperation Framework**

**(1) Project Objective**

The objective is to strengthen the government's administrative capacities in the country, through providing opportunities to obtain the Master's degree to the young capable government officials who are expected to play leadership roles to contribute to the socio-economic development of the country. It also aims to build a human network, and eventually strengthen the bilateral relationship / partnership between Japan and the Federal Democratic Republic of Nepal

**(2) Project Design**

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) Overall goal</li> <li>2) Project purpose</li> </ol> |
|---|

**(3) Verifiable Indicators**

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) Ratio of JDS fellows who obtain Master's degree</li> <li>2) Enhancement of the capacity of JDS returned fellows on research, analysis, policy making and project operation/ management after their return.</li> <li>3) Policy formulation and implementation by utilizing the study outcomes of JDS returned fellows.</li> </ol> |
|--|

**(4) Number of JDS Fellows and Accepting University**

Graduate School of X X	X fellows / year	total X fellows / 4 years
------------------------	------------------	---------------------------

**(5) Activity (Example)**

**Graduate School of XXXXX**

Target	Contents/ Programs to achieve target
1) Before arrival in Japan	
Pre-departure preparation in Nepal in order for the smooth study/ research in Japan	
2) During study in Japan	
3) After return	
Utilization of outcome of research	

**(6)-1 Inputs from the Japanese Side**

- 1) Expenses for activities of Special Program provided by the accepting university before, during, and after studying in Japan (e.g. preparatory instructions including local activities, special lectures and workshops, follow-up activities after returning home)
- 2) Expenses for studying in Japan (e.g. travel expenses, scholarships during stay in Japan, examination fees, tuition fees, etc.)
- 3) Expenses for supports during stay in Japan (e.g. monitoring, daily life support, etc.)

**(6)-2 Input Duration and the Number of JDS Fellows**

1 batch    X fellows × 4 years = X fellows  
From the year 2016 (Until 2018) : X fellows, From the year 2017 (Until 2019) : X fellows  
From the year 2018 (Until 2020) : X fellows, From the year 2019 (Until 2021) : X fellows

**(7) Inputs from the Nepalese Side**

- 1) Dispatch of JDS fellows
- 2) Follow - up activities (e.g. providing opportunities for JDS returned fellows to share/disseminate the knowledge they acquired in Japan at their organizations/ other priority organizations)

**(8) Qualifications**

- 1) Nationality: Citizens of the Federal Democratic Republic of Nepal
- 2) Age: Between 25 and 40 as of April 1<sup>st</sup> in the year of dispatch (in principle)
- 3) Academic Background:
  - Should have a Bachelor's degree relevant to the target field
  - Applicants for \*\*\* University are required of 16 years of formal education (in principle). However, relevant academic / research career or working experience can be considered as an alternative to meet the requirement
- 4) Work Experience:
  - Currently employed in the Target Organizations (including attached Agency/ Organization)
  - Has permanent status
  - Has 2 or 3 years of work experience, particularly in work relevant to the selected Component, at the time of application
- 5) Others
  - Those who are enlisted military personnel are ineligible
  - Has not been awarded foreign scholarships for Master's degree
  - Have a good command of English at graduate school level
  - Must be in good health, both mentally and physically

重点分野／開発課題毎の4ヵ年受入人数

(ネパール)

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	4期分の受入人数 (案)				
				第1期生	第2期生	第3期生	第4期生	計
1. 持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備	1-1 経済政策	国際大学大学院	国際関係学研究科 (GSIR)	3	3	3	3	12
		広島大学大学院	国際協力研究科 (IDEC)	2	2	2	2	8
	1-2 産業振興政策	国際大学大学院	国際経営学研究科 (GSIM)	2	2	2	2	8
		立教大学	経営学研究科	2	2	2	2	8
2. 平和の定着と民主国家への着実な移行	2-1 行政運営能力強化支援	明治大学専門職大学院	ガバナンス研究科 (公共政策大学院)	2	2	2	2	8
		国際基督教大学大学院	アーツ・サイエンス研究科	2	2	2	2	8
		山口大学大学院	経済学研究科	2	2	2	2	8
	2-2 国際関係の構築	立命館大学大学院	国際関係研究科	3	3	3	3	12
	2-3 法制度整備支援	九州大学大学院	法学府	2	2	2	2	8
計				20	20	20	20	80

## 人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画

### 重点分野の基本情報

1. 国名：ネパール連邦民主共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：  
持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備
3. 運営委員会：財務省、総務行政省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

### 個表 1-1

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：  
持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：経済政策
3. 対象機関：財務省、国家計画委員会、首相府、外務省、連邦地方開発省、商業・供給省

##### (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ネパールでは、対 GDP 比約 2 割にも上る海外労働者送金をけん引役にして、過去 10 年間、年平均 4% 程度と低位ながらも安定的に成長を続けているが、1 人当たり GDP は、依然として低位にとどまっている。また、産業の未発達、都市部と地方の格差の拡大の是正が課題となっている。

国家が目標として定めている 2022 年までの LDC 脱却のためには、持続的な経済成長が必要であり、ネパールが抱える経済政策分野の諸課題を包括的かつ戦略的に克服するための国家開発政策、マクロ経済政策、財政政策、金融政策等を高いレベルで立案、実施できる行政官・実務者の人材育成と能力向上が急務となっている。

JDS 事業では、JICA が実施する「民間セクター開発プログラム」及び「民主化プロセスの促進プログラム」等を補完する形で、経済構造の多様化等を通じて格差を是正しつつ、将来的に持続的な経済成長を遂げるよう、国家開発政策、マクロ経済政策、財政政策、金融政策等を立案、実施できる行政官・実務者の育成と能力向上が期待される。

##### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対ネパール連邦民主共和国 国別援助方針」（2012年4月）及び対ネパール連邦民主共和国事業展開計画（2014年4月）にて、重点分野に「持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備」及び「平和の定着と民主国家への着実な移行」を定め、ネパール政府が国家戦略の中で重点化している分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を支援するとしている。

同援助方針に基づき、JICA は「行政能力強化プログラム」及び「民間セクター開発プログラム」において、政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

#### 【関連する JICA 事業】

#### 技術協力プロジェクト

- ・ ネパール国づくり支援：開発と成長戦略 第二フェーズ
- ・ 2018 年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト

#### 個別専門家

・ 外国投資アドバイザー

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

### (2) 案件目標

#### ①上位目標

国家開発政策、マクロ経済政策、財政政策、金融政策、租税政策等に関する関係行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

#### ②プロジェクト目標

対象機関における国家開発政策、マクロ経済政策、財政政策、金融政策、租税政策等の立案・実施に携わる人材の能力が向上する。

### (3) 目標の指標

#### ①留学生の修士号取得

#### ②帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

#### ③帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

### (4) 受入計画人数及び受入大学

国際大学大学院 国際関係学研究科 3人/年 計12名/4年

広島大学大学院 国際協力研究科 2人/年 計8名/4年

### (5) 活動

#### 1) 国際大学大学院 国際関係学研究科

目標	内容・目標達成手段
①来日前	
入学前の基礎学力の向上	・ 新学期の学業に備えるため、入学前の夏季に、基礎数学、基礎経済学等について事前講座を現地ないしは東京にて実施する。
②留学中	
経済開発政策に関わる専門的な知識および高度な分析能力の習得	・ 本プログラムにおいて学生は経済学、政治学、国際開発学あるいはそれらの学際分野に基づいた理論的、実証的な分析手法および政策効果・評価の方法論を学ぶことによって、現在あるいは将来直面する様々な政策課題に対応できる能力を身につける。 ・ 1年次の必修科目では、経済政策課題を分析・解決するために必要不可欠な専門的な理論的知見をミクロ経済学、マクロ経済学等を履修することで身につけると同時に、統計学、計量経済学を学習することにより、実証面からも対象課題を分析する能力を獲得する。 ・ 同研究科の公共経営・政策分析プログラムが提供す

	<p>る講義を受講することで、行政学・公共経営学の視点から社会公共政策の理論的知見を得る。</p>
<p>経済開発・マクロ経済安定化を進める上で必要な経済政策策定能力の獲得</p>	<p>・2年次には、より応用面に注力し、マクロ経済学、財政政策、金融政策、開発政策の各応用分野に特化したコースを提供し、高度で専門的な知識を獲得すると同時に、健全な財政運営や各種公共政策遂行のために政策課題を適切に分析し、深く考察する能力を獲得する(Macroeconomics and Policy Analysis、Public Finance、Public Finance and Budgeting、Development Planning(Multisector Models)、Monetary Economics and Policy Analysis、International Finance、Computable General Equilibrium Modeling、Industrial Organization and Public-Policy 等)。これらの科目を履修することにより、持続的経済成長と貧困削減の達成を支える経済政策及び開発政策の立案・実施能力強化、公共財政管理、公務員制度改革を含む行財政改革、行政システム改善等に資する人材の育成を目指す。</p>
<p>政策担当者に必要とされる問題理解力ならびに実践的な解決策策定能力の獲得</p>	<p>・経済学を基礎とする科学的政策研究の方法論に加えて、その手法の有効性を日本やアジア諸国の経験に照らして検証する能力を養成すべく様々な短期プログラムや特別講義を実施する。</p> <p>・当該課題における日本でのケーススタディや政策実施例紹介に特化したコースワークを提供し、日本のマクロ経済政策に関する知見を獲得する。</p>
<p>現場での実践力と応用力の習得</p>	<p>・著名な外部講師を他大学、外国政府機関から招聘し、ケーススタディや政策実施例を議題としたセミナーやワークショップを実施する。</p> <p>・当学のビデオ施設を利用し、各国の機関と衛星ビデオ会議・セミナーを実施する。</p> <p>・日本の政府機関、企業等へのフィールドトリップを実施する。これらを通じて、既存の教育課程で学ぶ専門理論、学術的知識が、社会や企業の現場でどのように実践、応用されているのかを学ぶ。</p>
<p>③帰国後</p>	
<p>修了生の知識、理論、スキルの持続的向上</p>	<p>・修了後に事後研修・フォローアップを、教員が現地にて実施することで、修了生の知識、理論、スキルの持続的向上を図る。</p> <p>・修了生、在校生及び次年度入学生による合同セミナーを同時に実施することにより、JDS 留学生の知識・経験の相互理解及びネットワークの強化を図る。</p>

	・他の公的機関の協力を視野に入れつつ、教員と修士による共同研究を促進する。
--	---------------------------------------

## 2) 広島大学大学院 国際協力研究科

目標	内容・目標達成手段
①来日前	
入学前の基礎学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミクロ経済学・マクロ経済学のテキストを入学予定者に提供し、本講座の教員および博士課程の学生の指示のもと、来日前に経済学の基本的知識を習得する。</li> <li>・入学予定者には、学習進捗状況の確認のため、定期的な小テストが科せられる。</li> <li>・また英語力が不足している者に対して、英語研修テキストを配布し、事前研修を行う。</li> </ul>
②留学中	
政策分析能力を獲得するための基礎の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学後1年間は、開発ミクロ経済学、開発マクロ経済学、計量経済学を中心とした経済学の基礎科目を履修することで、政策分析能力を獲得するための基礎を学ぶ。</li> </ul>
応用科目（選択科目）の履修による、より専門的な知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の学生の関心に応じて、交通経済学（混雑の外部性、最適な道路網設計）、開発経済学（経済開発論、比較経済発展論、経済開発政策特論）、貿易投資（国際経済論、国際貿易論、国際経済政策論）等から構成される応用科目（選択科目）を履修し、より専門的な知識を習得する。</li> <li>・全ての学生は指導教員が担当する演習に参加することが義務付けられており、研究計画の作成から文献のレビュー、分析手法、分析結果の解釈及び政策的含意に至るまで論文作成に関わる基本的技術を自身の研究を通じて習得する。</li> <li>・国際問題や地域研究など他講座や他研究科の科目を履修できる体制も整えており、分野横断型・学際的な知識・分析手法について習得することが可能。</li> </ul>
実践力と応用力の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムを活用し、各種セミナーを通じて、JDS学生が他大学や研究所で研究する専門家と議論し、政府・国際機関の実務家からの実践的な知識を習得するための機会を設ける。年4回開催されるJDSセミナーでは、学生の研究関心に合ったテーマに関して、国内外の専門家や実務家を本研究科に招聘する。</li> <li>・JDS学生が、メンターから研究推進上のアドバイスが受けられる体制を整える（メンター制度）。</li> <li>・特別英作文講座「英語論文作法Ⅰ」「英語論文作法Ⅱ」を設置し、英語での修士論文作成のために必要不</li> </ul>

	<p>可欠な知識と技術を学ぶための機会を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生研究グラントを通じて、現地調査（フィールドワーク）などの学生派遣事業を積極的に推進するべく、学生自身が計画・立案する研究活動に対し渡航費や研究費を補助する。</li> </ul>
③帰国後	
フォローアップの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JDS 卒業生のフォローアップ及びフィードバックを得るために、ネパールにおいてフィードバック・セミナーを開催する。</li> <li>・ セミナーは、JDS 留学生の帰国後（1～2年以内）に行う予定であり、主目的は JDS 留学生が帰国後に本研究科で得た知識をどのように活かしているのか、また今後本学が JDS のプログラムをどのように改善していくべきかについての意見を得る。</li> </ul>

#### (6) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

#### (6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 5 名 × 4 年 = 20 名

2016 年（～2018 年修了）：5 名      2017 年（～2019 年修了）：5 名

2018 年（～2020 年修了）：5 名      2019 年（～2021 年修了）：5 名

#### (7) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

#### (8) 資格要件

- ①職務経験等
  - ・ 対象機関に属している官報職職員であり、応募時に 3 年以上のネパール政府職員としての勤務経験を有する者
- ②その他：
  - ・ ネパール国籍を持つこと
  - ・ 原則として 25 歳以上 40 歳以下（来日年度 4 月 1 日現在）
  - ・ 学士号を保有している者
  - ・ 軍に現に奉職していない者
  - ・ 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了・帰国後、母国の発展に貢献する明確な意思を有する者
  - ・ 原則、既に海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士」の学位を取得していない者。また、現在、他の海外支援による奨学金を受給していない者あるいは受給予定でない者
  - ・ 心身ともに健康である者
  - ・ 日本に留学するうえで、十分な英語力を有する者



## 人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画

### 重点分野の基本情報

1. 国名：ネパール連邦民主共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：  
持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備
3. 運営委員会：財務省、総務行政省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

### 個表 1-2

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：  
持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：産業振興政策
3. 対象機関：財務省、国家計画委員会、首相府、工業省

##### (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ネパールの GDP 構成は、30%以上を農業セクターに大きく依存し、製造業が低迷しており、経済成長を牽引する有望な産業が育っていない。また、外国投資（FDI）の対 GDP 比も他の南アジア諸国と比べても低い水準にある。加えて、都市部における若年層の失業率が高い傾向にあり、職のない若年層は外国へ出稼ぎに出る傾向が高まっており、GDP の 30%以上を海外送金でまかなっている状況にある。これらの現状を踏まえ、民間セクター部門における国内での十分な雇用機会の創出が喫緊の課題となっている。

JDS 事業では、「民間セクター開発プログラム」を補完する形で、経済構造の多様化、海外からの投資促進、国際競争力を有する産業の育成、ビジネス環境の整備等に貢献する行政官・実務者の育成と能力向上が期待される。

##### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対ネパール連邦民主共和国 国別援助方針」（2012年4月）及び対ネパール連邦民主共和国事業展開計画（2014年4月）にて、重点分野の一つに「持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備」を定め、（中小）企業振興とともに、規制緩和、労使関係の改善、税関手続きの効率化、産業人材の育成を通じた、第二次、第三次産業の地場産業の台頭や、対内直接投資の拡大を促進するためのビジネス環境の改善が重要としている。同時に、「平和の定着と民主国家への着実な移行」を定め、ネパール政府が国家戦略の中で重点化している分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を支援するとしている。

同援助方針に基づき、JICA は「行政能力強化プログラム」及び「民間セクター開発プログラム」等において、政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

##### 【関連する JICA 事業】

##### 技術協力プロジェクト

- ・ ネパール国づくり支援：開発と成長戦略 第二フェーズ
- ・ 2018 年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト

## 個別専門家

- ・ 外国投資アドバイザー
- ・ 水力発電計画アドバイザー

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

### (2) 案件目標

#### ①上位目標

投資環境整備、産業振興政策、ビジネス環境整備等に関する関係行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

#### ②プロジェクト目標

対象機関における投資環境整備、産業振興政策、ビジネス環境整備等の立案・実施に携わる人材の能力が向上する。

### (3) 目標の指標

#### ①留学生の修士号取得

#### ②帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

#### ③帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

### (4) 受入計画人数及び受入大学

国際大学大学院 国際経営学研究科 2人/年 計8名/4年

立教大学大学院 経営学研究科 2人/年 計8名/4年

### (5) 活動

#### 1) 国際大学大学院 国際経営学研究科

目標	内容・目標達成手段
①来日前	
入学前の基礎学力の向上	・ JDS 奨学生には来日後のスムーズな学習のための事前研修を、現地ネパールで実施する。もしくは、オリエンテーション期間に、数学、統計学、計算ソフトの利用方法など、MBA の授業を履修する上で必要となる知識をキャンパスで実施する。
②留学中	
理論的基礎およびフレームワークの習得	・ 企業経営を効果的に実行するための理論的基礎およびフレームワークを習得する。 ・ 産官連携などの政治的問題や、南アジア地域協力連合(SAARC)等の貿易同盟に配慮した、資金融通及び投資決定や、国内及び海外投資を惹きつけるために必要な理論的知識を習得する。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境の改善、中小企業を含めた企業経営の方法及び、投資戦略を改善するための実践的知識及び、海外直接投資を呼び込むための戦略と地域密着型経営の習得、フィールドトリップから得られる工業発展のための知見を得る。</li> <li>・海外直接投資をひきつけるための戦略的施策を習得する。プロジェクトファイナンスの科目を履修することにより、海外直接投資を呼び込むための知識、プライベートおよびパブリックセクターにおける大規模投資案件のファイナンス手法等を習得する。</li> </ul>
現場での実践力と応用力の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィールドトリップ（北九州、沖縄を予定、現地の企業や機関の見学）での実体験を通じて見聞を広げ、さらに、行政官や企業人との意見交換を通して、産業振興や人材育成のとりくみと実態を学ぶことにより課題分析力を身につける。</li> <li>・特別講演会を実施する（財界トップや経営・金融分野、ネパール開発等について実務面について精通した講師を招聘し、実践的な知識を深める。）</li> </ul>
③帰国後	
ネットワークの維持・形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了生との関係強化やフォローアップ等の一環として国際大学主催の同窓会を開催し、卒業生のみならず多くの政府関係者・民間企業社員を招待し、日本・ネパールの架け橋を強化する。</li> </ul>

## 2) 立教大学大学院 経営学研究科

目標	内容・目標達成手段
①来日前	
入学前の基礎学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学期に備えるため、入学前に、基礎数学、基礎統計学、経営学などに関する事前研修を現地または日本にて実施。</li> </ul>
②留学中	
専門的知識と基礎分析能力の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年次の第1学期の必修科目は、経営思考論、経営戦略論、マーケティング、経営リサーチ方法論、企業財務分析（投資分析）、ビジネス・コミュニケーションの6つの学際的モジュールから構成されており、JDS留学生は、単に講義を履修するにとどまらず、リサーチ・プロポーザルを作成する。</li> <li>・統計・数学・公共経営・経済学関連科目を履修することで、分析に必要な基礎力と専門知識を習得する。</li> </ul>
政策課題への対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年次の第2学期及び2年次最終学期までは、選択科目を8教科（16単位）以上取得し、最終学期にファイナル・リサーチ・プロジェクトを完成させる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイナル・リサーチ・プロジェクトでは、現実的な課題を取り上げ、2年間の勉強と研究の成果をフルに使って分析を行い、課題解決の選択肢を複数提案し、それぞれの費用対効果を含むさまざまな角度からの優先順位付けを行い、最終提案に導く力を習得する。</li> </ul>
実践的な知識とスキルの習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムを活用し、外部講師（大学、研究機関、企業、政府機関などから）を招聘し、セミナーやワークショップを実施する。</li> <li>・日本の政府機関、企業などへのフィールドトリップを実施する。これらを通じて、実践的な知識やスキルなどを習得し、正規課程の補完とする。</li> <li>・日本を含むアジアにおけるケースを用いたディスカッション、プレゼンテーション、日本やアジアの企業での体験的学習、グループによるプロジェクトなどの実践的な学習を集中的に行うことで、知識だけでなく課題分析力や解決能力を向上させる。</li> </ul>
③帰国後	
知識、理論、スキルの持続的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JDS 留学生に対して修了後に事後研修・フォローアップを教員が現地にて適宜実施することで、修了生の知識、理論、スキルの持続的向上を行う。</li> <li>・定期的な情報発信を通じ、ネットワークの維持を図る。また、特に優秀な修了生を研修のため日本に呼び寄せるなどして、一層の研究の推進を図る。</li> </ul>

### (6) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

### (6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 4 名 × 4 年 = 16 名

2016 年（～2018 年修了）：4 名      2017 年（～2019 年修了）：4 名

2018 年（～2020 年修了）：4 名      2019 年（～2021 年修了）：4 名

### (7) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

### (8) 資格要件

- ①職務経験等
  - ・ 対象機関に属している官報職職員であり、応募時に3年以上のネパール政府職員としての勤務経験を有する者
- ②その他：
  - ・ ネパール国籍を持つこと

- ・ 原則として 25 歳以上 40 歳以下（来日年度 4 月 1 日現在）
- ・ 学士号を保有している者
- ・ 軍に現に奉職していない者
- ・ 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了・帰国後、母国の発展に貢献する明確な意思を有する者
- ・ 原則、既に海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士」の学位を取得していない者。また、現在、他の海外支援による奨学金を受給していない者あるいは受給予定でない者
- ・ 心身ともに健康である者
- ・ 日本に留学するうえで、十分な英語力を有する者

## 人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画

### 重点分野の基本情報

1. 国名：ネパール連邦民主共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：平和の定着と民主国家への着実な移行
3. 運営委員会：財務省、総務行政省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

### 個表 2-1

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：平和の定着と民主国家への着実な移行
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：行政運営能力強化支援
3. 対象機関：財務省、国家計画委員会、首相府、総務行政省、連邦地方開発省、内務省、汚職防止摘発委員会（CIAA）

##### (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ネパールでは地方分権化が推進される一方、1990年代末以降地方選挙が実施されず地方政府トップが不在の状況が長期間にわたり常態化し、結果、村落部では一部の有力者によって資源の配分等決定され、社会的弱者（貧困層、低カースト、少数民族、女性、障がい者、高齢者、僻地住民など）への行政サービスが十分に行き届いていない。また、中央政府のオーナーシップが低く、財政基盤も不十分であり、開発事業を実施するスタッフの能力不足、士気の低さが問題となっている。加えて、2015年4月のネパール地震からの復興が本格化する中、円滑な各種調整、効率的な事業運営がますます求められる。

上記のような諸問題に対処するため、財務省、国家計画委員会などの総合調整機能の強化、中央及び地方政府の開発事業担当スタッフの能力強化、そして行政の透明性向上と市民の参加拡大が求められている。

なお、当地で実施する各種プロジェクトにおいて、スキームを問わず政府内手続きの遅延や不備によって案件の実施に影響を及ぼしている状況もあり、行政機能の強化及び行政官の能力向上は JICA 事業の円滑な実施の観点からも極めて重要である。

JDS 事業では、「行政能力強化プログラム」を補完する形で、地方分権、中央・地方の役割分担に関する政策研究や、中央・地方における行財政・人事管理、労働政策等の基礎知識を身に着けた人材を育成することが期待される。

##### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対ネパール連邦民主共和国 国別援助方針」（2012年4月）及び対ネパール連邦民主共和国事業展開計画（2014年4月）にて、重点分野の一つに「平和の定着と民主国家への着実な移行」を定め、ネパール政府が国家戦略の中で重点化している分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を支援するとしている。

同援助方針に基づき、JICA は「行政能力の強化プログラム」において、政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

##### 【関連する JICA 事業】

##### 技術協力プロジェクト

調査分析能力の強化を通じた地方行政研修の質向上プロジェクト・コミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ 2

- ・ネパール国づくり支援：開発と成長戦略 第二フェーズ
- ・2018年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト【ボランティア】
- ・地方行政機関への派遣

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

### (2) 案件目標

#### ①上位目標

地方分権、地方行政、行政管理、人事管理政策、行財政管理、地方自治、労働政策、公共政策等に関する関係行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

#### ②プロジェクト目標

対象機関における、地方分権、地方行政、行政管理、人事管理政策、行財政管理、地方自治、労働政策、公共政策等の立案・実施に携わる人材の能力が向上する。

### (3) 目標の指標

#### ①留学生の修士号取得

#### ②帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

#### ③帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

### (4) 受入計画人数及び受入大学

明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 2人/年 計8名/4年

国際基督教大学大学院 アーツ・サイエンス研究科 2人/年 計8名/4年

山口大学大学院 経済学研究科 2人/年 計2名/4年

### (5) 活動

#### 1) 明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科

目標	内容・目標達成手段
①来日前	
入学前に、基本文献等の検索など、研究調査に関する基本的な素養を育成する	・本研究科より事前にメールで提示する。
②留学中	
公共政策に関する包括的な知識の習得	・「公共政策プログラム」「コミュニティ・マネジメントプログラム」において、行政組織における人材育成及び政策形成の基礎となる、ガバナンス論、行政学、財政学、TQM論、経済政策、環境政策、地域開発計画、コミュニティ運営等、当該分野における幅広い科目を提供する。
ネパールの国際関係政策について、俯瞰的な知識を修得	・「国際開発プログラム」において、国際関係論、国際開発論、東アジア政治経済論など幅広い知識を提供。

<p>グローバルかつローカルな諸問題を適切に解決し得る政策形成能力と政策実施能力の習得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本コースでは、研究者としての能力を養うことに加え、グローバルかつローカルな諸問題を適切に解決し得る政策形成能力と政策実施能力を十分に身につけるべく指導を行う。</li> <li>・特別プログラムの活動として、中央政府、地方公共団体や議会、NPO等、「現場」を訪問する機会を与え、自国の現状と比較、研究することで、留学で得た知識を、帰国後に十分に活用する機会を提供する。</li> </ul>
<p>実践的な知識とスキルの習得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムを活用し、研究科独自の英語論文執筆法及び論文読解法のワークショップを実施。</li> <li>・留学生委員会推奨科目として、社会調査法、テクニカルライティングの科目設置と履修指導を実施。</li> <li>・留学生の研究テーマに関連した国内外の研究者招聘による特別講義を実施。</li> <li>・留学生並びに日本人学生との知的交流を深めるための日英合同授業及び公共政策の現場視察を含むフィールドワーク（2013年度約20件実施）を開催。</li> <li>・日本国内における公共政策の現場視察と関係者との意見交換を実施。</li> </ul>
<p>③帰国後</p>	
<p>研究成果を基に継続的に当該国の発展への寄与を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学は留学生が帰国後にアクセスできるウェブサイトを運営し、日本の政治経済、公共政策及びガバナンス研究の先端的成果などに関する情報提供サービスを行うことで、留学生は日本での研究成果を基に継続的に当該国の発展に寄与できるようにする。また現役留学生と帰国生、研究科教員や日本人学生・OBとの間の情報交流の促進のためのシステムを運用する。</li> </ul>

## 2) 国際基督教大学大学院 アーツ・サイエンス研究科

目標	内容・目標達成手段
<p>①来日前</p>	
<p>入学前のフォロー</p>	<p>研究科よりコンタクトを取り、来日後の履修計画や生活がスムーズに行くように必要な情報を提供する。</p>
<p>②留学中</p>	
<p>修士課程での研究に必要な知識、スキルの習得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院共通科目を通して修士課程での研究に必要な知識、スキルを身につける。特に、本学リベラルアーツ英語プログラムの指導経験豊富な講師による英語でのアカデミックライティング指導を行なう。</li> </ul>



基礎知識及び調査研究手法の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎科目として、「公共政策」「研究デザインと方法論」等、行政制度強化・制度改善に取り組む上で必要とされる基礎知識及び様々な調査研究手法を習得させる。必要に応じ、計量分析などの方法論の取得も促す。</li> <li>・専門科目として、「行政学」「参加と計画」「政治と行政」「比較政治・行政論」などを始めとする専門科目の履修を通じ、開発計画の遂行に必要な制度づくりや制度の強化などの課題に関する理解を深める。</li> <li>・特別プログラムを活用し、中央官庁や三鷹市役所への訪問、国際機関、官僚や自治体職員を招聘してのゲスト講義など実務家としての能力養成に役立つ機会をクラスの中で数多く提供する。</li> </ul>
実践的な知識とスキルの習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサーチガイダンスとして、定期的にセミナーの時間をもち、個々の研究テーマについて指導教授のきめ細かい指導・助言や討論の機会を提供する。修士論文を執筆する上で理解の不足している分野について指導し、調査方法について、研究結果発表などを通じて個別に指導する。</li> <li>・実地研修を通して実施調査の技法・プロジェクト遂行能力を身につける。</li> </ul>
多角的見地からの行政能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連分野基礎科目、専門科目として行政学のみならず、経済学・法学・政治学など多角的見地から行政能力を強化するのに必要な関連する他専修分野の基礎知識、専門知識の習得を奨励する。</li> </ul>
③帰国後	
ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規受け入れJDS留学生と過去のJDS留学生とが集まり、ネットワーク構築及び評価を行う機会を設ける。直近の卒業生による修論の発表や、既卒生には職場での実績発表を依頼し、相互研修を行う。</li> </ul>

### 3) 山口大学大学院 経済学研究科

目標	内容・目標達成手段
①来日前	
入学前の基礎学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来日前オリエンテーションに参加し、派遣教員によるコース概要説明、ガバナンス・財政・経済学にかかる導入講義を受ける。</li> <li>・研究分野及び来日後の生活に係る助言指導を受ける。</li> </ul>

②留学中	
公共政策の立案・実行・評価のための知識・能力の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Academic Writing を必修とし、社会科学分野の論文執筆要領を習得する。</li> <li>・ Public Administration、Principles of Administrative Law、Program Evaluationなどを必修とし、行政管理、行政評価のために必要な実践的な知識を習得する。</li> <li>・ Economics、Public Economics、Development Economics、Public Financeなどを必修とし、行政官として必要な経済学の知識を習得する。</li> <li>・ その他選択科目と合わせて、公共管理の基礎と応用、開発課題の経済学的分析、個別の開発課題の分析と問題解決を体系的かつバランスよく学ぶ。</li> </ul>
実践的知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別プログラムを活用し、県庁・市役所等の訪問、中央省庁等訪問の機会を提供する。</li> <li>・ 途上国での行政システムの比較等を学ぶための特別講師招聘プログラムを提供する。</li> <li>・ 出身国における出身省庁等での修士論文中間発表の機会を提供する。</li> <li>・ 英語能力向上のためのプログラム及び数学能力向上のためのプログラムを提供する。</li> </ul>
③帰国後	
研究成果の活用のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修了した留学生は、現地で実施するフォローアップセミナーに参加し、留学成果の帰国後の活用状況につきインタビューを受ける。また、教員が現地訪問時に、大学のコース改善に向けた要望を確認する。</li> </ul>

### (6) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

### (6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 6 名 × 4 年 = 24 名

2016 年（～2018 年修了）：6 名      2017 年（～2019 年修了）：6 名

2018 年（～2020 年修了）：6 名      2019 年（～2021 年修了）：6 名

### (7) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

### (8) 資格要件

- ①職務経験等
  - ・ 対象機関に属している官報職職員であり、応募時に 3 年以上のネパール政府職員としての勤務経験

を有する者

②その他：

- ・ ネパール国籍を持つこと
- ・ 原則として 25 歳以上 40 歳以下（来日年度 4 月 1 日現在）
- ・ 学士号を保有している者
- ・ 軍に現に奉職していない者
- ・ 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了・帰国後、母国の発展に貢献する明確な意思を有する者。
- ・ 原則、既に海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士」の学位を取得していない者。また、現在、他の海外支援による奨学金を受給していない者あるいは受給予定でない者。
- ・ 心身ともに健康である者。
- ・ 日本に留学するうえで、十分な英語力を有する者

## 人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画

### 重点分野の基本情報

1. 国名：ネパール連邦民主共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：平和の定着と民主国家への着実な移行
3. 運営委員会：財務省、総務行政省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

### 個表 2-2

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：平和の定着と民主国家への着実な移行
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：国際関係の構築
3. 対象機関：外務省、財務省、首相府、商業・供給省、文化・観光・民間航空省

##### (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ネパールは、政治、貿易、産業、文化等のあらゆる面で南アジア地域諸国、及び中国の影響を強く受けておりインド、及び中国また南アジア諸国との良好かつ戦略的な国際関係の構築は国の安定と持続的な発展のために不可欠である。

特に、ネパールに不利益とならず Win-Win の関係を築くための施策の立案と実施が安定的な国家の成長のためには極めて重要である。

JDS 事業では、ネパールの開発に資する形で関係諸国との良好な関係を築きつつ、同時に日々変化する国際情勢に合わせた外交政策立案と実施、地政学的・国際的な課題へ対応する政策・戦略の立案・実施を担える人材を育成することが期待される。

##### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対ネパール連邦民主共和国 国別援助方針」（2012年4月）及び対ネパール連邦民主共和国事業展開計画（2014年4月）にて、重点分野の一つに「平和の定着と民主国家への着実な移行」を定め、ネパール政府が国家戦略の中で重点化している分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を支援するとしている。特に地政学的にインド、中国という2つの大国の関心に大きく影響されるネパールでは、他の南アジア諸国との関係性も含めた観点から、周辺諸国と互恵的な関係を保ちつつ、国内の安定と経済的な成長に資する外交政策が立案できる人材が不可欠である。

同援助方針に基づき、JICA は「行政能力の強化プログラム」において、政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

##### 【関連する JICA 事業】

##### 技術協力プロジェクト

- ・ ネパール国づくり支援：開発と成長戦略 第二フェーズ

#### 2. 協力の枠組み

##### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

## (2) 案件目標

### ①上位目標

国際政治、国際経済、外交政策、南アジア地域統合等に関する関係行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

### ② プロジェクト目標：

対象機関における、国際政治、国際経済、外交政策、南アジア地域統合等に関する政策・戦略の立案・実施等に携わる人材の能力が向上する。

## (3) 目標の指標

### ①留学生の修士号取得

### ②帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

### ③帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

## (4) 受入計画人数及び受入大学

立命館大学大学院 国際関係研究科 3人/年 計12名/4年

## (5) 活動

### 1) 立命館大学大学院 国際関係研究科

目標	内容・目標達成手段
①来日前	
入学前の基礎学力の向上	・事前指導では、JDS 留学生は来日前から指導教員と密に連絡を取り、研究テーマに関わる参考文献の指示や研究の方法論などについての助言を受けると共に、意見往復を踏まえ、学習意欲を高める。併せて、留学生は英語能力向上にも取り組む。
②留学中	
国際関係学の基礎及び専門的知識の習得	・コア科目では国際政治、国際経済、外交政策、国際関係、平和構築、国際法、開発政策、環境政策といった幅広い分野を網羅した国際関係学の基礎となる理論を学ぶ。 ・プログラム科目では、コア科目で学んだ理論を基礎に、更に多様な専門分野の学修深化を図り、研究力強化と政策立案能力向上は勿論のこと、政策評価に必要な社会統計学を学ぶ。 ・憲法・平和学、国際機構論、ジャーナリズム・メディア論の他、アジアの比較政治論（インドネシアの民主化プロセスや南アジアの地域統合）の学修により、平和構築と民主主義の定着を強く意識した知識基盤を得る。 ・開発経済学、開発戦略論、ミャンマーの農村開発、環境経済学、国際貿易投資理論、および公共政策と評価といった経済系の学修により、貧困削減や持続可能な開発政策に必要な実証的分析・評価の能力獲得により政策立案能力向上を図る。

<p>修士論文の作成スキル及び英語スキルの習得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼミは、国際関係学に関連する様々な専門分野の指導教員による複数チーム体制で、少人数を対象として実施する。</li> <li>・2 カ年継続するゼミでは英文ライティング支援や集中英語講座による英語運用スキルの向上を通じ、専門論文・文献の講読・発表と論文執筆を行う。</li> </ul>
<p>現場での実践力と応用力の習得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムでは、JDS 留学生と他の留学生、日本人院生が共に開発課題について、日本の経験を学ぶ「Professional Training」を以下開講する： <ul style="list-style-type: none"> <li>①経済発展の歴史、外交、援助政策、民間企業経営、地方行政などをテーマに、ゲストスピーカーによる講義を受講、政府と民間の役割などの知見を得る。</li> <li>②1泊2日のフィールド・スタディーを企画し、自治体の行政実践や製造業の生産工程を学ぶことにより、日本の行政や民間企業経営の機能と特徴を学ぶ。</li> </ul> </li> </ul>
<p>③帰国後</p>	
<p>効果の検証とネットワークの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同プログラムにおける事後の効果検証と修了生間のネットワークの構築を図る。</li> </ul>

#### (6) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

#### (6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 3 名 × 4 カ年 = 12 名

2016 年（～2018 年修了）：3 名      2017 年（～2019 年修了）：3 名

2018 年（～2020 年修了）：3 名      2019 年（～2021 年修了）：3 名

#### (7) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

#### (8) 資格要件

- ①職務経験等
  - ・対象機関に属している官報職職員であり、応募時に3年以上のネパール政府職員としての勤務経験を有する者
- ②その他：
  - ・ネパール国籍を持つこと
  - ・原則として25歳以上40歳以下（来日年度4月1日現在）
  - ・学士号を保有している者
  - ・軍に現に奉職していない者
  - ・本事業の目的を正しく理解し、学業の修了・帰国後、母国の発展に貢献する明確な意思を有する者。
  - ・原則、既に海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士」の学位を取得していない者。ま

た、現在、他の海外支援による奨学金を受給していない者あるいは受給予定でない者

- ・ 心身ともに健康である者
- ・ 日本に留学するうえで、十分な英語力を有する者

## 人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画

### 重点分野の基本情報

1. 国名：ネパール連邦民主共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：平和の定着と民主国家への着実な移行
3. 運営委員会：財務省、総務行政省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

### 個表 2-3

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：平和の定着と民主国家への着実な移行
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：法制度整備支援
3. 対象機関：法・司法・制憲議会・国会省、最高裁判所、法務長官府

##### (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ネパールでは、2008年の制憲議会選挙でマオイストが第一党となり、同年5月発足の制憲議会初会合で王制が廃止され連邦民主共和制に移行することが決定された。我が国は2009年以降、民法の支援を通じて国や市民生活の根幹となる基本法の支援を継続的に行ってきた。

その後、ネパール国内では憲法が制定に至らず、政治的な努力が続けられてきた中、2015年4月25日に発生した大地震を契機に、今後の復興のためには憲法制定が重要であるとして、憲法制定に向けた動きが急速化した。その結果、同年9月16日、制憲議会において新憲法草案が採択され、同月20日に新憲法が公布された。2016年1月時点で既に現存する法律の193条項の修正法案が議会に提出されているが、今後は、更なる国家の基盤となる民法等、各種法律の整備が、民主的な国家づくり及び持続的な経済発展に不可欠である。

JDS 事業では特に以下の2点を担える人材を育成することが期待される：

- ・ 国の基盤となる基本法（民法・刑法やそれらに準ずる法律等）の整備
- ・ 投資拡大とそれに伴う経済発展に寄与する商法、会社法、貿易・投資関連法の整備

##### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対ネパール連邦民主共和国 国別援助方針」（2012年4月）及び対ネパール連邦民主共和国事業展開計画（2014年4月）にて、重点分野の一つに「平和の定着と民主国家への着実な移行」を定め、ネパール政府が国家戦略の中で重点化している分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を支援するとしている。

同援助方針に基づき、JICA は「行政能力強化プログラム」及び「民主化プロセスの促進プログラム」等において、特に、新憲法が発布されたネパールにおいて広く民衆の中に、民主的な国家の根幹である「法の支配」の意識の普及と、法へのアクセスの向上を目指して、技術協力等を通じて事件管理制度の改善や、コミュニティにおける司法調停制度の整備等に注力し、同時に政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

##### 【関連する JICA 事業】

##### 技術協力プロジェクト

- ・ 迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト

個別専門家



・ 法整備支援アドバイザー

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

### (2) 案件目標

#### ①上位目標

民法、刑法、会社法、商法、貿易・投資促進関連等の法整備に関する関係行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

#### ②プロジェクト目標

対象機関における、民法、刑法、会社法、商法、貿易・投資促進関連等の法整備に携わる人材の能力が向上する。

### (3) 目標の指標

#### ①留学生の修士号取得

#### ②帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

#### ③帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

### (4) 受入計画人数及び受入大学

九州大学大学院 法学府 2人/年 計8名/4年

### (5) 活動

#### 1) 九州大学大学院 法学府

目標	内容・目標達成手段
①入学前	
入学前の研究環境の整備	・ プレアライバル・トレーニングとして、オリエンテーションセミナー（1年生時9月初旬）を提供する。九州大学入学までの約1か月の猶予期間に行われるセミナーを通して、渡日後の研究の準備や生活を安定したものにするための必要情報を提供する。
②留学中	
ネパールの法整備の諸問題を解決できる能力の向上	・ 「比較法学」的観点から、日本及び先進諸国の法制度・事例及び国際制度・ルールを中心に最先端の指導を行う。 ・ 「理論」と「実践」のバランスの取れた教育を通じて、ネパールの法整備の諸問題を実質的に解決できる（problem-solving）指導を行う。 ・ 留学生及び留学生所属機関のニーズを最大限収斂しながら、研究・指導の内容について教員と留学生と一緒にデザインする「双方向対話型」教育を行う。

学術研究及びリーガルライティングの向上	・ 特別プログラムを活用し、リーガルリーディング&リーガルライティングセミナー、論文執筆とプレゼンテーション技術におけるフォローアップセミナー、論文原稿の英文校閲を提供する。
③帰国後	
協力関係の維持	・ 修了生と定期的にコンタクトをとりながら（メール、年間二回以上の会合（現地面接とプレアライバル・トレーニングの際等））、協力関係を維持する。

### （6）－1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

### （6）－2 投入期間・人数

1 バッチ 2 名 × 4 年 = 8 名  
 2016 年（～2018 年修了）：2 名      2017 年（～2019 年修了）：2 名  
 2018 年（～2020 年修了）：2 名      2019 年（～2021 年修了）：2 名

### （7）相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

### （8）資格要件

- ①職務経験等
  - ・ 対象機関に属している官報職職員であり、応募時に3年以上のネパール政府職員としての勤務経験を有する者
- ②その他：
  - ・ ネパール国籍を持つこと
  - ・ 原則として25歳以上40歳以下（来日年度4月1日現在）
  - ・ 「法学士」の学位号を保有している者
  - ・ 軍に現に奉職していない者
  - ・ 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了・帰国後、母国の発展に貢献する明確な意思を有する者
  - ・ 原則、既に海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士」の学位を取得していない者。また、現在、他の海外支援による奨学金を受給していない者あるいは受給予定でない者
  - ・ 心身ともに健康である者
  - ・ 日本に留学するうえで、十分な英語力を有する者

**Summary of Target Organizations**

No.	Organization	Basic Information		Roles / Mandates	Affiliated Organizations/ Institutions	Top five (5) prioritized Development Issues	Main Strategies/ Plans to tackle the issues		
		Number					Title	Outline	
		Gazetted	Non Gazetted						
1	Ministry of Finance (MOF)	T	1410	2831	Major Roles and functions are as follows: a) Economic Policy, Financial Administration and Control b) Economic Analysis c) Allocation of Economic/ Financial Resources d) Statement of Income and Expenditure (Budget) e) Revenue Policy and Planning f) Revenue administration and Collection g) International Relation for Economic Development and Economic System h) Foreign Aid/ Assistance i) Public debt and Guarantee j) Government Treasury Administration k) Policy formulation, Coordination and privatization of Public Enterprises l) Revenue and Financial Administration Training m) Capital Market	1. Office of the Financial Controller General	(1) Poverty and inequality	(1) Broad base, Inclusive and Sustainable Economic Growth	Continuation of economic reform programs, creation of investment-friendly environment, expansion of economic activities at the lowest level, local production and employment growth
						2. Department of Customs	(2) Inclusive economic growth	(2) Priorities public expenditure	<ul style="list-style-type: none"> <li>Plana and Programs base budget</li> <li>Medium term expenditure framework</li> <li>Efficient, effective and equitable resource allocation policy for the identified prioritized sectors</li> <li>Adapt transparent as well as accountable fiscal and financial information system</li> <li>Pursue self-sustained revenue based public expenditure policies</li> </ul>
		3. Inland Revenue Department	(3) Infrastructure development	(3) Tax base revenue		<ul style="list-style-type: none"> <li>Simplify tax system, broaden the tax base and set fair tax rates</li> <li>Improve the efficiency and effectiveness of tax administration</li> </ul>			
		4. Department of Revenue Investigation	(4) Financial credibility and stability	(4) Best Management practices in public enterprise		<ul style="list-style-type: none"> <li>Make a clear policy statement on privatization considering the past experiences</li> <li>Formulation of Privatization By- Laws/Procedural manual to ensure consistency in procedures for divestiture</li> <li>Revision of the privatization process to streamline the present cumbersome and lengthy process</li> </ul>			
		5. Revenue Administration Training Center	(5) Modernization of agriculture	(5) Foreign aid effectiveness		<ul style="list-style-type: none"> <li>Separating the project identification from the potential funding source until final selection</li> <li>Mobilizing aid resources systematically according to development approach</li> <li>Informing the donors about the national priority sectors and projects/programs regularly</li> </ul>			
		6. Department of Money Laundering Investigation							
2	National Planning Commission (NPC)	T	72	89	The main roles of the organization is to advise government, ministries and departments on the amendments to be made in periodic plans, programs and projects and to appraise project proposals.	1. Central Bureau of Statistics	(1) Development of hydropower and other energies	(1) Enhance the existing power capacity for sustainable development of hydropower	Government and national private capital shall be mobilized in hydropower sector
							(2) Commercialization of the agricultural sector	(2) Ensure food safety and determine standard of agro and livestock	Promotion of exportable crops as identified by the National Trade Integration Strategy
			(3) Development of basic education and health	(3) Extend the investment and opportunities in technical education		Through co-operation with the private sector, NGO sector and development partners			
			(4) Development of roads and other physical infrastructures	(4) Expand transport access to link the different places		Roads network shall be extended to the district headquarters still not being connected			
			(5) Development of tourism, industries and trade sector	(5) Co-operation with the private sector for promotion and development of tourism, industries and trade sector		Investment from private sector shall be attracted			
	M	55	73						
	F	17	16						

No.	Organization	Basic Information		Roles / Mandates	Affiliated Organizations/ Institutions	Top five (5) prioritized Development Issues	Main Strategies/ Plans to tackle the issues		
		Number					Title	Outline	
		Gazetted	Non Gazetted						
3	Office of the Prime Minister and Council of Ministers (OPMCM)	T	60	120	<ul style="list-style-type: none"> <li>Central Secretariat service</li> <li>Coordination and Management of all ministries</li> </ul>	1. Office of Public Procurement	(1) Capacity development/ Training and exposure	(1) HR development	To capacitate HR, training, visit, exposure, academic opportunities
						2. Poverty Alleviation Fund	(2) Motivation	(2) Motivation Plan	To extend motivation tools/ Monitor and non Monitor
						3. Far- western Development Office	(3) Turn over/ Frequency	(3) Succession Plan	Linkage between transfer, career development and leader development
		M	45	80		4. Karnali Development Commission	(4) Logistic support	(4) Reform Inclusive System (PBIS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Rewards for achievement and performance</li> <li>Performance indicator development</li> <li>IT based performance/ working Modality</li> </ul>
		F	15	40		5. Nepal Trust/ office	(5) n/a	(5) n/a	n/a
4	Ministry of Foreign Affairs (MOFA)	T	156	123	<p>Ministry of Foreign Affairs(MOFA) is the central organization of Nepal for the formulating and implementing Foreign policies and programmes, representing Nepal abroad and by keeping and maintaining harmonious relations with nations which has diplomatic relation with Nepal. The core function of Mofa also represents state in major international conferences and events. At last not least overall function of ministry seems similar to other countries Foreign Affairs ministries. Coordination with line ministries regarding the issues and scope of MOFA as per the Government Business allocation directive.</p>	1. Department of Passport	(1) Economic diplomacy	<p>Ministry of Foreign Affairs is the focal organizations on the economic diplomacy. Ministry has the separate Division under the supervision of Joint secretary to handle and overall coordination, Monitoring the activities about the economic diplomacy. Ministry has issued the economic diplomacy directives 2014 as well as other policy and programmes. Mofa is also playing key role for the protection and preservation of the rights of the migrant workers through different embassies situated in capital of the various countries. Labor diplomacy is also one of the key element of our foreign policy. The Remittance covers 30% of GDP and has tremendous role in national economy. Likewise Mofa has classified the sectors of economic diplomacy such as foreign employment, trade promotion, foreign aid, Technology Transfer, Climate change, public diplomacy etc. Economic diplomacy is itself a complex phenomenon and other ministries, private sectors business organization, donors agencies as well as various international organization also the integral parts of this issues. Ministry has been giving special priorities to achieve the benefits from the program of economic diplomacy. Ministry has been allocating separate budget to the mission abroad to launch the programs on Economic diplomacy.</p>	
						2. Department of Consular Service	(2) Environmental issues and climate changes		
						3. Institute of Foreign Affairs	(3) SDGs related Issues		
		M	116	90		4. Mission Abroad	(4) LDCs and LLDCs right and related issues		
		F	40	33			(5) Human rights, migration and refugees issues		

No.	Organization	Basic Information		Roles / Mandates	Affiliated Organizations/ Institutions	Top five (5) prioritized Development Issues	Main Strategies/ Plans to tackle the issues		
		Number					Title	Outline	
		Gazetted	Non Gazetted						
5	Ministry of Federal Affaires and Local Development (MOFALD)	T	510	4200	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Formulation of policies, plans and programs related to local self-governance, local development, remote area development, rural and community development, and water supply drainage and sanitation at local level and their implementation, monitoring and evaluation</li> <li>• Training, research and investigation related local self governance, local development, rural and remote area development, community development, and water supply and sanitation at local level</li> <li>• Coordination of local development, Local human resource and programmes</li> <li>• Mobilization of local human resource and people's participation</li> <li>• Management of local Level fair and market, Coordinate and develop cordial relation among local bodies and administration of vital registration</li> <li>• Policy formulation, implementation and monitoring related to decentralization and devolution</li> <li>• Identification of local technology and its promotion</li> <li>• Local infrastructure and agriculture road construction and maintenance</li> <li>• Social security</li> <li>• Coordination with regional and international organizations for rural and local development etc.</li> </ul>	1. Department of Local Infrastructure Development and Agricultural Road  2. Department of Civil Registration   (1) Participatory development approach    (2) Fiscal sanity    (3) Public - private partnership    (4) Local resource utilization    (5) Environment friendly development , sustainable approach	n/a		
		M	n/a	n/a					
		F	n/a	n/a					
6	Ministry of Commerce and Supplies (MOCS)	T	50	40	International trade facilitation foreign and coordination negotiation at bilateral regional and multilateral level.	n/a	(1) Inclusive trade development  (2) Trade facilitation  (3) Supply side management  (4) Reduce trade imbalance  (5) Negotiation	n/a	
		M	35	30					
		F	15	10					

No.	Organization	Basic Information		Roles / Mandates	Affiliated Organizations/ Institutions	Top five (5) prioritized Development Issues	Main Strategies/ Plans to tackle the issues		
		Number					Title	Outline	
		Gazetted	Non Gazetted						
7	Ministry of Industry (MOI)	T	60	30	<p>The Ministry of Industry is the apex body of industry sector in Nepal. This ministry formulate and implement the various polices to create the positive environment to invest in industry sector in Nepal. Main problems of Nepalese economy is high trade deficit and very few contribution of industrial sector in GDP. To develop and promote in industrial sectors, this ministry, its departments and district level offices are playing positive roles.</p>	1. Department of Industry	(1) Develop required infrastructures, power and other resources to create investable environment in industrial sector	(1) Develop required infrastructures, power and other resources to create investable environment in industrial sector	a) Implementation of Special Economic zone b) Improve the Management of Industrial Districts c) Establishment of One window service center d) Access road and electricity substation for Cement industries
						2. Departments of Small and Cottage Industry	(2) Establish and operation of small, micro and large industry to utilized local resources and balance development	(2) Establish and operation of small, micro and large industry to utilized local resources and balance development	a) Development of micro and small and cottage industry with coordination of community and cooperatives b) Implementation of micro enterprises development program for poverty alleviation all over Nepal c) One village One Product
						3. Company Registrar Office	(3) Review, formulation and implementation of act and policies to create investable environment	(3) Review, formulation and implementation of act and policies to create investable environment	a) Implementation of social security for worker to create friendly environment between owner and employees b) Industrial investment security fund for compensation to minimize industrial risk
						4. Department of Standardization and Metrology	(4) Motivate nonresident Nepali and foreign investors to invest in industrial sector	(4) Motivate nonresident Nepali and foreign investors to invest in industrial sector	a) One window policy for foreign investors b) Treat NRN as a foreign investors
						5. Department of Mines	(5) System development for security of intellectual property rights	(5) System development for security of intellectual property rights.	Establish and operation of Intellectual property office to management, record and safety of IP
8	Ministry of General Administration (MOGA)	T	51	90	<ul style="list-style-type: none"> <li>Personnel Policy of Government of Nepal (Drafting and Implementation)</li> <li>HRM (From recruitment to Retirement); recruitment, training, placement, transfer</li> <li>Promotion, retirement, etc.</li> <li>Record Management, Grievance Handling, Departmental Action</li> </ul>	1. Department of Civil Personnel Records	(1) Law has introduced "Training For All" program. So, we are trying to provide training for each employee at least in every 3 years	(1) Making Civil Service More Inclusive	45% of the total vacant seats to be filled up by open competition are reserved for women, differently able people, minority groups, backward regions ,etc.
						2. Civil Hospital	(2) Enhancing competencies (including IT, language) is our prime concern	(2) Training For All (TFA)	Providing training to all civil employees within 3 years
						3. Nepal Administrative Staff College	(3) We are planning for performance based HRM	(3) Persuasive Partnership Program (PPP)	The main objective of the program is to attract the best brain in civil service, increasing attraction to minorities to make civil service more inclusive
						4. Personal Training Academy	(4) Attracting best brain/ most talented person in civil service	(4) Basic Administrative Training (BAT)	Increasing the duration of training to 1 year and upgrading it to SAARC standard
							(5) We want to introduce best practices of HRM from private sector and international organizations	(5) n/a	n/a
		M	46	77					
		F	5	13					

No.	Organization	Basic Information		Roles / Mandates	Affiliated Organizations/ Institutions	Top five (5) prioritized Development Issues	Main Strategies/ Plans to tackle the issues	
		Number					Title	Outline
		Gazetted	Non Gazetted					
9	Ministry of Home Affairs (MOHA)	T	750	3500	<p>The main role of the organization is the maintenance of the law and order in the country. The organization is also responsible for the disaster response and management of disaster induced and other emergency operation. It is also responsible for directing security agencies including the Nepal Police, Armed Police Force and National Investigation Department. Detailed roles and responsibilities of the organization can be found at the following web address: ( <a href="http://moha.gov.np/home/pageDetails/19">http://moha.gov.np/home/pageDetails/19</a> ) ( <a href="http://moha.gov.np/home/pageDetails/22">http://moha.gov.np/home/pageDetails/22</a> )</p>	<p>1. Nepal Police (1) Human Resource development and retaining trained and experience people</p> <p>2. Armed Police Force (2) Implementation of e-governance and IT trained people</p> <p>3. District Administration Office in all administrative districts of the country(75) (3) Limited resources</p> <p>4. Disaster Management Division</p> <p>5. National Identity Card Management Division</p> <p>6. Human Rights and Legal Advisory Section</p>		n/a
		M	730	n/a				
		F	20	n/a				
10	Commission for Investigation of Abuse of Authority (CIAA)	T	309	511	<p>Commission for the Investigation of Abuse of Authority in an independent constitutional body. The sole duties and responsibilities of the Commission include-</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Implement promotional, preventive and punitive approaches to combat corruption</li> <li>• Investigation and prosecution of the improper conducts and corruption cases in the public sector</li> <li>• File cases on corruption in the Special Court</li> <li>• Monitoring and vigilance of the public activities of public officials and institutions</li> </ul>	<p>(1) CIAA performs its vigilance role to ensure proper utilization of resources in the development projects</p> <p>(2) Capacity building of the human resources for objective and evidence-based investigation is one of the priority areas of CIAA</p> <p>(3) CIAA has currently been facing a challenges of attraction and retention of the staffs from different government services</p> <p>(4) Though, a number of activities like short-term trainings, orientations etc. have been persuading, capacity building activities are constrained due to lack of sufficient resources</p> <p>(5) CIAA has been exploring potential areas for enhancing the capacity of the human resources</p>	n/a	<p>(1) CIAA Strategic Plan (2014 - 2019)</p> <p><b>Vision:</b> • To help build corruption-free Nepal <b>Mission:</b> • Establishment of good governance and rule of law through combating corruption and improper conduct in the public sector <b>Core Strategies</b> • Enforcement of Anti-corruption laws • Prevention of corruption • Public awareness and education <b>Supporting Strategies</b> • CIAA capacity development • Coordination of anti-corruption agencies • Building Regional and International linkages</p>
		M	n/a	n/a				
		F	n/a	n/a				

No.	Organization	Basic Information		Roles / Mandates	Affiliated Organizations/ Institutions	Top five (5) prioritized Development Issues	Main Strategies/ Plans to tackle the issues		
		Number					Title	Outline	
		Gazetted	Non Gazetted						
11	Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation (MOCTCA)	T	54	52	Personnel Administration, Financial Administration, Human Resource Development, General administration of other organizations under the Ministry, Liaison with Nepal Tourism Board, Tourism promotion policy, Overall Policy Formulation, Planning, Programming and Budgeting, Monitoring and Evaluation, Research and Development, Tourism infrastructure development, Bilateral/Multilateral Air Services Agreement, International Convention and Protocol, International Relation: International Civil Aviation Authority (ICAO), Liaison with national and international agencies like UNESCO, World Tourism Organization (WTO), Bilateral Cultural Agreements, Policy with regard to various religious and ethnic groups, tribes, languages, dialects, scripts, arts, culture and literature, Coordination with Department of Archaeology, various boards, trusts and other organizations related to culture	1. Department of Tourism	(1) Human resource development and quality issues	n/a	
						2. Department of Archaeology	(2) Community involvement and local economic impact		
						3. Nepal Tourism Board	(3) Institution, policy and regulation		
		M	44	36		4. Cultural Corporation of Nepal	(4) Tourism infrastructure, natural environment		
		F	10	16		5. Civil Aviation Authorities of Nepal	(5) Investments, business environment, tourism marketing and branding		
						6. Lumbini Development Trust			
12	Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs (MOLJPA)	T	38	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>To draft, examine the draft of Acts, Ordinances, Rules and Orders</li> <li>To carry out codification and consolidation of Laws</li> <li>To render opinion on national and international legal issues</li> <li>To conduct research and studies on review and reform of existing laws</li> <li>To serve as a Central Authority of Mutual Legal Assistance</li> <li>To carry out legal awareness and training on Human Rights related issues</li> </ul>	1. Nepal Law Commission	(1) Competency enhancement of Human Resources	(1) National Plans	Protect, promote and human rights and rule of law
						2. Judicial Service Training Centre	(2) Public awareness on legal issues	(2) Activities under various National Action Plan	UPR Recommendation Implementation Plan, National Human Right Plans, UNCAC Implementation Action Plan, etc
						3. Law Books Management Board	(3) Strengthening legal aid	(3) Internal Working Procedures of the Ministry	Job allocation of all divisions and conducting day to day activities by the ministry
		M	28	14			(4) Protection of human rights through strengthening institutional capacity	(4) Human Rights and Humanitarian Law Awareness Program Working Procedure	Conducting V.D.C. and school level legal education awareness and other programs
		F	10	4			(5) Mutual legal assistance	(5) Developing Integrated Legal Aid Policy	Integrate existing diverse mechanisms on legal aid



No.	Organization	Basic Information		Roles / Mandates	Affiliated Organizations/ Institutions	Top five (5) prioritized Development Issues	Main Strategies/ Plans to tackle the issues		
		Number					Title	Outline	
		Gazetted	Non Gazetted						
13	Supreme Court (SC)	T	549	2327	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Third five year strategic plan of judiciary - 2014/15-2018/19 has been prepared where to develop human resource is taken as special strategic intervention</li> <li>• Civil Service Act 2049 as one of the mandate document guiding the Supreme Court or Judicial personnel</li> </ul>	1. Appellate Court – 16 in number	(1) To attract the law students in judiciary for providing service	(1) Third strategic plan 2014/15-2018/19: Motivate Human Resource	It has plans and policies regarding providing the entrance preparation classes. <ul style="list-style-type: none"> <li>• To do research on attracting personnel and prepare plans accordingly</li> </ul>
						2. District court – 75 in number	(2) To motivate employee involved in judicial works	(2) Third strategic plan 2014/15- 2018/19 incentive.	The government is providing incentive for working extra time by employee. <ul style="list-style-type: none"> <li>• To nominate in different program on merit basis</li> <li>• To award the best person</li> </ul>
						3. Tribunal – 3 in number	(3) To conduct exchange visits with foreign judiciaries	(3) Third strategic plan 2014/15-2018/19	JICE, UNDP, KOICA and other governmental agencies are helping us for finding the right program for exchange visit with foreign judiciary where strategic plan intends to continue and collaborate.
		M	506	n/a		4. n/a	(4) To increase the number of scholarship for higher studies	(4) Third strategic plan 2014/15- 2018/19	The strategy outlines the importance and work, cooperate with other organization for searching the scholarship and program.
		F	43	n/a		5. n/a			n/a
						6. Special court-1 in number			
14	Office of the Attorney General (AOG)	T	405	244	n/a	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Make Decision regarding prosecution in criminal cases and filing charge sheet in the court. Make decision regarding filing suit in civil cases on behalf of the government and file complaint</li> <li>• Provide legal opinion and advice to government and governmental agencies</li> <li>• To represent the government in the court</li> </ul>	(1) Establishment of research centre to conduct socio-legal research	(1) Establishment of Training centre	Provide training to all Government Attorney's and supporting staff
							(2) Development of the capacity of government attorney in emerging crimes	(2) Develop Trainers	Develop Courses for trainer training and provide TOT
							(3) Capacity development of the government attorney in criminal law	(3) Designing course and provide training	Develop training course for specialized service
		M	377	135			(4) Capacity building of government attorney's in use of internet and online materials in work	(4) Establish International Relational Development Division	Develop the relationship of the office with international community
		F	28	109			(5) Capacity development of government attorney in office management		

**第 1 期生（2016 年度来日）の候補者の募集・選考方法**  
(ネパール)

ネパール（以下「ネ国」）における第 1 期の留学候補者の募集・選考は、以下の通り実施された。

**1. 応募者の募集（2015 年 9 月 10 日～11 月 27 日）**

2015 年 8 月 20 日の第 1 回運営委員会で承認された応募資格要件、募集要項・応募書類、選考スケジュールに従い、受入上限人数 20 名の 4 倍に当たる 80 名以上の応募者獲得を目標として以下の募集活動を行った。

(1) ネ国政府からの情報発信

総務行政省から対象機関に応募勧奨に関する書簡の発出を依頼し、同時に総務行政省のウェブサイト<sup>1</sup>に奨学金情報の掲載を依頼した。

(2) JDS ウェブサイト

JDS ウェブサイト<sup>2</sup>を作成し、応募要件、大学情報、選考日程等を掲載した。

(3) プレスリリースの発出、ウェブサイトへの掲載

在ネパール日本国大使館にプレスリリース<sup>3</sup>の発出を依頼した。また、JICA ネパール事務所にウェブサイト<sup>4</sup>への掲載を依頼した。

(4) 対象機関への協力依頼、募集説明会の実施

各対象機関に対して、機関内の若手職員への広報、募集説明会への協力、候補者の推薦（応募見込みスタッフリストの提出）を依頼した。特に、各機関の JDS 担当者の協力が必要不可欠なため、担当者の十分な理解を得られるように手厚く説明を行った。また、運営委員会メンバーに協力を仰ぎ、候補者向けに説明会を行い、計 80 名の参加者を得た。

各説明会の概要は以下のとおり

1. 連邦地方開発省での説明会（連邦地方開発省からの要請）

日時：9 月 24 日(木) 11：00～12：00

場所：連邦地方開発省 3 階会議室

参加者：

対象機関	人数
国家計画委員会	1
連邦地方開発省	22
内務省	3
計	26

<sup>1</sup> 総務行政省ウェブサイト：[http://www.moga.gov.np/main/images/pdf/scholarship/270\\_Minute\\_scholarship.pdf](http://www.moga.gov.np/main/images/pdf/scholarship/270_Minute_scholarship.pdf)

<sup>2</sup> JDS ウェブサイト：<http://jds-scholarship.org/country/nepal/>

<sup>3</sup> 在ネパール日本国大使館プレスリリース：[http://www.np.emb-japan.go.jp/ann/Press%20Release\\_140915.pdf](http://www.np.emb-japan.go.jp/ann/Press%20Release_140915.pdf)

<sup>4</sup> JICA ネパール事務所ウェブサイト：<http://www.jica.go.jp/nepal/english/office/topics/151008.html>

プログラム：

- ①JDS 概要説明 (JICE)
- ②DVD 上映 (JICE のサポート、帰国生インタビュー)
- ③応募書類の書き方についての説明 (JICE)
- ④質疑応答

## 2. 財務省での全体説明会

日時：10月2日(金) 15:00～17:00

場所：財務省3階会議室

参加者：

対象機関	人数
財務省	9
国家計画委員会	5
首相府	4
総務行政省	6
連邦地方開発省	9
工業省	7
内務省	7
商業・供給省	1
文化・観光・民間航空省	2
法・司法・制憲議会・国会省	1
最高裁判所	1
法務長官府	2
計	54

プログラム：

- ①開会の辞 (財務省)
- ②大使館からのメッセージ (大使館)
- ③JDS の目的、導入経緯 (JICA)
- ④JDS 概要説明 (JICE)
- ⑤研究計画の書き方、日本の生活について<sup>5</sup> (日本留学同窓会ネパール (JUAAN<sup>6</sup>))
- ⑥応募書類の書き方説明
- ⑦DVD 上映 (帰国生インタビュー)
- ⑧質疑応答

本説明会において、在ネパール日本国大使館から「JDS を通じて日本から学ぶことは、通常業務や震災復興業務に生かせるため、積極的に応募いただきたい」旨が伝えられ、また、日ネの交流の懸け橋となるよう期待が述べられた。また、JICA ネ国事務所からは、JDS 概

<sup>5</sup> JUAAN から研究計画の書き方や元留学生の視点から日本の生活の紹介がされ、参加者からは大変好評だった

<sup>6</sup> Japanese Universities Alumni Association, Nepal (<http://www.juaan.org.np/index.html>)

要や導入の経緯が説明された。これによって、オールジャパンでの事業取り組み出ることを参加者に伝えることができた。

(5) 募集要項・応募書類・応募勸奨ツールの作成

応募に必要な書類一式、応募勸奨ツールとして、以下を作成し配布した。

- ・ 募集要項 500 部
- ・ 応募書類 500 部
- ・ ポスター 100 部
- ・ フライヤー 各 1,000 部

(6) JICE 専門家、同窓会組織への協力依頼

日本留学帰国生同窓会（JUAAN、NJAA<sup>7</sup>）、および JICA ネパール事務所の専門家の協力を得て、応募対象者や関係者へ JDS 応募勸奨を依頼した。

JDS は帰国生の活用等、他 JICA 事業との連携が期待されることより、現地の JICA 専門家等に面会し、プロジェクトのカウンターパートへ JDS の広報および応募勸奨に協力を依頼した。

協力を依頼した JICA 専門家およびプロジェクトは以下のとおりである。

氏名	プロジェクト	関連省庁
社本 洋典	法制度整備支援アドバイザー	- 法・司法・制憲議会・国会省
長尾 貴子		- 最高裁判所 - 法務長官府
小松原 庸子	ネパール国緊急復興支援事業実施支援	- 財務省 - 国家計画委員会 - 連邦地方開発省
田中 研一	コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト フェーズ 2	- 連邦地方開発省
北館 尚子		
齊藤 望		
牟田 博光	モニタリング評価システム強化計画プロジェクト (終了案件)	- 国家計画委員会
石田 洋子		

なお、JICA 法制度整備支援アドバイザーより、「能力があり、プロジェクト遂行に欠かすことが出来ない」人材として最高裁判所の候補者 1 名が推薦され、当センターからも直接応募勸奨を行った。当該候補者はコンポーネント 2-3「法制度整備支援」の九州大学に応募し、その選考の結果、最終候補者となった。当該候補者は継続した JICA プロジェクト等への関与等、帰国後の活躍も期待されている。

また、当初の応募締め切りの 10 月 30 日時点で有効応募者が 55 名であったため、運営委員

<sup>7</sup> Nepal JSPS (Japan Society for the Promotion of Science) Alumni Association (<http://www.njaa.org.np/>)

会にて 11 月 27 日までの応募期間延長及び、職務経験に関する資応募要件を「ネ国の官報職職員として 3 年以上の勤務経験を有すること」から「現時点で行政官でありネ国の公務員として 3 年以上の勤務経験を有すること」に緩和することが決定された。

これを受けて行った追加の募集活動は以下のとおり。

(1) ネ国政府からの情報発信

通常募集時と同様に、総務行政省から各対象機関への書簡の発出およびウェブサイトへの掲載を依頼した。

(2) JDS ウェブサイト

応募締め切りの延長および応募要件の変更、説明会の日程を掲載した。

(3) JICA ネパール事務所ホームページへの掲載

応募締め切りの延長、応募要件の掲載を依頼した。

(4) 新聞広告への掲載

運営委員会にて、メンバーから新聞広告への掲載が提案されたため、現地の英語紙、ネパール語紙の各 2 社に広告を掲載した。

(5) 対象機関への協力依頼、募集説明会の実施

対象機関を訪問し、改めて JDS への協力依頼を行った。また、候補者向けに募集説明会を実施し、計 29 名の参加者を得た。

1. 財務省での説明会

日時：11 月 23 日(月) 15：00～16：00

場所：財務省 3 階会議室

参加者：

対象機関	人数
財務省	5
汚職防止摘発委員会 (CIAA)	2
首相府	2
計	9

2. 連邦地方開発省での説明会

日時：11 月 24 日(火) 11：00～12：00

場所：連邦地方開発省 3 階会議室

参加者：

対象機関	人数
首相府	2

連邦地方開発省	15
選挙管理委員会 (対象機関外)	1
計	18

### 3. 総務行政省での説明会

日時：11月23日(月) 14:30～15:30

場所：総務行政省3階会議室

参加者：

対象機関	人数
総務行政省	3
計	3

上記の応募勧奨活動の結果、計76名の有効応募者を得た。研究科別の応募者数は表1、対象機関別の応募者数は表2の通りとなった。

## 2. 受入大学による書類審査（第一次審査）の実施及びその結果

提出された応募書類のうち、資格要件を満たす76通の応募書類を各受入大学に送付し、12月14日から1月15日まで書類審査が行われた。また、書類審査に先立ち英語及び数学試験を実施した。1月19日までに全研究科から書類審査の結果を受領し、1月20日に書類審査結果を通知した。

各試験・選考の詳細については、以下の通り。

### (1) ベーシックチェック

11月2日から12月25日にかけて、書類審査の事前準備として、応募時に設定された資格要件、必要な提出書類の有無、応募書類上の記入内容等に関して確認し、不明な点に関して本人に確認を行った。その結果、提出された77通の応募書類のうち76通がベーシックチェックを通過し、有効応募者と判断された。

### (2) 英語試験及び数学試験

ベーシックチェックを通過した候補者に対して、英語・数学能力を確認するための英語及び数学試験を11月21日および12月19日に実施した。英語試験にはIELTSを利用し、数学試験にはJDS事業で経済分野での受入実績のある大学が、修士課程レベルに必要な数学能力を確認するために作成した問題を利用した。

いずれの試験の結果についても、選考上の可否の最低ラインは設定せず、各受入大学に対して受験者全員分の結果を書類審査および専門面接の参考資料として提供した<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 試験結果の取扱については、英語・数学能力の重要性や入学後に求められる基礎能力等が受入大学毎に異なるため、参考情報と位置付けられている。数学試験に関しては、採点結果に加えて、解答のプロセスが記載されている解答用紙も受入大学側に提供。

### (3) 書類審査

審査項目は、学業成績（25点）、帰国後の知識活用法（20点）、研究計画（30点）、推薦状（5点）、該当開発課題との合致度（20点）の5項目であり、100点満点で採点が行われた。合否判定については審査得点による合否ラインは設定せず、受入大学毎に応募者の順位づけを行い、各大学の受入予定人数の3倍を上限として書類審査通過とした。

以上の結果、52名が書類審査を通過した。（表1、表2）

### 3. 受入予定の大学教員による専門面接（第二次審査）の実施及びその結果

2016年2月8日から2月11日にかけて大学教員による専門面接、及び対象機関・現地関係者と大学教員との協議を以下の日程で実施した。

月日		日程
2月8日	月	受入大学教員日本発、カトマンズ着、 JICE ブリーフィング、日本大使館およびJICAとの意見交換
2月9日	火	専門面接（7大学8研究科）
2月10日	水	専門面接（1大学1研究科）
2月11日	木	対象機関との意見交換、大学説明会、 運営委員会への結果報告会
2月12日	金	受入大学教員現地発
2月13日	土	日本着

審査項目は、学問的背景と学習能力（50点）、留学を成し遂げるための素養（25点）、ネ国の開発に寄与する可能性（25点）の3項目であり、100点満点で採点が行われた。また、合否判定は二段階方式（「○」は受入可能、「×」は受入不可）で行われた。審査得点による合否ラインは特に設定せず受入大学毎に応募者の順位づけを行い、「○」と判断された候補者のうち、各大学の受入予定人数の2倍を上限として専門面接の合格対象者とした。その結果、52名の面接対象者のうち31名が専門面接を通過した。（表1、表2）

また、専門面接を受験する46名に対しては、カトマンズ在住者は1月中旬に、地方出身者は専門面接日に健康診断を実施した。その結果、留学不可と判断された候補者はいなかった。

### 4. 運営委員会による総合面接（第三次審査）の実施及びその結果

大学教員による専門面接を通過した候補者31名に対して、2月29日と3月1日に運営委員会による総合面接が実施された。審査項目は、ネ国の開発に寄与する可能性（40点）、留学の成果を長期的に活かしていく素養（30点）、留学を成し遂げるための素養（30点）の3項目であり、100点満点で採点が行われた。合否については、受入大学毎に応募者の順位づけを行い、各大学の受入人数を上限として20名が最終候補者として選考された。（表1、表2）

なお、総合面接に際し、合否のラインに同点の候補者がいた場合、ジェンダー、特定グループ、職位、年齢等を考慮し、総合的に判断することが運営委員会で合意された。その結果を受けて、最終候補者を審査した結果、該当するケースは発生しなかった。

## 5. 留学候補者の獲得における課題と提言

### (1) 奨学金委員会について

ネ国では、海外留学にかかる奨学金プログラムの詳細は官房長官（首相府）、事務次官（法・司法・国会省）、事務次官（国家計画委員会）、事務次官（総務行政省）、局長（財務省）から成る奨学金委員会に諮られる必要がある。JDS においても、第 1 回運営委員会の後、奨学金委員会に諮れ、対象機関の変更が提案された。これを JDS 運営委員会にて検討を行った結果、変更内容は妥当であると判断されたため、一部対象機関を追加・削除することとなった。今回は結果的に体制・方針に影響のない変更であったものの、今後、ネ国側運営委員会に対し、事前に奨学金委員会と協議・調整を行うよう、要請する必要がある。

### (2) 応募者の獲得について

JDS 実施初年度であったため、各対象機関へ説明、特に、他の研修プログラム等の参加者の決定には、各省庁内で推薦制が取られていることが多く、対象機関内での公募制である JDS の応募システムの説明に時間を要した。また、各対象機関での候補者向けの説明会実施の提案に対し、「少人数のみの応募見込みのため、全体の説明会に参加で十分である」との回答が多く、個別の説明会は要請があった連邦地方開発省で実施したのみとなった。これは、上述のとおり一部の対象機関では推薦制と認識されているためであるが、対象機関内での公募制であることを繰り返し説明するとともに、優秀な候補者を推薦していただけるよう、継続して働きかけていく必要がある。

連邦地方開発省などでは、個別の説明会実施依頼を受けるなど、地方への周知を含め、積極的に情報を配布した模様で、その結果、同省より計 24 名の応募があった。一方で、その他省庁では、省庁での周知方法が各部署へ電話通知やウェブサイトへの掲載等に留まり、広範囲に情報が届かなかった可能性があり、幅広く周知するように呼びかけていく必要がある。

2015 年度は 10 月にダサイン休暇（約 1 週間）、11 月にティハール休暇（約 5 日間）があり、ネ国の大型連休が募集期間に重なっていたことも、少なからず影響があったと考えられ、2016 年度以降、これらを考慮した応募期間を設定する必要がある。

2015 年 4 月 25 日に発生した震災被害への対応、9 月 20 日の新憲法公布後のインドとの外交関係の悪化およびそれに起因する燃料不足への対応等で、対象機関内（主に外務省、商業供給省）の人員の余裕がなかったことも影響があったと思われる。

省内の昇級試験（課長から局長への昇級試験が 2015 年 12 月、職員から課長への昇級試験 2016 年 1 月）に行われるなど、JDS 応募への優先順位が下がるとの声もあった。

外務省からの応募について、JICE が応募勧奨のために外務省を訪問した際、外務省より、省の方針で 2015 年度は国外に多くの職員を派遣しており、2017 年までは候補者を送り出すことは難しく、さらに、外務省職員は 3 年ごとに国内と在外大使館を 3 年毎に異動する人事システムとなっているため、職員を 2 年間の留学に派遣することは難しい旨の説明があった。そこで、運営委員会メンバーである在ネパール日本大使館からも JDS に応募者を送るよう再度外務省に依頼した。しかしながら、2015 年度の募集では外務省からの応募はなかった。コンポーネント 2-2 「国際関係の構築」において外務省は主要ターゲット機関であるため、外務



省への働きかけを継続する必要がある。

(3) 対象機関の設定について

行政職の行政官に対する対象機関設定の是非について、一部対象機関の職員より、行政職職員は 2~3 年ごとに省庁を異動する可能性が高く、将来、対象機関で配属される可能性もあるため、全政府機関行政官の応募を認めてほしい旨の意見があった。約半数の研究科の応募倍率が 4 倍を下回っていることより、より優秀な応募者の獲得のため、2 年目以降の募集は、対象機関の追加、もしくは全ての省庁に所属する行政官全てを対象とすることも一案である。

表1 第1期応募者の選考結果（研究科別）

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	応募者	応募倍率	有効応募	書類審査 *1	専門面接 *2	総合面接	最終候補	受入上限
1 持続可能で 均衡のとれた 経済成長のため の社会基盤・ 制度整備	1-1. 経済政策	国際大学	国際関係学研究科	9	3.00	9	9	6	3	3	3
		広島大学	国際協力研究科	9	4.00	8	6	2	2	2	2
	1-2. 産業振興政策	国際大学	国際経営学研究科	5	2.50	5	4	3	2	2	2
		立教大学	経営学研究科	3	1.50	3	3	2	2	2	2
2 平和の定着 と民主国家へ の着実な移行	2-1. 行政運営能力 強化支援	明治大学	ガバナンス研究科 (公共政策大学院)	11	5.50	11	6	4	2	2	2
		国際基督教大学	アーツ・サイエンス 研究科	16	8.00	16	6	2	2	2	2
		山口大学	経済学研究科	7	3.50	7	6	4	2	2	2
	2-2. 国際関係の構築	立命館大学	国際関係研究科	7	2.33	7	7	5	3	3	3
	2-3. 法制度整備支援	九州大学	法学府	10	5.00	10	5	3	2	2	2
合計				77	3.8	76	52	31	20	20	20

\*1 受入上限人数の3倍を上限

\*2 受入上限人数の2倍を上限

表 2 第 1 期応募者の選考結果(対象機関別)

対象機関	応募者	書類審査	専門面接	総合面接	最終候補
財務省	7	7	2	1	1
国家計画委員会	6	4	1	1	1
首相府	9	9	6	4	4
外務省	0	0	0	0	0
総務行政省	2	0	0	0	0
連邦地方開発省	24	18	11	6	6
工業省	5	4	3	2	2
内務省	6	1	1	1	1
汚職防止摘発委員会 (CIAA)	2	0	0	0	0
商業・供給省	3	2	2	2	2
文化・観光・民間航空省	2	2	2	1	1
法・司法・制憲議会・国会省	4	1	1	1	1
最高裁判所	3	2	1	1	1
法務長官府	3	2	1	0	0
合計	76	52	31	20	20